

季刊

労働総研

クォーターリー

1998年夏季号

●ヨーロッパ労働運動の新しい展開

一ノ瀬秀文

No.31

特集 雇用・失業問題とその打開への道

雇用・失業問題とその打開への道——特集にあたって 戸木田嘉久

大量化・長期化する失業者の生活と雇用・就労

保障の現状と課題

草島 和幸

金融ビッグバンによる地域経済と雇用を破壊す

る攻撃とのたたかい

大木 寿

フランスにおける失業の深刻化と失業反対闘争の高揚

小森 良夫

国際・国内動向

シンポジウム「グローバリゼーションと労働法」に参加して

松尾 邦之

アウグスト・ベーベル『選集』の完結によせて

伊藤 セツ

イタリアの週35時間労働の法制化—法案の内容と闘いの現状

宮前 忠夫

富山県における産業構造の変化と経済不況の現状

友相 彰

書評

加藤佑治・内山昂監修・労働総研編

『規制緩和と雇用・失業問題』

関 恒義

日弁連・両性の平等に関する委員会編

『国際化時代の女性の人权—両性の平等と自立』

芹澤 壽良

新刊紹介

建設政策研究所・中小商工業研究所共編『建設産業の現在』

丸山 富治

保団連編『今後の「医療改革」に立ち向かうために

ドイツの教訓—資料集—』

宇和川 邁

労働総研クォーター

第31号 (1998年夏季号)



目 次

●ヨーロッパ労働運動の新しい展開	一ノ瀬秀文	2
------------------------	-------	---

特集 ●雇用・失業問題とその打開への道

■雇用・失業問題とその打開への道——特集にあたって	戸木田嘉久	16
■大量化・長期化する失業者の生活と雇用・就労保障の現状と課題	草島 和幸	22
■金融ビッグバンによる地域経済と雇用を破壊する攻撃とのたたかい	大木 寿	30
■フランスにおける失業の深刻化と失業反対闘争の高揚	小森 良夫	35

国際・国内動向

■シンポジウム「グローバリゼーションと労働法」に参加して	松尾 邦之	44
■アウグスト・ペーベル『選集』の完結によせて	伊藤 セツ	46
■イタリアの週35時間労働の法制化—法案の内容と闘いの現状	宮前 忠夫	48
■富山県における産業構造の変化と経済不況の現状	友梶 彰	51

書 評 ●加藤佑治・内山昂監修・労働総研編

『規制緩和と雇用・失業問題』	関 恒義	55
●日弁連・両性の平等に関する委員会編		
『国際化時代の女性の人権—両性の平等と自立』	芹澤 壽良	57

新刊紹介 ●建設政策研究所・中小商工業研究所共編『建設産業の現在』丸山 富治 ●保団連編『今	59
後の「医療改革」に立ち向かうために ドイツの教訓—資料集— 宇和川 邁	

●読者のひろば	54	●前号 (No.30) の訂正	60
●次号予告	60	●編集後記	61

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

一ノ瀬 秀文

1. ヨーロッパ労働運動の新展開がはらむ問題

90年代後半の、今日のヨーロッパ労働運動は、大戦後の運動高揚期とは全く異なる複雑かつ困難な条件のもとで、新たな展開局面を迎えている。それはこれまでの労働組合運動のあり方そのものの転機ともなるような重大な局面でもある。

本論にかかわることでもあるが、あらかじめのべさせていたがたいことがある。本誌前々号（No. 29、1998年冬季号）の特集の表題は「ヨーロッパ労働運動の力量と問題点」となっていた。それは、編集者の意図と問題意識が極めて意味深長であることを窺わせた。28号に掲載の予告ではそれが、「ヨーロッパ労働運動の力量と弱点」とより明白に示されていた。このときの特集には、私自身も「欧州連合（EU）の政治・経済統合と労働運動」というテーマで執筆に参加することになっていた。ところが、執筆の直前になって心臓病の発作のために任を果たせなくなり、編集部、共同執筆者（とくに宮前忠夫氏）および読者の方がたに非常なご迷惑をおかけする不始末となった。そのことについて深くお詫びを申し上げる。

ところで、迂闊なことに、私が編集部の上記のような問題意識（あるいは問題提起）に気付いたのは、この稿も終わりに近づきつつあるときであった。この問題とは、要するに、90年代半ば以降ヨーロッパで労働運動の新しい高揚の

波が現われているのは事実であるが、この波がストレートに強まり、広まるかのように手放しで評価するわけにはいかないのではないかということであろう。この危惧は、以下のような状況からもそう思わざるをえない。

5月2日に開かれた欧州連合（EU）特別首脳会議（ブリュセル）は、第1次欧州経済・通貨同盟（EMU）加盟国11カ国を決定し、99年1月1日から単一通貨「ユーロ」を発足させることを確認した。だが、実際にはこの単一通貨「ユーロ」の実施と、EU諸国の深刻な長期構造的失業（公式失業者数約1800万人、EU全体の失業率11.0%〔1995年〕）とはコインの表と裏の、切っても切れない関係にある。しかも、この公式失業統計の数字は実際よりは、はるかに低いものであり、不安定雇用のもとにある大量の労働者はここから除かれている。EUで実施されようとしている通貨統合とその実現を目ざす各国の経済政策が多くの経済的・社会的マイナスの結果をもたらさざるを得ないことは、現実の過程がそれを証明している。

97年6月、欧州14カ国の有力な経済学者330人以上がEU首脳会議に出席する首脳あてに公開書簡を送り、そのなかで「EMUは、社会的、環境的、民主的観点から失敗するだけでなく、経済的にも失敗する」「われわれは欧州にとって最大の危険はいまのEMUにあると確信している」と強く警告を発していた（「赤旗」97年6月14日）。また98年2月にポツダム大学のウィム・コスタース、ボン大学のマンフレート・J. M.

ノイマン、ホーエンハイム大学のレナーテ・オーアその他のドイツの著名経済学教授155人がドイツの各紙に意見広告を出し、英「フィナンシャル・タイムズ」投書欄にもそれが掲載されたが、現時点でのユーロ導入はあまりにも早期に過ぎ、「手順を経て導入を遅らせること」(“orderly postponement”)が肝要だとのべていた。とくに、この提言で注目されるのは、「ユーロはヨーロッパの失業問題を解決しない」(The euro does not solve the unemployment problem of Europe.)と明白に断定されていることである。そして、「ユーロ」が導入されれば、為替レートを調整手段として利用する必要がなくなるため、ドイツでもどこでも労働市場のフレキシブル化がいつそう必要になる(つまり、不安定雇用と失業がますますひどくなる)とも指摘されている(*Financial Times*, Feb. 9 '98)。

この155人の経済学教授の提言に名を連ねている学者の1人であり、ドイツ政府経済諮問委員(いわゆる“5賢人”)のメンバーでもあるキール世界経済研究所のホルスト・ジーバート教授の見解がある。彼は98年2月中旬に同研究所から刊行されるレポートのなかで、「現在の自由化された労働市場に規制の手が打たれなければ、目下予定されている単一通貨が実施されるとヨーロッパの失業の増大は不可避である」と指摘しているとのことである(*Financial Times*, Feb. 13 '98)。ユーロと失業あるいは不安定雇用の増大はメダルの両面をなすと強く警告されているのである。

『赤旗』(98年4月30日)がベルリン、ローマ、パリ3特派員の報道を編集した「ユーロ(単一通貨)導入にすすむEU——各国の表情——」という特集記事のなかで驚くべきことが紹介されている。これを読むと本誌編集部の問題意識が杞憂でなかったことがよくわかる。

「各国とも労働組合は一部を除きEMUに賛成の立場です。」

イタリア三大労組の1つ労働総同盟(CGIL)のコフェラーティ書記長は新聞インタビューで『CGILは(イタリアが)EMUの最初のグループに安定的に参加するために犠牲が必要だということに理解を示してきた。同時に、このことによって生じる安定はイタリア経済にとって大きなチャンスになるとの確信を抱いてきた』と手放しの賛意を表しています(ルビは引用者のもの)。

同紙は、つづけてドイツの労組は当初、ユーロ導入が雇用促進につながるとして導入に賛成の立場に立っていたが、超緊縮財政と不可避的に結びつくことが明らかになるにつれ、延長論、慎重論の幹部が増えていくとして、DGB(ドイツ労働総同盟)副議長エンゲレンケーファーが、ユーロ導入によって「欧州規模の社会保障・福祉破壊競争」が、開始されることになり、「緊縮政策の代償がドイツの記録的失業となっている」という批判的見解をのべていることを紹介している。

いずれにしても、EU諸国の労組のほとんどが、EMUに賛成であるというところに、最近における労働運動の大きな高まりという状況にもかかわらず、それが内包するアキレス腱を感じないわけにはいかない。現実には、あとでも見るように、スペインで97年の新労働協約交渉で労働側が整理解雇制度、退職金算定基準の大幅切下げという資本の要求を受け入れるような事態も生じている。また、イタリアについては、本誌No. 26(97年春季号)で在イタリア(当時)の高木督夫氏が「イタリア労働組合運動をどう見るか」という論文のなかで、「73年7月協定」という政労資三者協定をネオコーポラティズム的枠組として闘いを進めるという方式にCGILがとらわれているところにその限界があり、また自主的労組の下からの闘いが発展していながら、三大労組支配体制(ネオコーポラティズム)から完全に自由になり得ていない状況にも問題があると指摘されているのは重要だと思われる。

このようなわけで、状況は非常に複雑である。上述のように、専門の経済学者多数がユーロ実施(EMU体制への移行)が失業をさらに増大させると指摘し、反対を表明しているのであるから、失業、人員削減に反対するのが労働組合

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

運動の基本的任務の1つである以上、当然ユーロ反対の旗幟を鮮明に掲げて自国政府に要求をつきつけるとか、あるいは、さらにヨーロッパの規模での統一行動を展開すべきはずである。だが、そのような動きはなにも一つ起こっていないのが実情である。本誌29号の宮前忠夫氏の論文では、EU各国労組あるいは欧州労連がEUおよびEMUの枠組を前提として労働者の要求と権利を実現していくというヨーロッパ型改良主義の基本路線を進んでいる事情について精細に分析されている。そこで説明されている運動の現実的状況からすれば、本稿での上記のような指摘は超越的批判あるいは乱暴な見方ということになるかもしれない。

この問題は一応さておき、最近のヨーロッパ諸国における闘いがさらに新しい局面に入りつつあることをまず大まかに見ておこう。

ドイツ、フランス、イタリアなどの主要国で強力な労働組合を中心に新しい闘いが次々とくりひろげられているが、さらに、98年に入って、これまでストライキなど起こりそうにもないと思われていた諸国でも闘いが始まるようになった。

デンマークで56万人の労働者がゼネストに入った(4月27日)。EUの周縁的位置を占めるギリシャでも96年以来闘いが続いているが、今年4月初旬、国営航空会社、鉄道、バス、港湾、国営銀行の労働者が24時間ゼネストに突入し、4月末には国営銀行の合併に反対して従業員がストに入っている。「これまでストがなかった」オーストリア、イギリス型雇用政策で失業率が低いオランダでも、アイルランドでも労働者のストライキや抗議行動が起こっている。フランス、ドイツ、イタリアその他で失業者自身が運動を展開するようになり、失業問題の具体的解決が直接的な日程に上ってきた。労働時間短縮闘争の展開もその一環である。

これらの闘いのほとんどが、1999年に実施されるEU通貨統合への参加を目ざして各国政府

が財政赤字削減、政府債務削減のためのリストラ政策を強引に推進しようとしていることに起因しているのが第1の大きな特徴である。したがって、通貨統合の時期が近づくにつれて、「財政改革」のための公務員の人員削減、賃金凍結、国営企業の民営化にともなうリストラ、社会保障費の削減などの攻撃が強まり、労働者たちは、職場を守るために、また、生活と権利のためにたたかいに立ち上るよう迫られることになった。ヨーロッパ各国の労働運動の新しい展開が90年代後半という時期に集中するに至った背景のひとつには、このような事情がある。

もうひとつは、独占の大企業による大量人員削減のリストラの進行である。90年代に入って、旧ソ連・東欧諸国の体制崩壊と資本主義の市場経済への移行、中国の資本主義への市場開放、NAFTA、EU、APECなどの地域経済統合の進展などによって、主要資本主義国の独占企業(多国籍企業、国際金融資本)の競争条件が大きく変化した。各国独占体による世界市場シェアの支配をめぐる競争が新たな激化の局面を迎えた。これをさらに促進する要因となったのが、各産業部門における過剰生産能力の巨大な集積である。自動車、鉄鋼業、海運、航空、自動車タイヤ、ホテルなどでそれが極限に達している。海運や航空に見られるように、今や競争は国際的企業グループの合従連衡のかたちをとり、さらに、国際的な企業買収・合併にまで進むことにもなっている。大銀行の合併が、国内レベルでも、国境を超えたレベルでも激しく進行している。これらが、大規模で容赦ない人員削減を伴う企業リストラとして現われており、それが、「雇用のフレキシブル化」、「労働時間のフレキシブル化」、「アウトソーシング」などというかたちで雇用の不安定化や新たな形態での労働強化を促進しているのである。

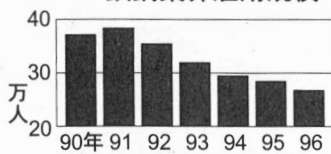
97年の12月、スイスの3大銀行のトップにあるUBS(スイス・ユニオン銀行)と3位のSBC(スイス銀行)が合併して、98年4月にス

イス・ユナイテッド銀行となることが発表されたが、その際、合併に伴い、両行の世界全体で5万6千人に及ぶ従業員のうち1万3千人が削減されることも明らかにされた。このうち7千人がスイスの従業員である。この大量解雇に反対して、チューリッヒ、ジュネーブその他の主要都市で抗議デモが行われている。

巨大銀行や投資銀行、証券会社の大型合併の波が世界的に再び高まりはじめた。UBSとSBCの合併はその一例にすぎない。それらがリストラによる大量の人員整理をもたらすのは不可避となっている。

欧州鉄鋼連盟が発表した資料によると、96年のEU主要12カ国での鉄鋼業雇用者数は前年よりも1万4千人減少して26万5千人となった。91年には約39万人の雇用規模であったの比べると僅か5年間に13万人近くの人員削減が行われたことになる(第1図)。この人員削減は、EUレベルでの過剰生産能力の削減(各国に削減量を配分)と並行して進められてきた。97年3月に、ドイツの鉄鋼・エンジニアリング第2位を占めるクルップが同第1位のティッセンを「敵対的買収」によって合併する計画が発表され、それが人員削減につながるとして、両社の労働組合が抗議ストに立ち上がっている。さらに、

第1図 EU主要12カ国での鉄鋼業界雇用規模



(注) 欧州鉄鋼連盟調べ、スウェーデン、フィンランド、オーストリアを除く

(出所)「日本経済新聞」1997年6月16日夕刊

この合併計画の背後にドイツ最大の銀行ドイッチェ・バンクとドレスナー・バンクがあり、両行傘下の国際投資銀行をつうじて買収資金が調達されることも明らかとなり、両行の本店所在地フランクフルトで5万人規模の抗議集会が開かれたりした。結局、この買収計画は撤回され、新たに、両社は鉄鋼部門だけを切り離して合併さ

せることで合意に達したが、この合併により両社の鉄鋼部門の労働者2万6千人のうち7,900人が削減されることになった。こうして、労働組合はストを継続したが、州政府の仲介により、2001年まで強制解雇が行われないということで目下一応の結着をみている。

以上は1、2の事例にすぎないが、90年代、とりわけ後半に入って大型企業合併に伴うリストラ人員削減が加速度的に増大し、労資のたたかいがますます激化せざるを得なくなっている。

2. 80年代におけるヨーロッパ労働運動の特徴と90年代

90年代のヨーロッパ労働運動の新しい展開というばあい、それは80年代の運動の延長線上での展開なのか、あるいはそこになにか新しい特徴が見出されるものなのか、その点についてしておく必要があるだろう。

とりあえずは、まず、大きな流れを見るために、ILOなどによる公式労働争議統計によって、80年代の動向と90年のそれを見ることにしよう。統計数字は1982年から95年までのものに限られ、肝腎の90年代後半の数字はまだ見ることができない。

統計が82年以降となったが、80年代世界不況に伴う失業がヨーロッパで最も深刻化するのが83～87年であるから、その時期に照準を置いた。失業の増大が労働争議の発展にストレートに結びつくわけではないが、一般的背景となることは確かなので、第4表を参考のために掲げた。なお、労働争議による労働損失日数の統計は、手許の資料では86年以降とそれ以前のものとが整合性がないため、86年以降のものに限らざるを得なかった。甚だ遺憾なのは、90年代後半のヨーロッパ労働運動の新しい展開の口火を切る役割を演じたフランスの95年の数字がこの表で欠けていることである。第3表をみると、フランスにおける「労働争議参加人員」の数は、82年がピークで、以後減少の一途を辿り、ヨーロッ

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

第1表 各国の労働争議件数の推移

(件)

国又は地域名	1982年	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
日 本 ¹⁾	944	893	596	627	620	474	498	362	284	310	263	252	230	—
ア メ リ カ ²⁾	96	81	62	54	69	46	40	51	44	40	35	35	45	31
イ ギ リ ス ³⁾	1,528	1,352	1,206	903	1,074	1,016	781	701	630	369	253	211	205	235
ド イ ツ ⁴⁾	40	114	1,121	53	96	119	42	306	777	367	2,466	413	868	361
フ ラ ン ス ⁵⁾	3,113	2,837	2,537	1,901	1,391	1,391	1,852	1,743	1,529	1,318	1,330	1,351	1,671	—
イ タ リ ア ⁶⁾	1,747	1,565	1,816	1,341	1,469	1,149	1,769	1,297	1,094	791	903	1,054	861	545
カ ナ ダ ⁷⁾	—	—	—	56	748	668	548	627	579	463	404	381	375	326
オ ラ ン ダ ⁸⁾	12	9	16	45	35	28	38	27	29	28	23	12	17	14
ス ペ イ ン ⁹⁾	1,810	1,451	1,498	1,092	914	1,497	1,193	1,047	1,312	1,645	1,360	1,209	908	883
オーストリア ¹⁰⁾	2	4	2	4	11	6	5	7	9	9	3	3	0	1
デン マーク ¹¹⁾	180	161	157	820	215	202	157	132	232	203	151	218	240	424
スウェーデン ¹²⁾	46	92	206	160	75	72	144	139	126	23	20	33	13	36
ノルウェー ¹³⁾	12	9	21	11	16	10	15	14	15	4	16	12	20	11
オーストラリア ¹⁴⁾	2,060	1,787	1,965	1,895	1,754	1,517	1,508	1,402	1,193	1,036	728	610	558	643
ニュージーランド ¹⁵⁾	333	333	364	383	215	193	172	155	127	68	47	50	60	61

原資料出所：日本は労働省「労働争議統計調査年報告」、ドイツはドイツ連邦統計局「Statistisches Jahrbuch 1996」、その他はILO「Yearbook of Labour Statistics 1996」

- 注1 労働争議を伴う争議のうち半日以上と同盟罷業及び作業所閉鎖。
 2 参加人員1,000人以上、全日以上以上の争議。年内に開始された争議。
 3 期間が1日以上、参加人員10人以上又は100労働日以上以上の争議。政治ストを除く。
 4 92年までは旧西ドイツ地域、93年以降は統一ドイツの数値。件数は事業所単位。
 5 局部的対象。農業及び公務を除く。1争議を1企業で行われたものとする。
 6 半日以上、10労働日以上以上の争議。
 7 90年以前はストライキのみ。バスク地方を除く。
 8 100労働日以上以上の争議。
 9 損失労働時間8時間以上の争議。
 10 全日以上以上の争議。
 11 参加人員10人以上。94年は新しい産業分類による数値。
 12 10労働日以上以上の争議。87年以前は公共部門の争議を除く。95年は暫定値。
 (出所)『海外労働白書』1993年版および97年版。注は97年版(86年以降の数字)のもの。

第2表 各国の労働争議による労働損失日数の推移

(千日)

国又は地域名	1986年	87	88	89	90	91	92	93	94	95
日 本 ¹⁾	253	256	174	220	145	96	231	116	85	—
ア メ リ カ ²⁾	11,861	4,469	4,381	16,530	5,926	4,584	3,989	3,981	5,022	5,771
イ ギ リ ス ³⁾	1,920	3,546	3,702	4,128	1,903	761	528	649	278	415
ド イ ツ ⁴⁾	28	33	42	100	364	154	1,545	593	229	247
フ ラ ン ス ⁵⁾	568	512	1,094	800	528	497	359	511	521	—
イ タ リ ア ⁶⁾	5,644	4,606	3,315	4,436	5,181	2,985	2,737	3,411	3,374	909
カ ナ ダ ⁷⁾	7,151	3,810	4,901	3,701	5,079	2,516	2,110	1,517	1,607	1,569
オ ラ ン ダ ⁸⁾	39	58	9	24	207	96	85	45	47	691
ス ペ イ ン ⁹⁾	2,279	5,025	11,641	3,685	2,613	4,537	6,333	2,141	6,277	1,457
オーストリア ¹⁰⁾	3	5	9	3	9	58	23	13	0	0.1
デン マーク ¹¹⁾	93	137	97	53	98	70	63	114	75	197
スウェーデン ¹²⁾	683	15	797	410	770	22	28	190	52	627
ノルウェー ¹³⁾	1,031	13	83	17	139	3	365	34	97	51
オーストラリア ¹⁴⁾	1,391	1,312	1,641	1,202	1,377	1,611	941	636	501	548
ニュージーランド ¹⁵⁾	1,329	366	382	193	331	101	114	24	38	53

原資料出所：日本は労働省「労働争議統計調査年報告」、その他はILO「Yearbook of Labour Statistics 1996」

- 注1 争議行動を伴う争議のうち半日以上と同盟罷業及び作業閉鎖。
 2 参加人員1,000人以上、全日以上以上の争議。
 3 期間が1日以上、参加人員10人以上又は100労働日以上以上の争議。
 4 100労働日以上以上の争議である場合は全日以下の争議を含む。公共部門を除く。1990年3月10日以前は、旧西ドイツ地域の数値。
 5 局部的対象。農業及び公務を除く。1争議を1企業で行われたものとする。
 6 1日7時間労働を基準として計算。
 7 半日以上、10労働日以上以上の争議。
 8 89年以前はストライキのみ。バスク地方を除く。
 9 100労働日以上以上の争議。
 10 労働損失時間8時間以上の争議。
 11 全日以上以上の争議。
 12 1日8時間労働を基準として計算。10労働日以上。94年は新しい産業分類による数値。
 13 10労働日以上以上の争議。87年以前は公共部門の争議を除く。1日8時間労働を基準として計算。
 (出所)『海外労働白書』1997年版

第3表 各国の労働争議参加人員の推移

(千人)

国又は地域名	1982年	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
日本 ¹⁾	216	224	155	123	118	101	75	86	84	53	109	64	49	—
アメリカ ²⁾	656	909	376	324	533	174	118	452	185	392	364	182	322	192
イギリス ³⁾	103	574	464	791	720	887	790	727	298	176	148	385	107	174
ドイツ ⁴⁾	40	94	537	78	116	155	33	44	257	208	598	133	401	183
フランス ⁵⁾	398	38	42	23	22	19	27	20	19	19	16	20	—	—
イタリア ⁶⁾	10,483	6,844	357	4,843	3,607	4,273	2,712	4,452	1,634	2,952	3,178	4,384	2,614	445
カナダ ⁷⁾	—	—	—	98	484	582	207	445	270	253	150	102	81	124
オランダ ⁸⁾	70	20	16	23	17	13	5	15	25	42	52	21	22	55
スペイン ⁹⁾	1,059	1,484	242	1,511	858	1,881	6,692	1,382	977	1,984	5,192	1,077	5,437	574
オーストリア ¹⁰⁾	0	0	0	36	3	7	24	4	5	93	18	7	0	0
デンマーク ¹¹⁾	53	41	51	581	57	57	30	27	37	38	33	59	37	124
スウェーデン ¹²⁾	5	14	24	125	66	11	95	34	73	3	18	29	22	125
ノルウェー ¹³⁾	25	1	31	7	166	2	8	11	61	0.3	39	7	15	10
オーストラリア ¹⁴⁾	706	470	560	571	692	609	894	710	730	1,182	872	490	265	344
ニュージーランド ¹⁵⁾	156	141	160	182	101	80	104	75	44	51	23	20	15	31

原資料出所：日本は労働省「労働争議統計調査年報告」、その他はILO「Yearbook of Labour Statistics 1996」

注1 半日以上、100人以上の争議。間接参加者を除く。

2 参加人員1,000人以上、全日以上の争議。年内に開始された争議。

3 期間が1日以上、参加人員10人以上又は100労働日以上の争議。

4 100労働日以上の争議である場合は、全日以下の争議を含む。公共部門の争議を除く。1990年3月10日以前は、旧西ドイツ地域の数値。

5 局部的対象。農業及び公務を除く。その月ごとに争議の平均参加人数を算出し、計算。

6 半日以上、10労働日以上の争議。

7 89年以前はストライキのみ。バスク地方を除く。間接参加者を除く。

8 間接参加者を除く。

9 100労働日以上の争議。

10 労働損失時間8時間以上の争議。間接参加者を除く。

11 全日以上の争議。間接参加者を除く。

12 当該企業参加者全員。10労働日以上。

13 100労働日以上の争議。87年以前は公共部門争議を除く。

(出所)『海外労働白書』1993年版および97年版。注は97年版による(86年以降の数字が出ている)。

パ諸国中에서도桁違いに少ない状態が長期にわたって続いていた。そのフランスで95年突如として全土を揺がすような大闘争がまき起り、今日もなおそれが続いている。したがって、その数字は95年に桁違いに跳ね上っているはずであるが、まだ、それが発表されていない。96、97年の数字が出るのは、まだ少し先のことになる。また、98年に入って失業者の闘いが全国的な広がりを見せるようになったが、それは、この労働争議統計の数字には現われないであろう。このような点では、労働争議統計が労働者の闘いの全容を示し得ないという限界を示している。また、アイルランドは、ヨーロッパでスペインに次ぐ高失業率の国でありながら、この争議統計では除外されているのも腑に落ちない。ベルギーも入っていない。

なお、ここでは、ヨーロッパ外の諸国、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージー

ランドをも比較の意味で併せ掲示した。

さて、これらの統計によって全体の流れを見ると、労働争議件数、労働損失日数、争議参加人員の数や規模は、80年代前半が大きく、後半に進むにしたがって後退していく傾向にあったことがわかる(84年に西ドイツの争議参加人員が急増したのは35時間労働週を旨とするストライキ闘争が激化したことの現われである。その背景には西ドイツでは83年に不況が深刻化し、失業が急増したことがある)。

多くの国で、80年代のほぼ全期を通じて労働争議が激化している。EU全体の失業率が10%前後の高水準にあったのがこの時期であり、また、80年代世界不況からの脱出が困難で長引いたのがこの時期である。

しかも、この時期は、サッチャー主義に典型的に代表されるネオ・リベラリズムの政策軌道への転換が大がかりに進められた時期であり、労働

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

第4表 OECD諸国の標準化失業率の推移

	1976年	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
OECD諸国計 ¹⁾	5.4	5.4	5.2	5.1	5.8	6.7	8.2	8.6	8.0	7.8	7.7	7.3	6.7	6.2	6.1	6.8	7.5	8.0	7.9	7.5
アメリカ	7.6	6.9	6.0	5.8	7.0	7.5	9.5	9.5	7.4	7.1	6.9	6.1	5.4	5.2	5.6	6.8	7.5	6.9	6.0	5.5
日本	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.6	2.7	2.6	2.8	2.8	2.5	2.3	2.1	2.1	2.2	2.5	2.9	3.1
ドイツ	3.7	3.6	3.5	3.2	2.9	4.2	5.9	7.7	7.1	7.1	6.4	6.2	6.2	5.6	4.8	4.2	4.6	7.9	8.4	8.2
フランス	4.4	4.9	5.2	5.8	6.2	7.4	8.1	8.3	9.7	10.2	10.4	10.5	10.0	9.4	8.9	9.4	10.3	11.7	12.3	11.6
イタリア	6.6	7.0	7.1	7.6	7.5	7.8	8.4	8.8	9.4	9.6	10.5	10.9	11.0	10.9	10.3	9.9	10.5	10.2	11.1	12.2
イギリス	5.6	6.0	5.9	5.0	6.4	9.8	11.3	12.4	11.7	11.2	11.2	10.3	8.6	7.2	6.9	8.8	10.1	10.4	9.6	8.7
カナダ	7.1	8.1	8.3	7.4	7.5	7.5	10.9	11.9	11.2	10.5	9.5	8.8	7.7	7.5	8.1	10.3	11.3	11.2	10.3	9.5
主要7カ国	5.4	5.4	5.1	4.9	5.5	6.3	7.7	8.1	7.3	7.2	7.1	6.7	6.1	5.7	5.7	6.4	7.0	7.2	7.0	6.8
ベルギー	6.4	7.4	7.9	8.2	8.8	10.8	12.6	12.1	12.1	11.3	11.2	11.0	9.7	8.0	7.2	7.2	7.7	8.6	9.6	9.5
フィンランド	3.8	5.8	7.2	5.9	4.6	4.8	5.3	5.4	5.2	5.0	5.3	5.0	4.5	3.4	3.4	7.5	13.0	17.7	18.2	17.1
アイルランド	—	—	—	—	—	—	—	14.0	15.5	17.0	17.0	16.7	16.2	14.7	13.3	14.7	15.5	15.6	14.3	12.9
オランダ	5.5	5.3	5.3	5.4	6.0	8.5	11.4	12.0	11.8	10.6	9.9	9.6	9.1	8.3	7.5	7.0	5.6	6.2	6.8	6.5
ノルウェー	1.7	1.4	1.8	2.0	1.6	2.0	2.6	3.4	3.1	2.6	2.0	2.1	3.2	4.9	5.2	5.5	5.9	6.0	5.4	4.9
ポルトガル	—	—	—	—	—	—	—	7.8	8.4	8.5	8.4	7.0	5.7	5.0	4.6	4.1	4.1	5.5	6.8	7.1
スペイン	4.5	5.1	6.8	8.4	11.1	13.8	15.6	17.0	19.7	21.1	20.8	20.1	19.1	16.9	15.9	16.0	18.1	22.4	23.8	22.7
スウェーデン	1.6	1.8	2.2	2.1	2.0	2.5	3.5	3.9	3.4	3.0	2.8	2.3	1.9	1.6	1.8	3.3	5.8	9.5	9.8	9.2
オーストラリア	4.7	5.6	6.2	6.2	6.0	5.7	7.1	9.9	8.9	8.2	8.0	8.0	7.2	6.1	6.9	9.5	10.7	10.8	9.7	8.5
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.0	4.0	5.5	7.1	7.7	10.3	10.2	9.4	8.1	6.3
EU諸国	5.0	5.4	5.6	5.7	6.4	8.1	9.4	10.0	10.4	10.5	10.5	10.2	9.6	8.7	8.1	8.5	9.4	10.9	11.4	11.0

資料出所：OECD「Economic Outlook 60」（96年12月）

- 注1 93年までは24カ国、94年はメキシコを加えた25カ国、95年はチェッコ、ハンガリー、ポーランドの3カ国を加えた28カ国。
 2 「標準化失業率」は、ILO/OECD ガイドラインに基づくもの、失業者は、労働年齢の者で、就業しておらず、就業可能で、かつ、求職活動（自営開業のための準備等を含む。）を積極的に行ったものをいう。失業率は、軍人を含む全労働力人口に占める失業者数の割合。
 3 ドイツは、92年まで旧西ドイツ地域、93年以降は統一ドイツによる数値。
 4 EU諸国は、ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、ベルギー、フィンランド、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデンのみ。
 （出所）『海外労働白書』1997年版。

者と国民への犠牲転嫁の攻撃が激しいかたちで強行された。イギリス統計局の数字で見ると第5表のように、サッチャーが首相として登場する1979年から80年代前半にかけてイギリス労働者のストライキ闘争が激しく闘われ、80年代後半になってからそれが後退傾向に転じたことが窺われる。この数字はILO統計を基礎とする第1～3表とは数字が異っている。1982年には鉄道スト、病院ストが長期にわたって闘われ、84年には港湾、政府情報通信本部（Government Communications HQ）などでのストライキ闘争もあったが、なによりも中心となったのは、81年から84年にかけての炭鉱労働者の闘いであり、とりわけその頂点となったのが84年の炭鉱大ストライキで、ほぼ1年にわたる長期で大規模な闘争となった。この攻防は、イギリス全体における労資の力関係を変えるほどの天下分け目の

闘いの性格をもっていた。それは、サッチャー主義＝ネオ・リベラリズム戦略との対決でもあった（Christopher Johnson, *The Economy under Mrs Thatcher 1979–1990*, Penguin Books, 1991, pp. 228–229）。80年代には、いくつかの国でこのような戦闘的で大規模なストライキ

第5表 イギリスにおける労働争議

年	労働争議	
	参加人員 (千人)	損失労働 日数(千日)
1975	789	6,012
1976	666	3,284
1977	1,155	10,142
1978	1,001	9,405
1979	4,583	29,474
1980	830	11,964
1981	1,512	4,266
1982	2,101	5,313
1983	573	3,754
1984	1,436	27,135
1985	643	6,402
1986	538	1,920
1987	884	3,546
1988	759	3,702
1989	727	4,128

資料：イギリス統計局
 （出所）日銀統計局「外国経済統計年報」1989年版

第6表 スペインの失業率の性別、年令別動態 (%)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
全 体	21.0	20.5	19.5	17.3	16.3	16.3	18.4
男 性	18.0	16.8	15.2	13.0	12.0	12.3	14.3
女 性	27.4	28.0	27.7	25.4	24.2	23.8	25.6
16～24歳	45.1	43.1	39.9	34.4	32.3	31.1	34.5
25～54歳	15.3	15.0	14.7	13.7	13.1	13.7	15.7
55歳以上	8.9	8.9	8.4	8.2	7.6	8.0	9.0
長期失業者	9.1	11.1	10.9	9.7	8.6	8.3	8.3

(資料) OECD※2年以上失業している者

(出所) ステファン・レッセニヒ「スペイン——権威主義体制後の福祉国家における労働市場政策と社会政策」、ハンス・ユルゲン・ビートリング/フランク・デッペ共著、『西ヨーロッパにおける失業と福祉国家』Leske + Budrich出版社、1997年、原書299ページ。

闘争が行われているが、90年代前半には全体の流れとしては後退していく傾向にあった。スペインもそのような典型例の1つだと言える。

1988年のスペインの労働争議による労働損失日数および争議参加人員数が、アメリカを除く他の諸国のいずれの時期の数字に比べて、ずば抜けて大きいのにわれわれは気付く。これは“14-D”として知られるスペイン史上最大のゼネストで、労働者総数7百万人の90%が仕事を止めた年である。同年12月14日の大ゼネストのことであり、DecemberのDをとって、“14-D”と呼ばれている。スペインは、ヨーロッパで最も失業率が高く、なかでも25歳以下の青年の失業は絶望的なほど高く、青年失業者全体の僅か0.3%が家族に頼らず自活しているだけで、ほとんどすべてが家族が扶養するという深刻な状況にあった。この年、社会労働党(PSOE)政府は、職業訓練中の青年の最低賃金の切り下げなどの労働条件改悪を含む「青年雇用計画」(Plan de Empleo Juvenil)——青年労働者にたいする社会保障の義務をないものとし、彼らを労働協約外の雇用に置くといった内容のもの——を発表したが、これによって社会的憤激がにわかに高まった。社会労働党系の労働組合ナショナル・センターのUGT(労働総同盟)と共産党系のCCOO(労働者委員会)が統一ゼネストを呼びかけた。この未曾有の大ゼネストの圧力によって、政府は上記の計画を撤回し、

UGTとCCOOは以後連帯して行動するようになった。そして、このことを契機に社会労働党政府とUGTとの間に亀裂が生じ、それはますます深まっていくことになる。労働組合が全国的規模で団結してたたかえば、いかに大きな力を発揮し、反動的な政策を阻止することができるかということを、このゼネストは見事に証明した。

そして、さらに92年、94年にも、スペインで大きなゼネストが闘われたことを、上記の表は示している。92年、政府は突如として、経済・社会政策における緊縮計画を発表し、これに対してUGTとCCOOは2度に亘る統一ゼネストで決戦を挑んだ。しかし、このゼネストによって、EU通貨統合参加の日程につながる緊縮計画をくつがえすことに成功するには至らなかった。以後、UGTとCCOOは、つぎつぎと休むことなき対応を迫られ、消耗していくことになる。93年末に政府は新たに「労働市場改革」なるものを提起してきた。その柱になったのは「労働見習契約」と呼ばれるものであったが、88年のゼネストで撤回したものを、またもや、形を変えて押しつけてきたのである。すでに前年には失業手当の賃金補償率の切下げの実施強行など攻撃が相次ぐようになってきた。

88年と90年代との間にスペインの労働組合にどのような力の変化が生じたのか。90年代世界不況が92-3年に深刻化した。スペインの失業率が急速に高まっただけでなく、不安定雇用(短期雇用)の比率が87年の15.6%から89年の26.6%、91年の32.2%へと高まっていた。これが、組合の組織力と戦闘力を弱めたのではないかと見られている(Martin Rhodes, Spain, in: Hugh Compston (ed), *The new politics of unemployment: radical policy initiatives in western europe*, Routledge, 1997, P. 117.)

このようななかで、まだUGTの拠りどころであった社会労働党政府関係者の不正・腐敗事件

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

が次々と明るみに出るに至り、国民の政治不信が高まった。

1996年3月の総選挙で、右翼の国民党 (Partido Popular, PP) に政権が移行するだろうと早くから予測されていたが、その通りになった。政治的力関係も大きく変化したのであった。そして、97年4月、国民党政府が仲立ちとなった労資交渉において労働側は、新労働協約に反対する力を失って合意に追い込まれ、調印がなされるに至った。それは、韓国でも焦点となっている「整理解雇制」——経営不振などの理由があれば解雇が正当と見なされる——を認め、早期退職（早期解雇）も含み、退職金の算定水準をも大きく切り下げるというものである（詳細は「日本経済新聞」97年4月13日。Financial Times, survey: Spain, May 27 1997. P. 12）。

この新しい協約により、これまで企業の手を縛っていた整理解雇（リストラ）のたがが外されることになり、労働者が受けとる退職金は大幅に削られることになった。こうして、今後スペインの失業と不安定雇用はますます増大していく可能性がある。

このように、イギリスとスペインでは史上最大ともいえるほどの大闘争を戦闘的にたたかった労働運動が敗北を喫し、後退を余儀なくされるという状況もある。だが、これによって労働運動の息の根が止められ、資本の労働支配が安泰となったと見るのは早計にすぎる。資本と労働の関係が存在する限り、労働者は必ず反撃の力を取り戻すことは避けられない。とりわけ、90年代末世界資本主義は政治的にも経済的にも構造的に極めて不安定となっており、それが内包する諸矛盾はますます激化の一途を辿っていて、支配体制の基盤はけっして強力なものとは言えなくなっている。イギリスのように、労働組合の力が弱体化され「労働市場のフレキシブル化」が極度に進んだ国ですらも、巨大企業が資本支配の力を過信して、労働者に攻撃を仕掛け、強力な反撃を受けて痛い目に会うというケー

スもある。弱まったとはいえ、イギリス労働運動は、まだ闘う力を保持している。

97年7月に、世界的な巨大航空会社英国航空 (BA) は、スト破りのための臨時地上勤務要員を人材派遣会社のマンパワー社を通して募集して、客室乗務員の賃金体系変更（事実上の賃下げ）、機内食配膳業務、技術・整備部門の外注化（アウトソーシング）などのリストラ計画を推進しようとした。これにたいして、乗務員組合 (7000人)、運輸一般労組 (TGWU、9000人)、地上勤務員労組 (GMB、4500人)、がストに入り、7000人がヒースロー空港、ガトウィック空港でピケを張った。これより前の5月に、英国航空は「89年客室乗務員」(Cabin Crew '89) という第2組合（約1700人）と秘密裡に新しい賃金協約を結ぶという卑劣なことまでしていたが、ストを切り崩すことはできなかった。第1次ストだけで英国航空は2億ポンド以上の損失を出したと見られる。国際運輸労連 (ITF) が、各国の航空労組にたいしストへの連帯を呼びかけ、日本を含め多

くの国から連帯の意志表明が寄せられた。争議は9月になって最終的に英国航空側が折れるかたちで結着を見ることになった。『ニューズウィーク』誌 (97年7月21日) は、この英国航空乗務員ストは、同社の最近の歴史における最も深刻な労資紛争であったと書いている。英国航空のような巨大企業の力をもってし

第7表 イギリスにおける労働争議

年	労働争議	
	参加人員 (千人)	損失労働 日数(千日)
1981	1,512	4,266
1982	2,101	5,313
1983	573	3,754
1984	1,436	27,135
1985	643	6,402
1986	538	1,920
1987	884	3,546
1988	759	3,702
1989	727	4,128
1990	285	1,903
1991	175	761
1992	142	528
1993	383	649
1994	87	278
1995	169	415

資料：イギリス統計局

(出所) 日銀統計局『外国経済統計年報』1995年版。第5表と重複する部分がかかなり多いが、このようにするほうが流れをはっきり見ることができるのでお許しを乞う。

ても、労働者の団結した闘いによって敗北を喫することになったのである。

だが、このようなたたかいが見られるにしても、トータルな流れで見ると80年代に比べて90年代には、運動の波がさらに大きく後退していることがはっきりと見てとれ、それが90年代イギリスにおける多様な不安定雇用の増大を押しとどめることができなかったことを示している。しかし、96年から98年の統計が見られるようになれば、イギリスでも90年代後半になって流れに一定の変化が生じつつあることが分かるであろう。事実、日銀『国際比較統計』1997年版によれば、1996年の損失労働日数は95年の41万5千日から96年の130万3千日へと一挙に3倍以上に跳ね上がっている。争議参加人員数などが示されておらずデータ不足ではあるが、ある種の局面転換が始まったことが感じられる。

[なお、ついでながら付け加えておくと、日銀国際局編『外国経済統計年報』が97年度版から廃刊となり、各国別の争議統計を残念ながら見るができなくなった。これも橋本行財政改革によるリストラの一環であることは間違いない。]

3. 90年代後半におけるヨーロッパ労働運動の新しい展開とその特徴

ヨーロッパ労働運動の新しい展開が90年代の何時からと確定するのは非常に難しい。人によっていろいろな見方があり得るであろう。私は、95年秋のフランスにおける公共部門を中心とする統一ゼネスト（9月の400万人の24時間スト、11月から12月にかけての500万人規模の6波に及ぶ統一ゼネストや抗議デモ）を一応の画期の指標とし、96年以降、主要諸国で新しい闘いが大規模かつ広域的にくり広げられるようになったことから、「90年代後半」を新局面だと考えている。フランスの95年闘争が「90年代後半」に属さないことは言うまでもないし、フランスでの闘いだけを指標として「ヨーロッパの労働運動」の画期を云々するわけにはいかないであら

う。ではどう理解すればよいのか。

「いろいろな見方があり得る」というのは、95年以前にも95年のフランスの状況と同様の種々の闘いがすでに他の諸国で先駆的に起っていたからであり、また、それらが「運動の新しい展開」という特徴をもっていたのであるから、それらを「新しい局面」から除外するのは誤まりではないかという見方も成り立ち得るのである。そのような見方を否定するのは難しい。

たとえば、92年にドイツでÖTV（公務員・運輸・交通労組）が、賃上げを含む新労働協約をめぐる交渉決裂で18年ぶりのストに突入したケースがある。賃上げ要求は旧西独部の公務員230万人について92年に9.5%の引上げを迫ったものであった。ストは11日間に及び、最高時40万人が参加した。郵便、鉄道、病院、空港の機能がストにより大きな影響を受けた。賃上げ要求は一定の引上げ率で妥結した（『海外労働白書』1993年版による。なお、第1～3表を参照のこと——92年のドイツの労働争議件数がズバぬけて多いのが注目される）。

さらに、94年には、ドイツ郵便労組（DPG）が、通信、郵便、郵便貯金（これら全体の従業員数70万人）の民営化にともなう共同福利厚生施設の廃止をめぐる交渉が決裂したため、6月、警告ストを実行した。全国28の郵便局、39の電話局がストに突入、1万800人がこれに参加した（同上、1995年版による）。

また、フランスでは、1993年9月、エール・フランスが4万4000人の従業員のうち4000人（うち、1000人が乗務員）を削減し、30の不採算路線を廃止するなどの合理化案を発表したが、これに反対して地上職員を中心に、10月、2週間以上に及ぶ長期ストが行われた。ストにより機体整備、貨物などの地上部門がストップ、他の航空会社も運休が続出し、警察が出勤する事態となった。政府は、スト激化が他の国営企業に波及することを惧れて、運輸大臣の合理化計画撤回発言という形で、ストの収拾を図った（同

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

上、1944年版による)。

イタリアでは、1994年11月12日、“イタリア史上最大のデモンストレーション”が行われた。これより先の9月27日、イタリア政府が95年度緊縮予算関連法案として年金制度改悪(老齢年金支給開始年齢の引上げ、その実施時期の繰り上げ、退職年金加入期間の35年から40年への延長、年金金額算定方法の改定)を発表したのに反対して、3大労組連合(CGIL、CISL、UIL)がゼネストを指令した。スト参加者数は、組合側では約400万人、当局は約150万人と大きく食い違い、報道は約300万人と伝えていた。11月の政府緊縮予算法案に反対する抗議集会とデモ行進への参加規模は主催者側によれば150万人(当局130万人)という大きなもので、戦後はじめてのことであった(同上)。

このような諸事実で見ると、ヨーロッパ労働運動の新しい胎動は95年以前から始まっていたといえる。「18年ぶりの長期大ストライキ」(92年ドイツÖTV)、国営企業の民営化にともなうリストラに反対する長期スト(エール・フランス、93年)、3大労組連合による共同ゼネストと「史上最大のデモ」(イタリア、93

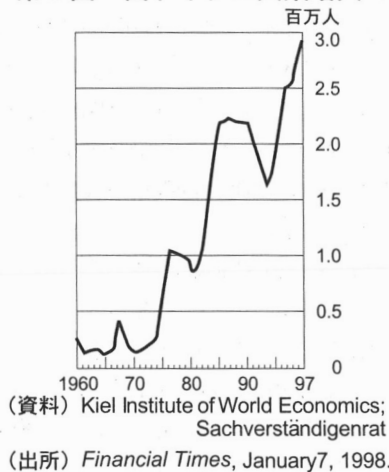
年)というように、これらはすべて新しい闘いの始まりを告げるものであった。したがって、90年代のヨーロッパ労働運動を「前半」と「後半」とに区切り、「後半」を「新しい展開局面」と規定することに特別の意味があるのであろうか。私見では、そのような区分が90年代前半の闘いと後半のそれとの連続性の否定のようになってはならないと考える。前半の闘いと連続性なしに、後半の闘いがあるわけではない。エール・フランスの民営化によるリストラは依然として実現されていないし、ドイツのÖTVの98年3月3～4日のスト、ドイツ郵便労組の97年9月下旬の郵便民営化促進反対の30万人行動(作業停止を含む抗議行動)、10月10日の4万人デモといった新しい闘いもそのような連続性をもっている。97年6月11日には、ドイツ労働総同盟傘下のÖTVと警官労組が共催で制服警官、消防士、刑務所職員の1万人以上の抗議デモ(政府の緊縮計画による退職年限の繰り上げ、夜間・土日出勤手当削減、クリスマス一時金に含まれる危険勤務手当の削減への抗議)が行われている。前日にも5千人デモが行われた。これらは、いくつかの事例にすぎないが、前半の闘いが後

第8表 EU主要4カ国の鉱工業生産と失業の動向

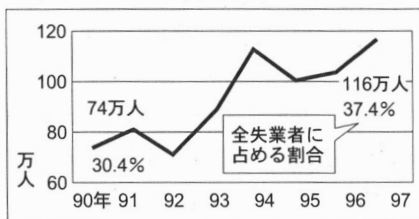
	鉱工業生産指数				受注指数 ドイツ 製造業	雇 用							
	英国	ドイツ	フランス	イタリア		英 国		ドイ ツ		フランス		イタリア	
	(1990 =100)	(1991 =100)	(1990 =100)	(1990 =100)		失業 者数	未充足 求人数	失業 者数	失業 率	求職者数	失業 率	失業 者数	失業 率
	(=100)	(=100)	(=100)	(=100)	(=100)	(千人)	(千人)	(千人)	(%)	(千人)	(%)	(千人)	(%)
1995年	106.7	98.8	99.6	107.9	96.6	2,308.2	182.8	3,628	9.4	3,005.5	11.6	2,724	12.1
1996年	107.9	98.5	99.9	104.8	96.9	2,104.0	225.8	3,984	10.4	3,081.7	12.3	2,763	12.2
1997年	—	—	—	—	—	1,582.8	283.3	4,404	11.4	3,027.8	12.5	2,805	12.4
1997年2月	108.5	99.9	101.4	105.9	98.9	1,748.1	271.6	4,271	11.2	3,092.3	12.5	2,809	12.4
3月	108.3	100.8	101.0	106.5	100.0	1,710.8	275.3	4,267	11.2	3,087.5	12.5	(1-3)	
4月	109.2	100.5	103.5	107.2	102.8	1,654.4	274.6	4,300	11.2	3,081.1	12.5		
5月	108.6	99.6	102.6	107.5	102.0	1,637.3	274.3	4,363	11.4	3,113.5	12.5	2,875	12.5
6月	110.3	102.1	102.9	107.6	103.7	1,599.8	282.9	4,386	11.4	3,130.9	12.6	(4-6)	
7月	111.4	106.0	104.9	107.5	104.7	1,545.2	285.1	4,414	11.5	3,113.0	12.5		
8月	110.5	101.1	104.9	108.6	106.1	1,495.4	292.1	4,466	11.6	3,132.6	12.5	2,688	11.7
9月	110.4	100.6	103.9	107.8	105.7	1,473.8	300.2	4,498	11.7	3,127.9	12.5	(7-9)	
10月	110.2	103.2	107.5	108.9	105.0	1,463.2	311.5	4,512	11.8	3,125.6	12.5		
11月	109.5	102.9	105.5	109.6	104.4	1,439.9	289.3	4,518	11.8	3,114.6	12.4	2,846	12.4
12月	—	103.5	—	—	103.5	1,411.2	279.3	4,532	11.8	3,027.8	12.2	(10-12)	
1998年1月	—	—	—	—	—	—	—	4,823	12.6	—	—		
前月比(%)	▲0.6	0.6	▲1.9	0.6	▲0.9	▲2.0	▲3.5	▲1.5	—	▲2.8	—	—	—
前年比(%)	0.8	0.8	5.4	4.9	10.0	▲25.1	4.9	3.7	—	▲1.7	—	2.0	—

(出所)『日本経済新聞』1998年2月9日の「景気指標」による。

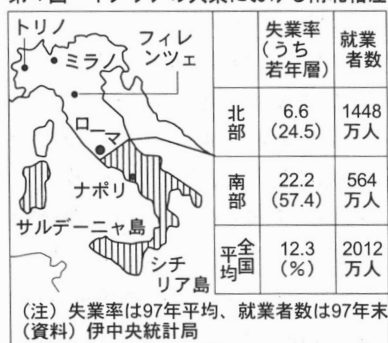
第2図 西ドイツの失業増大



第3図 フランス長期失業者数
(失業期間1年以上)



第4図 イタリアの失業における南北格差



(出所) 「日本経済新聞」98年3月14日

半の新しい闘いの展開に連続していることは明らかである。

だが、90年代後半のヨーロッパ労働運動は前半の闘いの単なる延長ではない、新しい特徴、広がりを持つに至った。その点に注意を払うこ

とも、また、重要な意味を持つであろう。この問題と、冒頭のヨーロッパ労働運動が持つ基本的弱点の問題とは一応切り離して見る必要があるであろう。紙数の制限をすでに超えているので、90年代後半のヨーロッパ労働運動の展開の新しい特徴について箇条書き的に記すことにしよう。

第1。95年5月の大統領選挙と総選挙によってシラク＝ジュベ保守政権が成立し、同年秋に96年度公務員給与凍結、国鉄リストラ、公共料金引上げなどの財政緊縮政策が打ち出されたのにたいして、公共輸送部門（地下鉄、国鉄、バス、航空）、公共サービス部門（郵便、電話、ガス、電気、学校、病院）の労働者400万人（500万人とも言われる）の24時間統一ゼネストが3大労連 CGT、CFDT、FO）によって10年ぶりに実施されたが、この闘いは、さらに11月14日の24時間ゼネストなど12月中旬まで6波に及ぶゼネスト、抗議デモとしてくりひろげられていくことになった。それは、国営銀行、税関などにも及び、一部民間部門も合流した。95年を90年代後半とは言えないが、フランスのこの闘争は、96年6月の民営化反対のスト、デモ（4月には、フランス・テレコム24時間スト）、さらに9月の公共各部門の闘い、10月の24時間ゼネスト、11月の長距離トラック運転手のストライキをふくめ、通信社、ラジオ、TV、新聞その他のストに連続していくからであり、また、この過程のなかで、共産党閣僚も参加するジョスパン社会党政権の誕生（97年5月）、97年10月の公共交通機関スト、11月のトラック労働者のスト、35時間労働週の法制化実現をめざす賃下げなしの労働時間短縮闘争、同年末から98年にかけての失業者の手当増額を含む闘いの全国的拡大（これはドイツにも波及していく）というように、95年の闘いが96年以降の展開と連続的につながっていることから、95年を含めて90年代後半ととらえている。

このフランスの長期で大規模な運動の新しい

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

展開が、90年代前半の各国での闘いと質的にどのように区別されるかということについてはもはや改めてのべるまでもないであろう。

ドイツでの闘いは、フランスとはやや違ったかたちで、96年にIGメタルを中心とするストライキ闘争としてはじまっているが、97年、98年になるとÖTVなどの公務、公共部門の闘い、失業者の闘争というようにフランスと同様の展開になっていく。

ギリシャでの闘いも同様である。

いささか舌足らずではあるが、第1の根拠として以上のようなことが指摘されるであろう。

第2。主要国を含め、多くの諸国で安定した正規の雇用が増大せず、失業と不安定雇用が90年代後半にさらに深刻化している（第8表、第2図）。イギリスをはじめ、失業率が低下している国では、正規の安定的雇用が増大しているわけではない。長期失業者の数とそれが全体に占める割合は依然として高まっている（第3図）。また、青年の失業率が全体の失業率よりもはるかに高い。イタリアのばあいは、それが南北格差によって極限まで増幅されている（第4図）。イタリアでは、97年に南部での青年の失業率が57.4%と過去最高水準に達した。これは政府がEMU参加のため緊縮財政を進め、南部への投資を削減したことによって拍車が駆けられたとされている。イタリア3大労組は98年3月、緊急政労協議を開き、南部の失業改善のための投資増大を要求したが、合意に達せず、ゼネストをも辞さないという態度表明を行っている（「日経」紙、98年3月14日、17日）。3月末には、ナポリでゼネストが実施され、3大労組指導者も参加して南部4都市市長を先頭に失業反対デモが行われ、10万人が参加している（「日経」紙、98年3月21日）。

このイタリアの事例が示すように、90年代後半の労働運動の新しい展開と各国での失業のいつそうの悪化とが同時に進んでおり、労働組合は失業問題に真正面からの対応にますます迫

られるようになっている。

雇用拡大のために週労働時間の短縮という運動が強まってきたのには、そのような背景があるといえる。賃下げなしの35時間労働週の法制化実現という運動それ自体は積極的意義をもち、90年代後半の労働運動の新しい展開だと評価しなければならない。だが、それがストレートに雇用の拡大と失業解消に結びつくと考えれば事はそれほど容易ではない。

ここで、さきのヨーロッパの経済学者たちの「ユーロ」反対声明とのかかわりが、大きく浮び上ってくる。「ユーロ」導入につながる財政緊縮政策、民営化政策などとの闘いが90年代後半にますます激化せざるを得なくなっている。公務員、公共企業体労働者のストライキ闘争が大規模化し、広がり、ますます全体の運動の中心的役割を演じるようになってきている。

第3。これまで「ストがない国」として有名であったオーストリアで、97年に、税関職員、大蔵省職員を中心に公務員の闘争が2カ月にわたって続き、7年ぶりにストに突入している。原因はマーストリヒト条約（通貨統合）につながる緊縮予算により、人員の7%削減、賃金凍結継続と特別手当のカット、公務員年金給付削減という政府の政策にあった。

ギリシャでは、96年11月、公共、民間両部門の労働者約300万人を擁する最大のナショナルセンター、ギリシャ労働総同盟（GSEE）、民間サービス労働組合（ADEDY）が政府の緊縮予算に反対して24時間ストに入り、農産物支持価格引上げを要求する農民もストを支持してトラクターによる道路封鎖などの闘争を行っている。海上交通、鉄道、バス、トロリー、国営オリンピック航空、民間航空、学校、病院、公共サービスなどが全面的にストップした。97年2月にも、同様の48時間ストと農民の道路封鎖闘争が行われている。98年2月には、国営オリンピック航空、バス、郵便、鉄道の4部門がストライキ闘争に入った。それはギリシャの通貨ドラク

マを「ユーロ」に統合させるため、政府が同航空会社の民営化の早期実施、医療、福祉支出の削減を強行しようとしたことによる。

同様の闘いは、アイルランドの国営航空会社エール・リングス (Aer Lingus) で3年間もの賃金凍結に憤激して組合がストに突入し、ダブリン国際空港もストップした (98年3月)。

このように、「ユーロ」絡みのストライキ闘争が多く、多くの諸国に広がったこと、ストライキの中心となっているのは公務員、公共企業体労働者であり、農民なども参加しているのが新しい特徴だといえる。

第4. 失業が長期構造化するようになり、改善の展望が見出せなくなっている状況のもとで、失業者自身が独自の組織をつくり、失業反対の闘争をくり広げるようになったことである。組織労働者も連帯し、闘いを支持し、支援している。

失業者の闘いは、フランスにはじまって、同様に失業問題が深刻なドイツに波及し、しだいにヨーロッパ的規模の闘いになりつつある。

35時間労働週の法制化実現を目指す運動については、すでに多く論じられており、ここでは省く。

む す び

90年代後半には、ヨーロッパだけでなく、「労働市場のフレキシブル化」が進み、労働組合にたいする法制的締めつけが厳しいアメリカやオーストラリアのような国でも、UPSスト、パトリック・スティーブドア社港湾荷役労働者のストライキ闘争に見られるように困難な条件のもとでも断固とした闘いと国内的・国際的支援によって闘争に勝利するといった事例が現われている。さらに、メキシコ、アルゼンチン、ブラジルなどの諸国でも新しい状況が訪れるに至った。IMF管理下に入った韓国金大中政権下で労働者の新しい闘いが展開されようとしている。これらは、20世紀末資本主義の矛盾が際立って深刻化し、世界の労働者の闘いをますます不

可避なものにしていることの現われと言えるであろう。

ヨーロッパでの労働運動の新しい展開というのは、そういった一般的情勢の流れに加えて、EU 通貨統合の推進に絡む国家の緊縮財政政策や国営企業の民営化政策の強行実施によって一層増幅されているという面があるだろう。

注目されるのは、96年、97年のフランスの長距離トラック労働者の道路封鎖の闘いや、97年末から98年に公的事務所や取引所建物への侵入、占拠という形態をとった失業者の行動にたいして世論の支持が多いことに見られたように、闘いが労働者だけのものではなくなくなってきたことである。これは、緊縮政策をあくまで推進しようとする政府が政治的支持を受けられなくなっていることの現われと言える。

だが、だからといって、ヨーロッパの労働運動がこのまま直線的に発展の道を進んでいくとは言えない。公的部門でも、今後さらに「雇用のフレキシブル化」が進み、不安定雇用やアウトソーシングへの切り替えが進めば、闘争の主體的な力が弱められることにもなりかねない。政・労・資三者協議というネオ・コーポラティズムの枠組みでの闘いは限界に近づいていると言えないだろうか。

問題は、伝統的労働組合運動の枠組みを超えたところにある。ヨーロッパの経済学者グループが主張するように、「ユーロ」に収斂していくようなEU 統合資本主義と多国籍企業支配の体制に代替される新しい、国民本位の、民主的に規制された資本主義の政治・経済体制への転換を切り開くような政治勢力と政治戦略の確立がどうしても必要である。これが欠如していることがヨーロッパ労働運動の最大の弱点であり、そこに展望の不明確さ、あるいは不確実さがある。

(大阪市立大学名誉教授・大阪経済法科大学経済研究所客員教授)

特集／雇用・失業問題とその打開への道

雇用・失業問題とその打開への道

—特集にあたって—

戸木田 嘉久

はじめに

OECDは、94年11月、加盟先進25ヵ国の失業者3,500万人、失業率8.5%という数値にたいして、これは単なる景気循環によるというよりは、体制そのものからくる「構造的失業」であると判断した。それから3年有年、世界の雇用・失業情勢は、さらにきびしさを増している。

以下では、EU通貨統合のドイツ・フランス・イタリア、好況を謳うイギリス・アメリカ、通貨不安と経済低迷のアジア諸国・日本と、雇用・失業情勢を鳥瞰したうえで、日本を焦点にして問題打開への課題を整理してみることにした。

1. 深刻化するEU中心諸国の失業 —ドイツ、フランス、イタリア

欧州通貨統合の中心的な推進国、ドイツ、フランス、イタリアの失業率は、11～12%台で高止まりし、総じて状況は一向に改善されていない。(表1)

しかも、失業者は欧州連合(EU)諸国にあって、公式統計の数字だけに限らない。長期の

失業で失業手当受給期限が切れ、失業登録を抹殺された中高年労働者、学校は卒業したが就職口のない未就業の青年、パート・派遣など低賃金の半失業者、政府の失対事業で働く者、増大するホームレスの群。これらを含めると、たとえばドイツでは、公式統計の失業者約440万人はその倍以上、900万人を優に超えるとみられている。

こうした失業の増大、雇用条件の悪化、貧困の拡大、そこにはもちろん、多国籍企業化した独占大企業のリストラ「合理化」、その自由な経済活動を保障する規制緩和・民営化、労働法制の「弾力化」など、欧州以外の先進国にも共通する諸要因がみられる。

だが、こうした状況のもとで、欧州労連(ETCU)と各国労働組合による雇用確保・失業反対の大運動が、「欧州世論の激変」をよびおこしている。それは一連の社会的・政治的条件の変化とともに、欧州連合(EU)による雇用問題を単独議題とした、サミット会議(ルクセンブルグ、97年11月)の開催となってあらわれている。

表1 EU諸国(ドイツ、フランス、イタリア)の雇用・失業指標

	ドイツ		フランス		イタリア	
	失業者数(千人)	失業率(%)	求職者数(千人)	失業率(%)	失業者数(千人)	失業率(%)
1995	3,612	9.4	3,006	11.6	2,724	12.1
1996	3,965	10.4	3,082	12.3	2,763	12.2
1997	4,348	11.4	3,027	12.5	2,805	12.4
1998. 3月	4,414	11.5	2,990	12.0	2,782	12.2

(出所)「日経」(98年5月11日付)「景気指標」による。但し、イタリアの最下段は98年1～3月平均。

フランスの「反失業全国行進」(94年)、イタリアの「雇用のための行進」(96年)、そして欧州労連の呼びかけによる雇用を求める「ユーロ・マーチ」(97年4～6月)。またこの間、イタリアで共産主義再建党の閣外協力による中道左派政権成立(96年)、イギリス労働党の勝利(97年5月)、フランスでは社共連立政権の成立(97年6月)など。この結果、さきのルクセンブルグの雇用サミット時には(97年11月)、欧州連合15カ国のうち13カ国の政権で雇用問題を重視する社会党(社民勢力)が多少とも影響力を行使しう位置を占めるにいたった。

欧州連合によるルクセンブルグ雇用サミットは、首脳会議としては初めて、失業対策の指針と行動計画の策定を採択した。指針は4項目、職業訓練、労働時間の短縮、男女雇用機会の均等、雇用創出である。この指針にもとづき各国は行動計画を策定するが、指針は、雇用維持の伝統的な施策である労働時間短縮について具体的な目標をかかげず、政労資の協議にまかせている。また指針では失業率の引下げ、雇用創出の数値目標の設定も見送られている。そこに欧州連合による画期的な失業対策指針の限界がみられる。

さらに問題は、欧州連合各国では単一通貨統合への参加基準達成のために、財政赤字削減が当面の第一義的課題とされ、公共支出の削減や社会保障の改悪、民営化の推進など、むしろこの面からは失業創出の圧力さえ加わっていることである。独仏伊の失業率の高さにそれは反映されている。

このような限界と矛盾をもつとはいえ、欧州連合による失業対策の指針と行動計画の策定は、かつての「ヨーロッパ社会憲章」に照応するものとして評価されよう。また、政労資の協議にまかされたとはいえ、フランス、イタリアで週35時間の法制化闘争、ドイツIGメタルの週32時間への時短闘争など、伝統的な時短による雇用維持の闘争が活発なことも、評価する必要がある。

あろう。特に98年5月19日、ついにフランス国民議会(下院)は、西暦2000年から法定労働時間を週35時間に短縮する、歴史上初めての法案を可決。深刻な失業問題を緩和する実効ある施策として、国民の期待が高まっている。

※以上、宮前忠夫「EU通貨統合と欧州労働組合運動の課題」(『労働総研クォーターリー』29号)、小林勇「反失業斗争にゆれるヨーロッパ」(『労働運動』98年5月号を参照)。

2. アメリカ、イギリスの「好況」と失業率の低下

欧州大陸と対比的にアメリカ、イギリスでは、90年代中期以降の「好況」の持続にともない、失業率の低下、失業者の減少による雇用改善が強調されてきている(表2)。

表2 イギリス・アメリカの雇用・失業指標

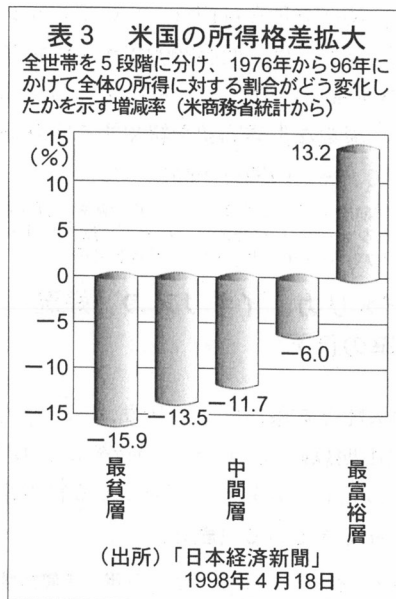
	イギリス	アメリカ
	失業者数(千人)	失業率(%)
1995	2,308	5.6
1996	2,104	5.4
1997	1,583	5.0
1998.1月	1,397	4.7
3月	1,383(2月)	4.6

(出所)「日経」(98年5月11日付)「景気指標」による

しかしその数値は、ここでも安定的な雇用機会の増加というよりは、パートタイマー、一時的雇用(期限つき雇用、臨時的雇用、派遣)など不安定雇用労働者(コンティンジェントワーカー)=非正規雇用の増加を逆に反映している。その傾向は、「雇用と労働市場の弾力化」が先進的米英両国の場合には、一段と強い。非正規雇用の急増は、好況と雇用改善が謳歌されるにもかかわらず、所得や賃金の「階層化」を極端に拡大し、この両国でも「世論の激変」が始まりつつある。

イギリスでは、非正規雇用が雇用労働者の3割に達するが(96年)、93年の法定最低賃金制の廃止によって、賃金と付加給付、社会的給付の低下と格差拡大がみられる。「深部の力」はここでも働き、97年5月の総選挙では18年ぶりに労

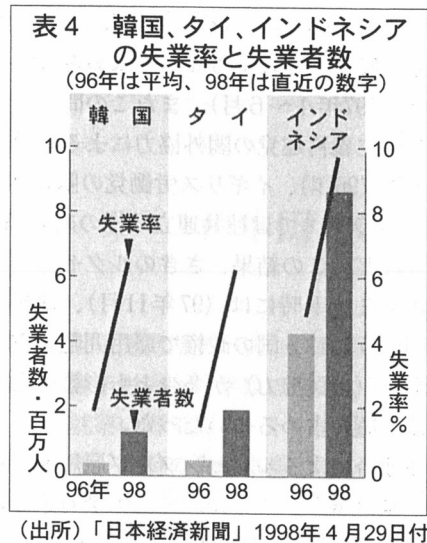
特集・雇用・失業問題とその打開への道



働党政権が生まれ、全国一律最低賃金制の再法制化がTUCの支持を受けて進んでいる。

アメリカは、経済的「繁栄」と四半世紀ぶりの低い失業率5.0%（97年）を誇示する。だが、不安定雇用の増大と所得の「階層化」が、アメリカではさらに際立つ。たとえば、著名な再就職コンサルタント会社によると、失業率の低さは、リストラによる多数の解雇者（過去7年間で350万人）が好況を背景に、前よりも低賃金の職についているからだという（「日経」98年4月18日）。また、低失業率下で中高年層の「非自発的離職」が急増している（日本開発銀行『調査』）。こうしたなかで、過去10年間（76～96年）に、アメリカ国民の所得格差は極端に拡大し、「繁栄」の裏側で「貧困」の増大が露呈されている（表3）。

今日ではこうした矛盾の激化が、アメリカでも運動の新たな胎動を呼びおこしつつある。97年8月、UPS（チームスターズ、18万5千人のうち60%がパート）の15日間のストによるパートの正規化闘争（フルタイム1万人相当の転換を獲得）。95年、UAWとAFL-CIOでは良心的な労働組合主義者を委員長に選出するなど――。



3. アジアの通貨危機、経済破綻と雇用・失業問題

「世界の成長センター」といわれてきたアジアでは、昨97年の韓国、タイ、インドネシアの通貨危機から経済破綻が拡がり、深刻な貧困や失業の増大、賃金低下が起こっている。社会保障や弱者救済の制度が不十分なこともあり、アジア各国の社会的苦難は98年もひきつづき増大する、と報ぜられている（最新のILO報告『しんぶん赤旗』98年4月23日）。

まず、IMF支援の対象国である韓国、タイ、インドネシアの失業率は、経済危機前の96年に比べ2～4倍に跳ね上がり、失業者数はインドネシアで870万人、タイで203万人など過去10年間で最高を記録している（表4）。

しかも、IMFと合意した構造改革の影響が、98年中にはさらにマイナス成長として顕在化し、上記の3カ国で年内にさらに400万人の失業者が発生する可能性がある、と、前出のILO報告は指摘している。なお、この3カ国とマレーシアは、これまで周辺のアジア諸国、フィリピン、ミャンマー、ラオス、カンボジアなどから、多数の出稼ぎ労働者を受け入れていたのだが、雇用情

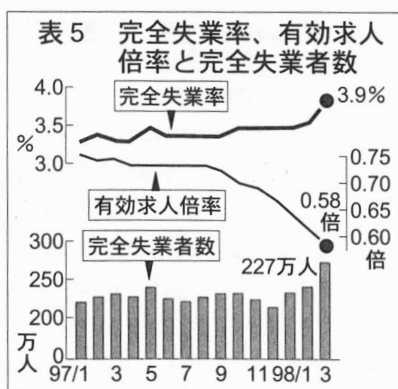
勢の悪化、解雇切り捨てにともない、この面で国際摩擦も深刻になってきている。たとえば、フィリピンでは海外出稼ぎ労働者の失業による帰国が200万人にのぼるといわれる。

こうして、「世界の成長センター」といわれてきたアジア諸国は、いまや低成長・マイナス成長へと反転し、深刻な失業のつぼと化しつつある。しかし、韓国史上初めて選挙による金大中政権の成立(98年2月)、インドネシアではスハルト長期政権の崩壊(98年5月)など、「世論の激変」はアジアでもすでに始まっている。

4. 日本経済の「閉塞」と雇用失業問題

日本経済の「閉塞」状況と雇用不安は、周辺のアジア諸国に先行する。91年バブル崩壊以降の長期不況、不良債権による金融不安、累増する財政赤字、増大する失業と雇用不安、日本経済の「閉塞」状況は深まるばかりである。

98年3月の完全失業率は3.9%(同2月3.6%)、失業者数は277万人(同2月246万人)、先2月の調査開始時1953年以降の最悪記録を一挙に更新、とくに若年層(15~24歳)、高齢層(55~64歳)の失業率は10%を超えた(総務庁「労働力調査」)。しかも、この統計数値は欧米基準ではほ



(出所)「日本経済新聞」1998年4月28日付

ば倍増となるというのが常識である。また、有効求人倍率も0.58倍と急低下。高

齢層では0.1倍を割っている(表5)。また、98年2月時点の「労働力調査」によると、失業1年以上が51万人、45歳以上では、こ

うした人が失業者の4分の1を占める。

なお、この失業率と失業者数の増大では、雇用不安による「自発的離職」の減少と、倒産やリストラによる「非自発的離職」の急増が目立つ。また欧米諸国と同様に、「正規労働者」の減少、「非正規労働者」の増大を伴っている。

98年2月の「毎月勤労統計調査」(労働省)によれば、「正規労働者」は前年同月に比し0.1%減の4,714万人。逆に「非正規労働者」は前年同月比4.3%増の609万人、パート労働者同じく4.8%増、派遣労働者は96年度で前年度比18.0%の増。雇用形態の「弾力化」が急速に進んでいる。

この雇用・失業問題の深刻化、非正規雇用の拡大は、直接には、バブル崩壊と90年代不況に対処する大企業の、国際的リストラ戦略と、人べらし「合理化」の結果である。しかも、このリストラ・人べらし「合理化」は、市場原理至上主義の規制緩和による中小経営の解体と「雇用破壊」、労働法制改悪による雇用形態と労働時間の「弾力化」、社会保障と税制の改悪による生活不安の増大などにくわえて、アジア諸国の通貨不安と経済危機によって一段と速迫されている。

5. 雇用・失業問題の打開へ基本的な論点

ところで、今日の日本の雇用・失業問題を規定する上記の諸要因は、さきに見てきた欧米諸国の場合にも、大筋で共通するように思われる。そこで、この点を再整理しながら、今日の雇用・失業問題打開への道について、基本的な論点を提示してまとめたい。

そのさい、肝心なのは、国によって状況は異なるが、今日の雇用・失業問題の打開の道にかんして、財界・政府の側と労働者・国民の側とでは、およそ対抗する「2つの道」が想定されていることである。

a. 財界・政府サイドからの打開戦略

まず財界・政府サイドでは、独占大企業の経

特集・雇用・失業問題とその打開への道

経済活動の活性化こそ、経過的に「痛み」をともなうにせよ、経済的「閉塞」と雇用・失業問題を打開する基本的な道すじだとされる。そのために現に次の戦略的枠組みが設定されてきた。

第1に、多国籍企業化した大企業自体、最大利潤をめざす「世界最適主義」による「企業内国際分業」の追求という視点から、国の内外にわたり活発に事業の整理・再構築をすすめている。また、「経済のグローバル」化による「大競争時代」に対処して、徹底した人べらし「合理化」がすすめられてきた。

第2に、こうした独占大企業の国際的リストラ戦略と人べらし「合理化」、すなわち儲けを最優先した蓄積条件の再構築を、新自由主義・市場原理至上主義による国の規制緩和政策が積極的に援護してきていることである。

労働法制の改悪による「雇用と労働市場の弾力化」（職業紹介事業の民営化、労働者派遣事業の「原則自由化」、有期雇用・パート雇用の弾力化）、「労働時間制の弾力化」（変形労働、裁量労働の拡大）。医療・年金制度の改悪による給付の削減と保険料の引き上げ。これら労働者の権利としての社会的規制の緩和が、多様な非正規雇用形態と労働時間編成を軸に総労働コストの節約を援護している。

また、市場原理主義による広範な経済的規制緩和が、多くの中小経営を破綻させ雇用と就業を喪失させている。それらは大企業にとって低賃金雇用の土壌を拡大し、新しい事業分野を提供するものである。

第3に、規制緩和政策だけでなく国の不況対策もまた、大企業の経済活動の援護と活性化を本位として展開されてきている。超低金利政策、不良債権処理への公的資金導入、ゼネコン型公共投資など。

財政的制約下のこうした大企業本位の不況対策は、他方で、消費税の引き上げ、医療・年金改悪、公共料金の引き上げなど、国民負担の増大をともなう。これら家計負担の増大は、リス

トラ「合理化」による「雇用破壊」「賃金破壊」とあいまって、国民消費を一段と冷え込ませ、不況の内攻的な悪循環をまねき、雇用・失業問題を一段と深刻化する結果となっている。

b. 労働者・国民サイドからの打開戦略

独占・財界筋は、国の規制緩和に援護されながら、大企業の経済活動の自由化・活性化こそ経済再生の鍵であり、これこそ結局のところ、雇用・失業問題を打開する道だとしている。だが、この道筋では、問題はまったく逆立ちして設定されており、雇用・失業問題はますます深刻化し、日本経済の「閉塞」状況も一段と内攻化している。

労働者・国民の側からは、これとは全く逆の観点から、日本経済の「再生」、雇用・失業問題を打開する道すじが提起される。それは、大企業のリストラ・人べらし「合理化」や市場原理主義の規制緩和政策に反対し、逆に国民の生存権、勤労権、営業権の保障を基本とした、大企業の民主的規制によってこそ、事態打開の道すじも開かれるということであろう。それでは労働組合運動としては、この打開の道すじに即して、今とくに何が問題になるか。

① 労働者と労働組合にとっては、まずはリストラ「合理化」による失業の増大と雇用不安の火の子をはねかえすことである。

今日、大企業のリストラ「合理化」では、事務部門の統廃合、関連下請の再編、業務委託などからんで、配転・出向・転籍（移籍、転属）という形をとった実質上の解雇が特徴的である。労働組合としては、本人と労働組合の同意ないし協議をつくさない配転・出向は許さないというルール確立とあわせて、リストラ・人べらし「合理化」を団結の力で押しとどめる必要があらう。

また経営責任による企業縮小や工場閉鎖などを理由とする整理解雇については、人員削減の必要性、整理解雇という手段を選択する必要性、

解雇対象者を選択する妥当性・解雇手続の妥当性など、判決は4条件にわたる規制を求めている。労働組合はもちろん、この4条件と整理解雇を措止する手段として大いに活用すべきであろう。

だが、問題はさきの配転・出向・転籍にしろ、また整理解雇にしろ、不況を背景に国の規制緩和と政策に援護されたこのリストラ、人べらし「合理化」を、どのように判例も活用しながら団結の力を発揮して反撃するかである。

この点で戦後労働組合運動の教訓は、人べらし「合理化」反対闘争について、職場を基礎に産業別統一闘争を軸に、目的意識的に地域的共闘、全国的共闘を発展させ、革新統一戦線の拡大強化にむけてたたかうという、基本方向を提示してきている。この基本方向は、今日の解雇・失業反対、「合理化」反対闘争によっても、いぜんその有効性が主張されよう。

② 解雇・失業反対、「合理化」反対闘争は、まず何よりも当該職場・事業所・企業での反撃が基礎となるが、この反撃では企業間の利潤競争(労働コスト削減競争)の制約をのりこえることはできない。さきの闘いの基本方向が指示するように、この点では、人べらし「合理化」反対をめぐる業種別・産業別の統一闘争、あるいは同一地域での共闘が課題となる。

とりわけ大企業のリストラ「合理化」による地域の産業と雇用の「空洞化」に際しては、中小企業者や自治体ともまきこんだ、地域共闘による地域経済再生の闘いが課題となる。

また、大企業のリストラ「合理化」は、正規雇用の削減、非正規雇用の多様な利用と結びついている。この点で正規労働者を中心とする労働組合では、パート、契約社員、派遣など不安定雇用労働者の組織化と共同闘争が課題となる。

③ こうした個別のリストラ・人べらし「合理化」反対闘争と業種別・産業別統一闘争、地域共闘との結合は、さらに次の統一的要求をかかげた全国的共闘に合流することが期待される。

第1に、女性労働保護規定の撤廃、変形・裁量労働制の拡大、非正規雇用の拡大・多様化、(契約・パート・派遣労働者)、職業紹介の民営化など、労働法制の改悪反対。

第2に、EU水準を目標とした法定労働時間の短縮による雇用の維持・創出。全国一律最低賃金制とナショナルミニマムの確立。

第3に、失業情勢の悪化に応じた失業給付の改善、職業教育・訓練の充実、必要な公的就労事業の開設。

第4に、地域を「空洞化」させる多国籍企業の法外な海外進出の規制、中小経営を脅かす大企業本位の経済的規制緩和の凍結。緊急経済対策として緊急所得減税、消費税率引下げ、生活基盤重視の公共投資、中小経営援護策、医療・年金改悪の凍結など。

この一連の制度的・政策的要求、これこそ今日の雇用・失業問題への道を具体的に示すものでもある。したがって、これら諸要求の実現を求める職場と地域を基礎とした産業別統一闘争、地域的共闘、全国的共闘こそ、また個々の職場・事業所・企業におけるリストラ・人べらし「合理化」反対闘争の困難と限界を克服する道ともなる。

④ もっとも雇用・失業問題、その打開への道を切り開く、制度的・政策的要求闘争の前進は、国と地方とを問わず、大企業本位の政治から国民本位への政治への革新が深くかわかることはいうまでもない。また多国籍企業の「世界最適地主義」による横暴な経済活動の民主的規制も、労働運動の国際的連帯行動の発展とあわせて、政治革新と深くかわらざるをえない。

このような客観的条件からして、今日の労働組合運動には、雇用・失業問題の打開への道を具体化するためにも、経済闘争と政治闘争との結合、その結合のあり方について習熟することが求められる。この点では、今日のヨーロッパの反失業闘争からも多くを学ぶ必要があろう。

(代表理事・立命館大学名誉教授)

大量化・長期化する失業者の生活と 雇用・就労保障の現状と課題

草島 和幸

1. 最悪の記録を更新する完全失業と生活不安の拡大

「昨年来厳しさを増した家計や企業の景況感が実体経済全般にまで影響を及ぼしており、景気は停滞し、一層厳しさを増している。」とするのは政府・経済企画庁が4月10日に発表した「月例経済報告」である。これを裏付けるように97年度の「未払い賃金、国の立て替え額26%増、過去最高」（4月12日・日経新聞）、「負債最悪、15兆円超す（15兆1203億円）、貸渋り型急増」（4月15日各紙）として“前年度比で負債総額は64.5%増で史上最悪、倒産件数は17.4%増の1万7439件で12年ぶり”などである。

こうした最近の日本経済めぐる景気・経済指標の一つとしての雇用・失業が最悪の状態であることは国民生活を無視する政治の当然の成り行きと言わざるを得ないところであろう。完全失業率が初めて史上最悪の3.5%となったのは96年1月であり以後の25ヵ月間にわたり僅かの変動はあるものの実数では200~250万人におよぶ大量の完全失業者が存在し続けてきた。事態がより悪化し深刻化することを示唆するのが98年2月の労働力調査結果であり遂に完全失業率3.6%、失業者数246万人となったことである（4月末に発表された3月分の速報ではさらに悪化し3.9%・277万人となった）。こうした指標から当面する雇用失業をめぐる課題と問題点を読み取ることができるだろう。

(1) 雇用労働者を含む就業者数の減少と非労働力人口の増加

就業者数は6411万人であり前年同月比7万人減少したが男女別では男・-18万人、女・+11万人であり、その内訳は雇用労働者4万人、自営業者・家族従業者2万人の減少となっている。不況期に入ってから就業者数が減少したことは95年11月~96年2月にもあるがその直後には増加に転じてきた。こうした就業数の変動の一般的な要因は農林漁業・自営業とその家族労働者の一貫した減少傾向が続くためであるがその大部分は雇用労働者化、とりわけサービス業への就業増加によって吸収されてきたとみられる。

雇用労働者数は男女で+・-の違いがあるが結果として減少となったのだが雇用労働者のみではこの傾向が一層顕著であり男・-18万人、女・+14万人とされている。しかし産業別の変動を見るとそう単純ではない。主な産業別の雇用労働者数の変動は次のとおりである。建設業・-7万人（男-11万人・女+4万人）、製造業・-47万人（男-17万人・女-30万人）、運輸通信業・-3万人（男-7万人・女+4万人）、卸小売飲食業+17万人（男-4万人・女+21万人）、サービス業・+33万人（男+24万人・女+9万人）などである。こうした状況を1ヵ月分の速報だけで速断はできないが男性雇用労働者の減少が大きいことは企業のリストラが集中したであろうことを伺わせるが、同時に製造業における女性労働者の大幅な減少がパート労働者の雇い止め（事実上の解雇）によるものと思われる。

就業者数減少の要因にもなると思われるのが

15～64歳の労働力人口のうち就業のための活動をしなない非労働力人口の増加であり98年2月調査では前年同月比62万人、うち男が34万人も増加している。長期化する不況と厳しい雇用情勢のもとで雇用・自営業もあわせた就業を諦めた人達の増加は水面下で失業者が増加しているわけである。

先に見たとおりの企業倒産の激増は金融機関の貸し渋りが激化した98年に入ってからさらに増加したことを考慮すれば就業者数の減少と水面下での失業者増をともないながら雇用と失業がさらに悪化することは明らかである。

(2) 数・率ともに最多・最高となった完全失業

労働力調査による完全失業は実数と率ともに「昭和28年以降で最多（最高）となっている。」とされる。敗戦（1945年）直後の混乱期をようやく抜け出した1953年以降には見られなかった最悪の事態である。その内訳でも“非自発的な離職者（解雇など）”は69万人であり、前年同月比で1月の13万人増から16万人増となっている一方で“自発的な離職者（転職希望など）”が90万人と前年同月比で1・2月がそれぞれ6万人減と4万人減となっている。

相次ぐ倒産や経営不振による失業とともに大規模なリストラ・合理化による人減らしが強行されたことを裏付けている。同時により良い労働条件を求めるなどの転職希望もあきらめて我慢する労働者の実像が浮かびあがってくる。また、このなかには10万人もの学卒未就職者がいることを重視すべきである。ここ数年来の学卒未就職者はピークである3～5月には20万人を超えるが、年齢別失業率の2つのピークを構成する15～24歳・7.3%と55～64歳・4.8%の内実を見る上でも重大である。

年齢別の完全失業率を算定する労働力人口(15歳以上人口から非労働力人口を差し引いた数)にしめる完全失業者数は比率の低い高齢者が約83万人で若年層が約63万人であり比率だけの比

較では今日の失業者をめぐる労働と生活の内実は判断できない。例えば15～24歳層には10万人の学卒未就職者をふくみ、その多くは独身者で親がかりで生活していると推測できる。それ以上の年齢層の失業が妻と子どもを合わせた生活危機と直結していることは明らかであり、とりわけ55～64歳層が当面する生活維持とともに住宅や教育その他で高額な借金（各種のローンなど）を抱えていることも明らかである。

速報では数値は出されないが失業期間が長期化していることも重大であり、別の資料で補充することとする。98年2月の労働力調査特別調査は完全失業者(246万人)のうち失業期間「3ヵ月未満」が106万人・43.1%、「3～6ヵ月未満」が42万人・17.1%、「6ヵ月～1年未満」が45万人・18.3%、「1年以上」が51万人・20.7%であり、96年同月比で「『1年以上』は13ポイントの上昇となっている。なお、『1年以上』の割合は平成6年から6年連続して上昇」したとされている。これは男性に顕著であり約25%にもなり、6ヵ月以上を合わせると約50%にも達する。

この傾向の拡大は明白であり長期化する失業＝無収入状態が失業者本人と家族の生活危機をより深刻化させていると推測され、財界と政府による低賃金・無権利の労働者を拡大する賃金・雇用システム再編＝労働力流動化を加速する労働市場における「買手市場化」が拡大してその政策的誘導を容易にする基礎的条件とされている。

2. 失業の大量化と長期化が日本経済低迷の根源

90年代不況における政府の公式の景況判断によれば“93年10月には底を打ち、97年5月をピークに再び下降し”て現在はより悪化の方向にあるというのであり、その要因が内需の低迷＝国民の消費支出の低下にあるとされている。住宅・自動車・家電製品ばかりか百貨店・スーパーなどの売上が低迷していることで実証されている。

特集・雇用・失業問題とその打開への道

こうした内需低迷を説明する最大のキーポイントは国民の現在と将来に対する「不安」であり、大量失業と再就職困難によるその長期化を目の前で見る現役労働者とその家族が現在と将来の生活防衛のために消費支出を抑制している現実はこの政治への根底からの不信の表明にほかならない。

大量失業が日本経済低迷の根源であることをいくつかの材料をもとに検討してみよう。

(1) 年間賃金・収入の喪失総額は7.5兆円

年間平均の完全失業者数はバブル経済崩壊前の90年が134万人、91年が136万人であり、200万人を超えたのは95年(210万人)以降で97年平均は230万人となる。これに就業活動を放棄して非労働力人口化(98年2月で約62万人)を加えると91年にくらべて最近時点で賃金・収入がゼロとなる失業者増加はおおよそ150万人と見てよいだろう。

国税庁がまとめた「民間給与の実態」による96年分の1人当たり平均給与は406.8万円(男568.5万円・女276.0万円)である。また失業者の実数では男・151万人、女・95万人であることと中高年が多いなどから1人当たり年間平均給与額は約500万円と見ることができる。この結果は勤労者世帯を中心にして1年間の家計収入が7.5兆円喪失したことになる。97年度の消費税率引上げなど年間9兆円規模の国民負担増の強要と合わせる時、消費低迷の原因とその規模の大きさが推測できる。

最高裁がまとめた97年中の自己破産は7万1299件で最悪だった96年を26.2%も上回り、その内訳でも住宅ローン返済に行き詰まった中高年層が増えているためだとされているが、やっと手に入れたマイホームを手放す労働者の無念と怒りが想像できるし失業増加と長期化がこうした事態をさらに拡大するだろう。

これらの賃金・収入の喪失が個人家計への重大な打撃であると同時に社会的費用負担も減少

させる。たとえば現役労働者が支払う所得税と社会保険料は使用者負担分をあわせて賃金の約20%だから年間で1.5兆円減額したことになる。すでに多くの年金基金や健康保険組合では賃上げの抑制とともに超低金利で予定利率が確保できないなどとともに被保険者数が減少して基金の解散や保険料率引上げも多発するなど不況の長期化・深刻化と日本経済低迷の悪循環が拡大されている。

(2) 勤労者世帯家計支出は5ヵ月連続減

総務庁の98年2月家計調査報告によれば勤労者世帯の消費支出は前年同月比で実質5ヵ月連続で下回ったとされている。5%以上の増減は被服及び履物、家具・家事用品、住居、保健医療が減少し、交通・通信、教育が増加している。自己選択的な支出を削り、公共料金と教育費に振り向けるやり繰りの内実が伺われる。こうした家計における支出抑制が可処分所得にしめる消費支出の割合の大幅なダウンとして現れ、平均消費性向は前年同月比は79.4%から75.1%へと4.3%も減少する。

同様な状況は勤労者世帯を含む全世帯の対前年同月比の消費支出が97年11月-2.1、12月-4.9、98年1月-4.0、2月-4.5%と4ヵ月連続している。こうした家計消費支出の大幅な減少は97年度のGDP(国内総生産)見通し515.8兆円のうち民間最終消費支出が310.3兆円と60%余を占めているもとで仮に年間を通じて消費支出が2%減少であるとすれば6.2兆円の巨額になり、失業による賃金・収入の喪失など日本経済の停滞と混迷の原因として確かめることができる。

3. 失業者の生活保障と雇用・就業対策の現状

80年代以降、日本の労働法制とそれを具体化すべき行政分野における雇用・就業促進対策はほぼ全面的に機能を停止されてきた。形式上は雇用対策法・職業安定法をはじめとして高齢者・

障害者・地域雇用開発その他の法律が数多く現存しているがそれらは一般の労働者や国民のための雇用・就業対策ではなく特定目的のための特定対策が掲げられているにすぎない。唯一の例外は雇用保険法第4章における「雇用安定事業等」であるがその財源は本来は失業労働者生活保障のために労使が折半で保険料負担する制度に便乗して企業の雇用対策支援のために運用される仕組みであり、財源も全額保険料として徴収され国庫負担は全くのゼロである。

こうしたもとで突発したのが95年1月の阪神・淡路大震災であり多数の人命とともに住宅・店舗・工場・事務所が大規模に破壊され10数万人の労働者と自営業者が失業状態となったにもかかわらず、失業者の生活保障と雇用・就業対策は無策であった。高速道路・鉄道・港湾や倒壊した大型ビルの撤去と再建には巨額な財政資金が投入されたがそれらの工事の主役は大型土木機械を使うゼネコンであり、労働力は各地から呼び寄せられた熟練労働者であった。

被災者でもある大量の失業者への対策は雇用保険による失業給付とその支給期間延長や資本金のある大企業が利用する僅かに助成率を高めた雇用助成給付金の適用にすぎなかった。これは雇用保険の適用事業所に雇用された労働者だけが対象であったが約1年半後にはすべてが終了した。問題はこうした制度から不当に排除されたパート労働者や自営業者とその家族労働者は全く無収入状態で放置されたことである。

しかし事実上空文化されてはいても現行法を積極的に活用すれば自営業者も含む全ての失業者の生活保障と雇用・就業促進対策は十分に可能であるとして、雇用対策法第13条による職業転換給付金制度などを活用すれば広範な被災失業者を対象に生活保障と雇用・就業対策が実行できるとした全労連・兵庫労連の要求と運動は政府によって完全に無視された。その理由は冷酷な資本の論理そのものであり、国庫負担による個人の生活保障はノーだというのである（政

策と運動は本誌NO19・21号参照）。

未曾有の大災害と労働者と国民が直面した重大な生活危機に対する政府の対応は現在の日本の歪んだ政治の象徴だろう。大量の失業が長期化する現状は自然災害とはその現れ方は違うが直面する生活危機は同様である。それは地域に限定的でなく全国的規模でありすべての労働者と国民の現在と将来に対する限りない生活不安と直結していることからすれば今日の失業による生活保障と雇用・就業問題は日本が直面する最大の政治的、社会的緊急課題なのである。

(1) 失業者の生活保障の現状

今日の日本で失業者本人と家族の生活維持を保障する制度は雇用保険法による失業給付（基本手当）しかない。その金額は基本的には離職前賃金の60%であり、給付期間は年齢と被保険者期間によって区分されるが最低90日から最高300日であり、4種類の給付期間の延長（個別・訓練・広域・全国）もあるが、対象と規模が大きくなる広域・全国延長はほとんど活用されていない。

ヨーロッパ各国では保険からの給付が終了しても再就職できない場合には全額公費負担による失業手当が支給され、さらに就職できない場合には日本の生活保護と同様な公的扶助が適用されほとんど無期限の給付が保障される。ドイツの場合ではこの間に多様な就労対策が組み合わせられるが、就労中の労働者と同様の子どもの養育費と家賃補助が追加され点は日本とは大きく異なる失業者の生活保障である。

日本の雇用保険による失業給付期間は90日から300日と大きな開きがあるので単純ではないが高失業が長期化している現状からすれば95年以降に200万人を超える完全失業者に対して失業給付・基本手当受給実人員が80万人台（95年・82.5万人、96年・84.2万人）の現状は、完全失業者には雇用保険適用外の自営業者や給付期間切れの失業者がいると言うだけでは説明がつかない。

特集・雇用・失業問題とその打開への道

さらには現在の生活保護法による生活扶助適用に失業による無収入状態の人達が対象とされないことから見れば完全失業者の大半と雇用保険給付期間切れ、学卒未就職者などはなんらの生活保障がない状態で放置されているわけである。失業者の実状について東京都立労働研究所が95年から96年にかけて都内の職安窓口と都立の職業技術専門学校(旧職業訓練校) 在校の約911人の中高年齢失業者を対象としたアンケート調査報告(96年3月刊、「東京の中高年齢離職者たち～長期不況下の企業行動・労働者の意識」)でその実態を見ていこう。

対象が中高年齢者で完全失業者の全体像ではないが深刻な生活危機に直面し、求人倍率が低く再就職がもっとも困難な人達であることから現在と将来の生活維持と雇用・就業確保を検討する上では多くの現実的課題を見ることができ

る。調査票の設問は30項目もあるがここでは「離職中の生活実態」に焦点を絞ることとする。

その前提となる離職時の平均賃金(年収)と退職金は、55歳未満＝611.5万円・695.2万円、60歳未満＝652.8万円・986.8万円、60歳以上＝680.4万円・1092.5万円とかなり高水準でだがその理由は対象者の約60%が経営者・役員、部長・課長などの管理職であり比較的高賃金の技能工・熟練作業者が15%を占めているが何よりも勤続年数の長い中高年齢者だからである。

離職後の収入源と人数の年齢別の比率は表1・2のとおりだが、複数回答であることに留意すべきだろう。十数項目の収入源で上位を占めるのは、①雇用保険、②年金、③預金、④退職金、⑤配偶者のパート収入であるが高率なのが雇用保険であり、年齢差により年金と預金・退職金依存は変化するが共通する配偶者のパート

収入が底支えしていることが注目される。

各種の収入源を組合わせた平均月額額は34万7852円、年額は417万4224円であり離職前年収より約200万円減少している。詳細は触れる余地がないがこれらの人達のうち在学中の子どもがありが55歳未満で49.7%、60歳未満で31.4%、60歳以上でも13.1%であり、女子の場合には配偶者がいないが54.1%、在学中の子どもや扶養している親がいるなどは男子を上回っており収入源の組合が限定され、生活維持に必要な支出の増加を考慮すればその深刻な状態が推測できる。

この収入源で意外なのは雇用保険受給が60歳以上で約60%、60歳未満では50%以下となっていることである。理由と原因をこの調査で確かめることは不可能だが200万人を超える完全失業者がありながら雇用保険

表1 男子中高年齢離職者の収入源をみると(有効回答911人、複数回答)

雇用保険	494人	54.2%
自分の年金収入	367	40.3
預貯金の引き出し	338	37.1
退職一時金	262	28.8
もともと勤めていた配偶者(正社員)の収入	81	8.9
もともと勤めていた配偶者(パート等)の収入	118	13.0
退職したあとに配偶者が正社員として勤めにでた収入	7	0.8
退職したあとに配偶者がパート等として勤めにでた収入	27	3.0
子どもの収入	54	5.9
アパート、駐車場等不動産	49	5.4
金融機関からの借入れ	25	2.7
その他	39	4.3

表2 男子中高年齢離職者の年齢階層別 収入源(複数回答)(列 %)

	55歳未満	60歳未満	60歳以上
雇用保険	49.0	43.8	59.7
公的年金等の年金収入	0.0	3.8	65.5
預貯金、その利息	49.7	50.5	28.5
退職一時金	40.5	32.9	23.9
配偶者：元から正社員	10.5	11.0	7.7
配偶者：元からパート	19.0	16.2	10.0
配偶者：新たに正社員	0.0	0.5	1.1
配偶者：新たにパート等	4.6	2.4	2.7
子ども勤労収入	2.6	7.6	6.2
アパート、駐車場等不動産収入	4.6	5.2	5.7
金融機関からの借入れ	3.9	6.2	1.1
その他	5.9	6.2	3.1

出所：東京都立労働研究所「東京の中高年齢離職者たち」(96年3月)

受給実人員が80万人台に過ぎない現状を裏付ける結果であり雇用保険が失業者の失業中の生活保障システムとして機能していないことは明らかである。

また98年4月から年金法改悪によって年金と雇用保険の同時受給が制限されて高齢失業者の生活保障は実質的に大きく後退した。調査における再就職時の希望賃金は離職理由別に若干の違いはあるがおよそ年額430万円であり離職後の収入とほぼ同額であるが雇用保険と年金の併給がなくなったもとはさらに低額となるであろうと予想され、生活に追い詰められた大量の高齢失業者の労働市場への参入を加速して現役雇の賃金・労働条件を引下げ圧力となるだろう。

(2) 大企業のリストラ戦略を追認する政府の雇用・労働政策

橋本内閣は「総合経済対策」として総事業費16兆円規模の補正予算を提出したがそのほとんどは従来型の公共事業の追加であり景気浮揚効果への疑問が高まっている。当面する雇用・失業対策については大量化・長期化への対策は全く見られない。わずかに盛り込まれたのは雇用助成金の適用範囲の拡大であり、雇用保険財源に依存するばかりか大企業がめざす人減らし「合理化」対策を推進ものである。

財界はかねてから企業内失業者を200万人以上も抱え込んでいるとして日本の失業者多発を喰い止めてきたといってきたが、その内実は様々な手法による人減らしリストラによりウソを論証する余地はない。雇用調整助成金適用拡大はこうした財界のウソを追認して財政支援を拡充する、本来の雇用・失業対策とは全く無関係であり、さらなるリストラ合理化で失業増加を促進するものである。

大企業利益を優先する産業政策とそれに従属する雇用・労働力政策を転換するための一連の労働法制改悪中止による大企業での雇用・就労促進策とともに政府の責任による失業者の生活

保障の抜本的拡充とともに新たな公的就労対策など積極的な雇用・就労対策が不可欠の緊急課題となっているのである。

4. 当面する雇用・失業問題の課題と対策

失業の多発と長期化が続く下で「ルールなき」といわれる日本資本主義の異常な実態と国民生活の危機の深刻さが浮き彫りになってきた。国民本位の財政・経済運営への転換による景気回復と安定した雇用拡大をめざすとともに当面する雇用・失業対策の拡充が緊急課題となっている。それは80年代から現在に至る労働者の生活と権利を踏みにじる労働基準法をはじめとする一連の労働法制改悪を中止させるとともに“人たるに値する”労働と生活保障拡充へと転換させることであり、その基本は以下の3点である。

第1は、労働条件の最低基準確立と差別的な雇用・労働条件を是正することである。

そのためには、①残業時間の上限規制と賃金割増し率引上げなど労働基準法改正、②最高裁判例として確定している「整理解雇の4要件」などを内容とした解雇規制の立法化、③ILOパート労働条約・家内労働条約の批准と国内法整備で雇用形態による賃金・労働条件の差別を是正する、などである。

第2は、すべての失業者の生活保障を確立することである。そのためには、①雇用保険・失業給付期間の広域・全国延長発動の基準を見直し長期失業者の生活を保障する、②雇用保険適用外の失業者（新規学卒者、農業・自営業者、パート・零細企業労働者・専業主婦など）への失業手当支給をめざしつつ当面は雇用対策法第13条による職業転換給付金制度などを積極的に活用する、③失業による無収入状態を対象とした生活保護制度の適用などその運用を弾力化する。

第3は、公的責任による失業者の就労機会の確保と拡充である。そのためには、①公共事業への失業者吸収率制度（高齢者雇用安定法第22

特集・雇用・失業問題とその打開への道

条、地域雇用開発促進法第19条)を活用すると同時に就労促進的な事業の種類・内容などを計画・実施する、②国・自治体が行なう公共事業や福祉サービス事業を受注する高齢者事業団など自主的に運営する非営利団体の発足と活動を積極的に支援する、③雇用保険失業給付の訓練延長給付と同水準の手当支給により、すべての年齢層を対象とする各種資格取得をふくむ広範囲の技能・技術を習得する全国規模の公的養成訓練を行ない雇用・就業機会を拡充する。

などであるが93年の緊急失業対策法廃止以来、政府が全面的に放棄してきた公的就労対策は今日の大量化し長期化する失業問題への対応として緊急であると同時に生活不安緩和にとって効果が大いものである。また、かつては市町村が実施した失業対策事業とは別に自主的な非営利団体による取り組みも始まっている。

その1つは北海道で高齢者がすすめている就労事業であるが自治体の支援による高齢者事業団など自主的団体が自治体発注事業とともに自らが開拓した民間企業からと住民からの仕事を請負い就労機会を広げている。すでに道内121市町村で多様な形態の非営利団体が活動して3500人が働いていると報告されている。そのうちの1つである雄武町高齢者事業団の96年度事業概要は別掲のとおりである。延べ人員当たりの賃金単価が低いなどの問題はあるが公共事業もふくめた就労内容の多様さは地域住民と密着した堅実な活動を見ることができる。この事業団へは立ち上がり資金400万円と毎年の訪問開拓費として140万円が道・町の折半負担で支出され活動を支援している点が注目される。

2つ目は2000年から本格化する介護保険と介護サービス事業への非営利団体の参加と活動である。保険本体によるサービスが余りにも低水準であるため事業実施主体の市町村では追加するサービスとしていわゆる上乘せ・横だし・下付けなど別途の財源対策も考慮しながら準備段階の介護サービスを開始しているが、この分野を21世紀の新たな市場とねらう営利目的の民間資本が参入競争を展開している。

民間企業の事業参入による収益源はヘルパーなど低コストの労働力投入やサービスの質を低下する等による搾取と収奪の強化以外にはない。すでに国民生活センターの調査でもヘルパーの低劣で苛酷な労働実態が明かとなっている。別掲はこうした介護サービス事業が市民団体から医療機関の各レベルでどのような種類の事業が可能かをまとめたものである。すでに生活協同組合などの取り組みも始まっているが市町村との連係による非営利団体による公的就労事業一種と位置付けた活動分野となるだろう。

別掲には日本より早くから始まったドイツの介護サービス事業に参加する高齢者福祉事業団が10万人のボランティア参加とともに大規模な事業展開をしていることがわる。介護サービスを企業の営利市場とするのではなく、まともな労働条件が保障された良質なサービスとして提供していく条件を拡大することが急務である。

なお、こうした活動への労働組合の参加はこれまでに日本の運動においては立遅れてきた雇用・失業問題を解決する課題への取り組みであると同時に未組織労働者を労働組合に組織する重要な運動と位置付けられるだろう。

(労働総研常任理事)

雄武町高齢者事業団・1996年度事業概要

1、受託総額 10,380,303円

公共事業 6,318,345円 (12件)

民間事業 2,958,397円 (9件)

一般家庭 1,103,561円 (77件)

賃金 7,345,311円

資材費 927,161円

事業収益 2,107,831円

2、就労内容

- | | |
|--------------|------------|
| ☆ 道路清掃 | ☆ ハガキ宛名書 |
| ☆ 公園清掃管理 | ☆ 庭木の剪定 |
| ☆ 施設環境整備 | ☆ 畑おこし |
| ☆ 青少年旅行村管理 | ☆ 除草・草刈 |
| ☆ // 草刈 | ☆ 塀の改修 |
| ☆ 町道の草刈(補助) | ☆ 家屋の補修 |
| ☆ 農道の草刈 | ☆ 建物清掃 |
| ☆ 町道道路維持(草刈) | ☆ 刃物研磨 |
| ☆ 公園花壇管理 | ☆ ガラス拭き |
| ☆ センター補助 | ☆ 不燃物片付他 |
| ☆ 樹木の冬囲(含除去) | ☆ 薪積運搬等 |
| ☆ 保育所草刈・除草 | ☆ 除雪等 |
| ☆ 神社除草(町行事) | ☆ 遊園地草刈り |
| ☆ 3角くじ糊付け作業 | ☆ 北隆鉦山の碑清掃 |
| ☆ 防雪林の枝打ち | ☆ 道路標識建て込み |

3、就労人員 実人員 29名

延人員 1,215名

4、就労日数 286日

介護サービス事業参考資料

●実践活動への参加——市民参加/施設参加/組織参加

(例) ドイツ高齢者福祉事業団(AMO)＝高齢者ホーム673か所、在宅ソーシャルステーション1,523か所、専任職員数8万人、ボランティア10万人、会員数65万人

■地域、病院、診療所、施設で実施できるものは何か

図表 施設や地域で実施できる介護保険事業は何か

区 分	事業の種類
●市民団体でも挑戦できるもの	ホームヘルプサービス/訪問入浴サービス/見回りサービス/配食サービス/外出介助サービス/移送サービス/寝具乾燥・消毒サービス/福祉用具の貸与・販売/住宅改造等
●専門職が入った市民団体の場合	デイサービス/痴呆性老人デイサービス/ショートステイ/痴呆性老人グループホーム/ケアマネジメント/健康相談/健康づくり事業等
●法人格をとった場合	在宅介護支援センター/訪問看護/訪問リハビリ/特別養護老人ホーム/老人保健施設/その他、全ての居宅サービス(医療を除く)
●医療機関の場合	訪問診療/老人デイケア/痴呆性老人デイケア/診療所療養型病床群/療養型病床群/老人性痴呆疾患療養病棟

出所：朝日健二「介護保険制度の要点」(あけび書房)

金融ビックバンによる 地域経済と雇用を破壊する攻撃とのたたかい

大木 寿

1. 国と地域のあり方が問われる「雇用・失業問題」

バブル崩壊以降、グローバル化と規制緩和が急激に進み、大企業のリストラと中小企業の整理淘汰、地域経済の空洞化・疲弊化を加速させた。巨大企業だけがひとり勝ちし、経済の二極化が拡大してきた。97年度の経済成長は、第1次オイルショック以来23年ぶりにマイナスが確実となり、日本経済は戦後最長・最悪の不況と金融危機、アジアの経済危機という深刻な危機に直面している。

バブル崩壊により生じた巨額の不良債権は、92年の東洋信金にはじまり、ノンバンクを除く金融機関36社を破綻させ、97年には北海道拓殖銀行と山一證券を破綻させる戦後の歴史はじまって以来の異常事態となり、金融恐慌が広がっている。

橋本政府の9兆円国民負担増による景気落ち込みと、銀行の貸し渋りと資金回収によって倒産が急増し、健全企業も倒産に追い込まれている。そのために、過去最悪の完全失業率と失業者数となり、不安定雇用労働者（半失業者）も急増している。

98年4月から金融ビックバンが本格的に開始され、金融機構の整理・再編の第2ラウンドの始まりである。金融ビックバンは、金融機関だけでなく弱肉強食の「大競争時代」の突入で日本経済そのものをビックバンするねらいを持っている。金融ビックバンは、雇用情勢をますます深刻化させることは間違いない。雇用と失業問題は労働者の「死活の問題」であるだけでな

く、「国と地域のあり方がとわれている問題」であり、国民の焦眉の課題である。

労働組合は雇用危機と失業問題の打開のために、職場のたたかいを基礎にして、地域での国民のための危機打開をめざす労働組合との共同、国民諸階層との共同を広げて、自治体との共同へと発展させ、国と地域のあり方を変えていく運動が急務である。この共同は、労働組合運動の未来を握っているといっても過言ではない。

(1) 金融ビックバンによる「中小企業と地域経済」破壊

橋本首相が96年11月に「金融システムの改革—2001年東京市場の再生に向けて」を大蔵大臣と法務大臣に指示し、金融ビックバンが始動した。金融ビックバンは、国家独占資本の中核をなしている金融資本が国際競争力に勝つために銀行・証券・保険の垣根を取り払い、金融機関の集中・再編を加速し、中小金融機関の整理淘汰を進め、総額1200兆円といわれる個人の金融資産を一握りの大手金融機関のビジネスチャンスとして広げることにある。

また、戦後財界が繰り返し要求し実現できなかった「金融持株会社の解禁」が97年6月に解禁された。経済憲法といわれる独禁法9条「持株会社の禁止」は憲法9条の「戦争放棄」とならんで最も重大な法律であったが、国会でろくな審議もせずに決めてしまった。大手金融資本は、アメリカと同様に金融持株会社という形態で系列化による集中と支配を可能にしたのだ。また、金融ビックバンに向けた銀行の早期は正

措置(海外に支店を持つ銀行自己資本比率8%、国内4%)は、銀行の貸し渋りと資金回収による倒産の急増に示されるように、産業再編成と中小企業の整理淘汰を加速してきている。公的資金30兆円の投入決定後の貸し渋り調査(98年3月末発表)では、東京商工会議所は会員の41%、通産省調査は中小企業の33%に貸し渋りがあるとしており、貸し渋りは止まらず倒産が増え続けることを示している。また、金融ビックバンと金融持株会社による中小金融と地域金融の整理淘汰は、中小企業と地域経済に重大な被害をもたらすことはまちがいない。

今宮謙二中央大学教授は「現在の金融破綻は、不況の深まりとの関係やバブルの後遺症にかかわるだけでなく、実に構造的な①投機社会②ルールなき社会③政・官・財癒着④大企業中心体制の限界⑤対米依存関係という根深い問題である。基本的に大企業中心体制の構造的破綻である以上、発想を根本的にかえ、すべての経済・金融対策は国民生活向上を軸にせねばならない。…構造的な面からいえば、大企業中心でなく国民が中心になる体制をつくること、政・官・財癒着体制にメスを入れること、アメリカの言いなりではなく、日本の自立的な対策を立てることが必要である。」と指摘している。(*「経済」* 3月号51~52頁)

政府・財界は「企業が国や地域を選ぶ時代」だとしているが、「社会の構造的な病巣」を拡大するだけである。いま、「国と地域のあり方」を国民中心にしていくことが求められている。日本経済の再生は大企業依存のみでは難しいことが共通認識になっている。特に、雇用問題では明白である。日本経済の再生と雇用創出は中小企業と地域経済の振興が重要であり、自治体と地域金融はその重要な役割を負っている。

(2) 労働組合の役割が問われるとき

97年の倒産による失業者数は経営破綻(日産生命・北海道拓殖銀行・山一証券)を含めると

約16万人に達し、過去最悪である。金融ビックバンの矢面に立つ「証券」はリストラの嵐が吹き荒れ、山一証券など4月末までに7社が倒産・経営破綻した。労働者数は91年16万人から97年には10万人弱に削減されてきている。

しかし、「連合」の大企業労働組合はリストラに協力し、倒産に対して無抵抗であった。山一証券の経営破綻は関連企業も含めると1万人の労働者を解雇した。しかし、山一証券従業員組合は経営責任の追及も雇用を守るたたかいもせず、3月末に全員解雇されるというのに、1月中旬に大会も開かず解散を決定してしまった。

全証労協、全国金融共闘会議、全労連・全国一般は金融ビックバン反対のたたかいを共同して進め、山一証券の経営破綻後直ちに、山一証券の労働者とともに闘うことを呼びかけ、労働者の要求を聞き、山一証券に労働者の生活と雇用を守る要求を突きつけ、大蔵省に山一証券の経営破綻の責任を追及し、労働省に生活と雇用を守る行政指導を要求し、社会問題として世論に訴えた。全労連とともに、山一証券の全支店への宣伝と労働相談活動も展開した。たたかいの中で「山一証券の従業員を守る会」が結成され、山一証券に働く労働者自らがたたかいに立ち上がり、大蔵省・労働省交渉とシンポジウムに参加し、マスコミを通して大蔵省と山一証券の責任を鋭く追及し、社会的にアピールしてきた。このたたかいが反映して、労働者の要求が前進したのである。

この共同のたたかいは、全損保・全証労協・全労連・全国一般が共同して、野村関連争議とビックバン反対・金融民主化のたたかいを進めてきた土台があったからである。また、大阪証券労働組合(全労連・全国一般労働組合・全証労協加盟)が山一証券によってつぶされた小川証券の再建闘争で大蔵省と山一証券とのたたかいを大きく展開してきたことである。大阪証券労働組合は、雇用責任をとると確約した山一証券が破綻した後も総力をあげてたたかい、解雇

特集・雇用・失業問題とその打開への道

撤回と賃金支払、山一證券の退職金を上回る額を獲得するという大きな成果を得た。

しかし、山一證券破綻に対するたたかいは到達点は労働組合運動に重大な問題提起と警告を発していると思う。日本の労働組合運動は、60年代にエネルギー政策の大転換のなかで全国の労働組合と民主団体の力を総結集した「三井三池闘争」（1277人の指名解雇）、80年代に臨調行革の二〇三高地といわれた「国鉄分割民営化と1047人解雇」に対して全国的なたたかいを今日も展開してきている。しかし、金融恐慌・金融ビックバンのもとでの「山一證券破綻による1万人解雇」という戦後初の大事件にたいして全国的なたたかいを組織し、これに反撃するたたかいを構築することができなかった。

その原因は、当該労働組合が労資一体路線で労働組合の機能を喪失し、労働者の闘いを抑制していること、60年代以降強められた大企業の労資一体路線のもとで基幹産業の労働組合がグローバル化と規制緩和を容認し、「合理化」を推進してきたことにある。更に、国政が日本共産党を除いて総自民党化して、アメリカと大企業いいなりの悪政を一挙に押し進めてきたことである。日本の労働組合運動はこの大きな弱点を克服して、多数派運動を進め、日本経済の危機と雇用・失業問題を打開していかなばならない。今、全労連が労働組合と国民諸階層との「共同」を大きく前進させてきているし、政治革新を求める新しい流れが大きくなってきている。とりわけ、地域から「悪政許すな」「地域経済を守れ」の幅広い共同が巻き起こっている。私たち労働組合は、この情勢の変化と共同の広がりをとらえて「国民のための危機打開」の共同を発展させていくことが痛切に求められている。

2. 「地域経済と雇用」破壊とのたたかい

(1) 「グローバル化と規制緩和」で最悪の失業率と組織率

1980年代から世界の資本主義経済が深刻な矛

盾におちいるもとで、先進国では「規制緩和と万能論」と「グローバル化」の流れが強まり、史上空前の失業者数、貧富の差の劇的な拡大など深刻な矛盾が広がった。ヨーロッパの失業者は約3000万人、失業率は平均10%強になっており、日本も過去最悪の失業率である。

規制緩和とグローバル化は「失業者の急増」、「サービス経済化・空洞化にともなう製造業労働者の減少」、「パートなど不安定雇用労働者の急増」を引き起こし、各国の労働組合の組織率を激減させた。労働省の資料で、20年間の主要国の労働組合員数と組織率、失業率の推移をみると、80年からの15年間は、組合員数と組織率を激減させている。アメリカは組合員数398万人と組織率9.1%の減少、イギリスは組合員数486万人と組織率21.3%の減少、ドイツは統合後の5年間で組合員数265万人と組織率5.9%の減少である。

また、OECDの統計では、フルタイム雇用が当たり前だったヨーロッパでパートなどの不安定雇用労働者が急増し、96年には就業者比でイギリス25.0%、ドイツ16.3%となっている。日本は21.6%（97年23.3%）である。日本は、企業別労働組合でユニオンショップ協定が多いために、他国（個人加盟方式）と単純に比較はできないが組織率は減少し続けている。95年からの2年間では、組合員数は32万人も減少している。

この各国の現状は、不況の長期化とグローバル化と規制緩和が失業者を急増させ、組織率を激減させる恐れがあることを示している。まともな労働組合は労働者の生活と権利と雇用の守り手であり、社会進歩の担い手である。その基盤が崩されることは極めて深刻な問題である。

21世紀を希望ある時代にしていくために、労働組合は深刻な失業と雇用危機を打開する運動を強く求められているし、運動を推進する主体的力量の飛躍的な拡大が必要となっている。

(2) 雇用破壊とのたたかいの基本方向

先進国の労働組合運動は、ここ数年間大反撃に転じている。特に、ヨーロッパでは97年から「雇用・失業問題」で労働組合と失業者団体が、「ユーロ・スト」「ユーロ・デモ」「ユーロ・マーチ」に象徴されるリストラ反対・雇用拡大・失業保障を柱にした大闘争が展開されている。このたたかいは、要求を前進させた。特に、雇用創出するためにフランス政府は賃下げなしの週35時間労働法を決め、イタリア政府も国会に提案するまでになった。

日本では、雇用破壊とのたたかいをどのように展開すべきなのだろうか。労働組合が職場で雇用破壊を許さぬたたかいを強化することが基本である。しかし、雇用破壊のおおとは大企業と政府による構造改革路線にあり、グローバル化と規制緩和、行財政改革、「新時代の『日本的な経営』」にある。労働組合が職場と産別闘争を強化すると同時に、アメリカと大企業のための構造改革ではなく、国民のための危機打開、地域経済の振興と再生のたたかいを下記の視点で進める必要がある。

第1に、労働法制改悪中止と一方的な解雇強要をやめさせることであり、解雇規制・週35時間制など最低の労働基準を確立し、権利と雇用を守り拡大することである。特に、全国一律最低賃金制の確立でナショナルミニマムを確立し、失業者保障、下請単価・自家労賃・年金などの最低保障確立で抜本的な改善していくことである。

第2に、消費税と医療費をもとに戻し、大幅な所得減税を行い、中小企業官公需を大幅に引き上げ、中小企業振興と社会保障の充実など国民生活関連予算に変え、ただちに異常低金利0.5%と中小企業への貸し渋りをやめさせることである。

第3に、大企業の横暴規制で中小企業と地域経済を守り、地域経済を大企業依存ではなく自主的に再生させていくことである。そのために、地域金融のあり方と役割を明確にし、アメリカ

の地域再投資法のようにあらゆる金融機関に地域経済に一定比率を投融資する制度をつくらせていくことである。

運動の構築だが、日本の場合はヨーロッパと違って、基幹産業の労働組合が労資一体路線であること、企業別労働組合が主体となっていること、企業内主義が根深くあることなどを克服する「運動」が必要である。キーワードは、「地域経済」と「共同」である。労働組合が中小企業労組・金融関連労組と官公労の共闘、地域・業種でのあらゆる労働組合との共同、中小企業・農漁業団体など国民諸階層との共同で多数派を形成し、大企業中心の体制を変えていく運動をすすめ、自立した地域経済の再生をめざす運動を推進することが必要ではないだろうか。自治体は、地域経済の疲弊と空洞化が深刻で、財政を逼迫させており、地域経済の振興は最も切実な課題となっている。労働組合が国民諸階層との共同を広げ、自治体との共同を視野に入れた運動を進めていくことが多数派を形成していく重要な課題である。

(3) 萌芽的な運動のさらなる発展を

今日まで、商業・運輸・金融などでの規制緩和反対の共同、地域経済振興での共同が進められている。空洞化の著しい10市の自治体が97年に「中小企業サミット」を開催し、同時期に東京・大田や東大阪など10市の労働組合と中小企業団体が集まり「中小企業民間サミット」を開催して地域経済を振興させるたたかいの交流をし、98年10月に第2回サミットを開催する予定となっている。

また、商業サービス関連労組会議（生協労連・農協労連・全労連組織・全労連・全国一般）は、大店法対策会議（全労連・全商連・商サ連）の一翼を担い、中小業者団体と共同して、大店法の規制緩和反対のたたかいを全国で進め、商工会議所と小売業団体との共同も働きかけて、大型店の出店阻止やダイエーなどの元旦初売り反

特集・雇用・失業問題とその打開への道

対のたたかいで成果を獲得してきた。日本商工会議所と中小小売団体連絡会は「これ以上の規制緩和反対」「元旦初売り反対」を決議、少なくとも自治体も反対決議し、「連合」も「元旦初売り反対」の決議を行うまでになった。大店法対策会議は、さらに「大型店の規制とまちづくり」の運動へと発展させてきている。

地域経済の振興は、中小労働組合、自治労連、中小企業団体、自治体などが重要な課題として運動を進めている。いま、「まちづくりとものづくり」の運動を全国各地で起こし、全国的なネットワークをつくり、大企業の横暴規制、中小企業と地域経済の危機打開と再生で雇用を創出していく運動を大きく発展させていくことが求められている。

全労連・全国一般は、労働組合と中小企業の共同を大胆に広げていくための企業訪問に挑戦し、「企業実態調査」と「中小企業と地域経済振興署名」の運動をこの2年間実践してきた。特に、地方労連や地域労連、国公共闘、生協労連、中小企業団体などと共同を重視して進めてきた。この運動は、組合員が実践の中で中小企業実態、まともな労働組合への期待、労働組合の役割をつかみ、一致する要求での共同の可能性に確信を持つことにある。さらに組合員が企業別労働組合と企業内主義を克服する運動として位置づけてきた。

97年は訪問1200件、郵送2700件で中小企業実態調査361、賛同署名780の協力を得た。ほとんどの企業が面会拒否をせず対話ができ、郵送した企業からも協力が得られ、関心の強さと変化を知った。多くの中小企業家が政府と大企業への怒りと不満を持ち、経営の存続に大きな不安を抱えていることがわかった。調査に応じた企業の13%もの経営者が「労働組合への意見の欄」に率直な意見を寄せ、「労働組合は経営者に対して敵対するものという先入観があった。いろいろな中小企業のことを考えておられることに感銘を受けました。」「海外製品の参入による低価格

化はとどまることを知らない。いかに生き残り発展できるのか是非ご教示いただきたい」など労働組合に対する評価と期待が述べられている。

98年は、厳しい業界(小売・証券・ゴムなど)を対象にして、昨年を超え1760件の訪問をしている。不況が一段と深まるもとで劇的な変化が端緒的だが起きている。高知では265軒の商店訪問で調査アンケートに35%もの高率で応じてくれたし、広島では商店街振興会役員が共同して訪問し、調査の回収まで協力してくれたのである。さらに、愛知の地場証券企業訪問では以前はすべて拒否されたのに、今回はすべての企業が対応し、金融ビックバンによる危機感と大蔵省に対する怒りを率直に語ってくれた。中小企業訪問は、「中小企業と地域経済振興」の一致する要求で地域の労働組合との共同、中小企業団体と中小企業家との共同が広がる大きな可能性があることを示している。まだ、初歩的な段階だが、この運動を土台にして雇用危機と失業問題を打開していくために、国民中心の国と地域にしていく運動へと発展させていかねばと思っている。

(全労連・全国一般書記長)



フランスにおける失業の深刻化と 失業反対闘争の高揚

小森 良夫

フランスでは、1997年の総選挙の結果ジョスパン「左翼」政権が成立して以後、失業・雇用問題をめぐって情勢の新しい展開がみられる。1つは、新政権与党の社会党と共産党が総選挙で公約に掲げた、若年者70万人雇用や賃下げなしの週35時間労働制立法化など新たな雇用創出をめざす国会内外でのたたかひの前進であり、もう1つは、97年12月初めからフランス全土に燎原の火のように広がった失業者の生活保障要求闘争の高揚である。本稿では、いまフランスで最大の社会的・政治的問題の1つとなってい

る深刻な失業の実態と、「左翼」政権の成立という新たな政治状況のもとでの労働者、国民の失業反対・雇用のためのたたかひの発展について検討する。

1. 深刻化する失業の実態

(1) リストラ戦略下の構造的失業

80年代に入ってからフランスにおける失業の動向を表1で見ると、失業率の上昇傾向と失業者数の絶対的増大がきわだっている。失業率は85年から10%の大台を超えるようになり、経済成長率が4%を超えたとき(88、89年)にも、1%前後の失業率の低下は見られたものの、もはや80年代初頭のような7~8%台に回復することはなかった。失業者数も、82年に200万人の大台を超えた後、86年には250万人を超えて累増を続けた。そして、90年代に入って先進資本主義諸国が例外なしに深刻な不況に見舞われ、フランスも93年にマイナス成長を記録したとき、失業者数は300万人の大台を超え、失業率は11.6%に跳ね上がった。しかもその後、94年には景気が回復したにもかかわらず失業率は低下せず、95年以降景気が減速する中で失業率は上昇傾向を続け、96年11、12月には12.7%と過去最悪を記録した。

このように、景気が好転してもそれだけでは失業の減少につながらないという、いわゆる「構造的失業」が深刻化している。これは、フランス独占資本が、EU統合の進行と経済グローバル化の下で、「国際競争力の強化」をキーワードに資本の強蓄積条件の再構築(リストラクチュ

表1 実質GDP成長率と失業率、失業者数の推移

	実質GDP成長率(%)	失業率(%)	失業者数(万人)
1981年	1.2	7.8	177
82	2.5	8.0	201
83	0.7	8.3	204
84	1.3	9.7	231
85	1.9	10.2	240
86	2.5	10.4	252
87	2.3	10.5	262
88	4.5	10.0	256
89	4.3	9.3	253
90	2.5	8.9	250
91	0.8	9.4	271
92	1.2	10.4	291
93	△1.3	11.6	317
94	2.8	12.3	333
95	2.2	11.6	1~3月 330 7~9月 293(注) 10~12月 299
96	1.5	12.1	310

資料出所：実質GDP成長率—IMF, International Financial Statistics Yearbook.

失業率、失業者数—フランス国立統計経済研究所(INSEE) 諸資料

(注) 95年6月に失業者の計算方式が変更され、従来は求職者を含めていた月間労働時間78時間以上のパート労働者であってフルタイム雇用の就労希望者は、求職者を含めないとされた。これにより統計上の失業者数は30万人以上減少した。

特集・雇用・失業問題とその打開への道

表2 年齢別失業理由の割合 (96年3月現在)

	15～24歳	25～49歳	50歳以上	合 計
一時的雇用の終了	41.5%	42.4%	24.0%	39.9%
解雇	6.1%	31.1%	62.1%	30.1%
自発的退職	2.7%	6.9%	4.8%	5.8%
就学等の終了	30.2%	3.5%	0.1%	8.3%
兵役の終了	7.7%	0.9%	0.0%	2.1%
その他	11.9%	15.2%	9.0%	13.8%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料出所：INSEE, Enquête sur l'Emploi de 1996.

アリング)を戦略的課題として追求し、その主柱として、ダウンサイジングなど首切り・人減らし「合理化」、生産拠点の国外移転による産業空洞化、労働市場「弾力化」政策による不安定雇用の拡大など、全産業にわたる大規模な雇用破壊の攻撃を展開してきた結果にほかならない。

失業の理由別の割合を表2で見ると、期限付き雇用の契約切れによる失業が39.9%とトップを占めている。その中で特に青年層の割合が高い。2番目に高い割合の失業理由は解雇であり、30.1%を占めている。この2つを合わせると70%にのぼり、リストラ「合理化」のすさまじさを示している。青年層の失業理由のうち「就学等の終了」が30.2%にのぼっており、働いたことのないまま産業予備軍に組み込まれてしまう学生の就職難の深刻さがうかがわれる。

(2) 青年と女性の高失業

失業の深刻化の中で、特に青年と女性の高失業が目立っている。

表3に見られるように、青年層の失業率は全体の失業率のほぼ2倍の高率で推移しており、青年の4人に1人が失業者とされている。これらの若者は、いわば人生の始まりから未来を奪われているのである。

表3 年齢別・性別失業率の推移 (%)

	計		15～24歳		25～49歳		50歳以上	
	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女
1993年	11.1	9.4 13.3	24.6	21.5 28.4	10.1	8.4 12.3	7.3	6.7 8.1
94	12.4	10.8 14.3	27.7	24.2 31.7	11.5	9.8 13.5	7.8	7.5 8.1
95	11.6	9.8 13.9	25.9	21.0 32.2	10.7	8.9 12.9	7.7	7.3 8.2
96	12.1	10.4 14.2	26.4	22.1 31.9	11.4	9.6 13.6	8.0	7.8 8.4

資料出所：INSEE, INSEE PREMIERE.

女性の失業率は一貫して男性の失業率を上回っており、特に15歳から24歳の若い女性の失業率は、全体の失業率の3倍に近い高水準である。

表4 就業者数に占めるパートタイム労働者の割合 (%)

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
全体	12.5	13.7	14.7	15.5	15.8
女性	24.5	26.3	27.8	28.9	29.5

資料出所：INSEE, INSEE PREMIERE.

注) 数字は各年3月のもの。

女性の雇用不安定化を示すものとしてパートタイム労働者の比重の増大も注目される。表4に見られるように、全就業者中に占めるパートタイム労働者の割合は、労働市場「弾力化」政策の推進により目立って増大し、92年から96年までの間に全体で3.3ポイント増加したが、女性の場合は5.0ポイントも増加し、96年には29.5%、女性労働者の約3割がパートタイマーとして働いている。

(3) 長期失業者の増大

失業者全体の中で失業期間1年以上の長期失業者が占める割合は、表5に示されるように、30%台の高水準を続け、しかも全体として増大

表5 失業率と失業者に占める長期失業者の割合

	失業率	長期失業者の割合
1992年	10.1%	33 %
1993年	11.1%	31.4%
1994年	12.4%	35.7%
1995年	11.6%	39.5%
1996年	12.1%	36.9%

資料出所：INSEE, INSEE PREMIERE.

注) 数値は毎年3月の雇用調査による。

表6 年齢別長期失業者の失業期間内訳 (1996年8月現在)

	15～24歳	25～49歳	50歳以上
1年以上2年未満	76%	54%	41%
2年以上3年未満	17%	23%	24%
3年以上	6%	23%	35%
計	100%	100%	100%

資料出所：フランス国家雇用庁 (ANPE) 資料より作成。

傾向にある。また、国家雇用庁 (ANPE) の96年8月のデータ (表6) によると、失業期間1年以上の長期失業者のうち、3年以上失業している者の割合は、15～24歳の求職者の場合は6%であるのにたいして、50歳以上の求職者では35%にのぼり、年齢が高くなるほど失業期間の長い失業者の割合が高くなっている。

2. 総選挙での選択

97年5・6月のフランス総選挙での最大の争点は失業問題であった。選挙中の世論調査でも、有権者の最大の関心事として「失業」が81%とトップを占めていた。95年5月の大統領選挙で、シラクは「失業克服」を公約の第1に掲げて当選したのであるが、大統領に就任して半年もたたないうちにこの公約を投げ捨て、ジュペ首相とともに欧州通貨統合の基準達成のための財政赤字削減 (GDPの3%以内) を口実とした緊縮政策＝ジュペ計画を推進し、失業と福祉切り捨てを国民に強いてきた。ジュペ首相が在任した95年5月から97年3月までの間に、フランスの失業者数は291万5000人から328万2000人へと36万7000人増加した。あの95年11、12月のジュペ計画反対の大ストライキをはじめとした怒りとたたかひの2年を経て、フランスの労働者、国民は失業と福祉切り捨ての政治に「ノン」の審判を下したのである。

「左翼」政権の誕生は、反失業闘争に新しい局面を開いた。総選挙の中で社会党と共産党は、雇用創出のための賃下げなしの週35時間労働制の立法化、青年を対象にした70万人 (公的部門35万人、民間部門35万人) の雇用創出などを共同声明の中で公約していた。フランスの労働組合、失業者団体など大衆諸団体は、総選挙で「左翼」の勝利が決まったその日から、新政府にこれらの公約の実現を迫る要求運動を開始していった。

それというのも、かつて1981年にミッテラン社会党大統領が当選したとき、「左翼」政権への

甘い期待のために大衆団体が要求運動を手控え、その結果、社会党政権の変質とともに大きな被害を蒙むという苦い経験を持っていたからである。今回は、労働組合の側には、「左翼」政府が誕生しても決してたたかひの手をゆるめてはならないという意志と決意がみなぎっていた。CGTのヴィアネ書記長は、第2回投票日翌日の6月2日の声明の中で、「労働界が自分たちの利益にそった事態の進展に影響を与え、95年11・12月 (の闘争) の延長としてここ数ヵ月来の闘争の中で発展させてきた切実な諸要求の実現のために、社会的運動の側からの欠かすことのできない責任ある介入を促進する」ためにCGTは全力をあげることを表明した。そして組閣作業に入っただけのジョスパン新首相にたいして、民営化や解雇計画の中止、社会保障資金調達体制の再建、最低賃金 (SMIC) の引き上げ、そして賃下げなしの週35時間労働への時間短縮による雇用創出などが、今や「舞台の前面に押し出されている」としてその実現を迫った。同じ日、95年の大ストライキの先頭に立った国鉄労組も、新政権が「社会的公正と完全雇用」に向けて努力を開始するよう要求した。6月10日には、欧州労連の呼びかけた「欧州雇用行進」がパリで展開され、周辺諸国からの参加者2000人を含め8万人が雇用を求めて行進した。

労働組合の側からの要求と行動が集中する中で6月19日、ジョスパン新首相は国民議会で初の施政方針演説をおこない、失業・雇用対策について、前政権時代に労働者の大きな反撃をひきおこした公務員削減計画の中止を言明するとともに、中心公約であった70万人の青年雇用創出政策の早期実施と週35時間労働制の法案を近く提出すると発表した。これら2つの中心的な雇用創出政策の策定経過を次に見ておこう。

3. 青年雇用法の制定

青年失業対策のために公的部門で35万人の雇用創出を目的とした法案 (オブリ法) が、97年

特集・雇用・失業問題とその打開への道

8月20日に閣議承認の後、国民議会に提出され、10月13日に賛成170、反対10、棄権2という圧倒的多数で可決された。これは「左翼」が多数を占める新議会を象徴する最初の立法となった。オブリ法は直ちに実施に移されたが、その主な内容は次のとおりである。

法案の目的＝公的部門、準公的部門、および関連部門で、スポーツ、文化、教育、環境などの分野において35万人の雇用を創出する。雇用契約は5年間で、更新されない。

対象者＝18歳から26歳までの者、および失業補償を受けていない26歳から30歳までの者。

資金＝雇用された青年の報酬については、最低賃金（SMIC）の80%の水準まで国が援助し、残りの20%を使用者が支払う。使用者はこれよりも高い報酬を支払うことができるし、共同融資を受けることもできる。雇用契約1件当たりの国の負担は年間9万2000フラン（1フラン＝約22日）である。

4. 週35時間労働制立法化のたたかい

ジョスパン首相は97年10月10日、選挙中の公約にそって労働組合、財界、政府代表で構成される「雇用・賃金・労働時間短縮問題全国会議」を首相府で開催し、その結果をふまえて、新たな雇用創出をめざした賃下げなしの週35時間労働制（現行の法定労働時間は39時間）法案を年内に提出すると発表した。その要点は次のとおり。

①2000年1月1日から法定労働時間を週35時間にすると目的で年内に基本法案を提出する。

②当面の対象は従業員10人を超す企業で、これ以下の企業は2002年実施を目標にする。

③賃金の引き下げは正当化されない。

④法制化までの2年間は現場の労資交渉で時間短縮を推進し、一定以上の時短と雇用増を実現した企業には98年にも国家が援助を開始する。

⑤99年にそれまでの交渉を検証する機会を設け、これを受けて適用の具体方式について第2の法案を提出する。

この政府決定が発表されるや、財界は猛烈な抵抗と反撃を開始した。フランス経営者全国評議会（CNPF）ではガンドワ会長が「陰謀の犠牲になった」と叫んで抗議の辞任を表明、「戦争状態に突入」したとして現場での「交渉拒否」を含め、あらゆる抵抗を試みると宣言した。

一方、政府与党と労働組合の側でも、週35時間労働制の立法化では基本的に一致していても、労働総同盟（CGT）、「労働者の力」（FO）、民主労連（CFDT）内反主流派、共産党などは賃下げも労働強化も伴わない時短を主張しているのに対し、社会党やCFDT主流派などには時短に伴う一定の賃金抑制や労働時間の「弾力化」を容認する態度もあるなど、週35時間制立法化のたたかいは新たな前進の中で複雑な様相を帯びていた。

こうした状況の中で、CGTは97年11月5・6日に全国委員会を開催し、週35時間労働制立法化への新局面を開いた雇用・賃金・労働時間短縮問題全国会議以後の情勢とCGTのたたかい方について討議した。ここでCGTは週35時間労働制の法律に盛り込むべき要求事項を提起した。その主要点は次のとおりである。

—賃下げを伴わないことを明記する。

—法定最低賃金を引き上げ、その時間当たり賃率を単一化する。

—法律の適用対象企業の従業員規模の下限をできるだけ低くする（下限を10人規模から20人規模に上げると160万人が法の適用から除外される）。

—管理職を含め企業の全従業員に適用する。

—生活・労働条件の改善、雇用の創出という目的との関連を明記する。

—超過労働時間の制限・規制と超勤手当の増額。規制の枠を超えて超過勤務をさせた場合は罰則を課する。

—年間労働時間制を廃止する（93年制定の雇用5ヵ年法で労資合意による年間労働時間制の促進を定めた—筆者注）。

—企業にたいする無差別の援助を容認せず、財政状態や従業員数を考慮しておこなう。

CGT全国委員会は、こうした立法要求の内容が、同時に企業・産業段階の労資交渉で経営者側に実現を迫るべき要求でもあることを強調した。前述のように政府方針では、法定週35時間労働制を2000年から実施するまでの2年間は、労資交渉によって週35時間への時短を促進するというものであり、すでに労働組合側は経営者側の「交渉拒否」作戦と対決して、時短のための労資交渉の即時開始を要求するたたかいに立ち上がりつつあった。CGT全国委員会の提起した立法要求政策は、こうした労資交渉における要求基準を示したものであった。

このCGT全国委員会では、フランスの全労働者が自分たちの要求について声を上げてゆくことをめざした「全国全産業総対話運動」の展開が決定された。全労働者との対話をつうじて職場・地域から要求運動を総結集し、企業・産業段階の労資交渉を主導的に前進させるとともに、全国レベルでも財界・保守勢力を包囲しながら「左翼」政権に労働者の要求実現のための政策を実行させてゆくという、国会や政府段階での闘争とも結合した新しい型の大衆的運動が展開されていったのである。

ジョスパン政権は97年12月10日、週35時間労働制法案を閣議決定し、法案は1月下旬からの国民議会（下院）の審議にかけられた。

同法案は、法定労働時間について、従業員20人以上の企業では2000年1月1日から、20人未満の企業では2002年1月1日から、それぞれ週35時間とすることを基本枠として定めている。そしてこれに向けて各企業、各産業部門において労資交渉による週35時間の実現を求めている。政府はその進展状況をふまえ、99年末に第2の法案によって適用方式の細部を決定する。2000年以前に週35時間以下への時短を実現して一定以上の雇用を拡大した企業には社会保障の負担料軽減の形で国からの助成をおこなうことも定

めている。

財界や保守野党は政府法案に強く反対し、国会審議の中でも年間労働時間制などさまざまな労働時間「弾力化」の導入を要求するなどして法案の骨抜きを試みた。一方、CGTや共産党などは、企業規模によって法定週35時間の実施時期に段差を設けている問題、時短の実施を労資交渉に委ねているために財界側の意図する「弾力化」の導入に道を開く危険性があること、また賃金凍結や最低賃金制の改悪につながる恐れがあるなどの問題点を指摘し、法案の改善を要求してきたが、国民議会は最終的には政府提出法案を与党勢力全体の一致した賛成で可決した。同法は上院での審議の後、5月19日に国民議会で最終採択され成立した。フランスの労働者は同法を実効あるものとするための新たなたたかいに立ち上がっている。

5. 失業者の大運動—生きる権利求めて

97年12月の初めから、失業者の生活保障を求める要求運動が、各地の失業保険事務所の占拠など強力な大衆行動を伴いながらフランス全土にまたたく間に広がった。そしてそれは年を越えても鎮静化することなく、現役労働者をはじめ国民諸階層の支持と連帯のもとに、ジョスパン「左翼」政権にたいし、人間らしく生きる権利と働く権利をすべての失業者に保障するための抜本的な制度的改善を求める攻勢的な要求運動として持続的に発展してきた。この大運動は、後述する「雇用のためのツール・ド・フランス」にもみられるように目下進行中の運動でもあるので、ここでは本稿執筆時点までの経過を整理しておきたい。

(1) フランスの失業者生活保障制度の現状

まずフランスにおける失業者の生活保障のための諸制度、諸給付の実状をみておくと、制度的には2つに大別される。1つは失業保険制度による給付で、この制度は労使の中央労働協約(1954年)によって設置され、全国経営者評議会

特集・雇用・失業問題とその打開への道

(CNPF)と主要全国労組の代表が運営の責任を負っている。その下で保険料の徴収、給付の支払いなどの事務を地域別の商工業雇用協会(ASSEDIC)がおこない、ASSEDICの全国的連合組織である全国商工業雇用協会連合会(UNEDIC)が全体の調整をおこなっている。失業保険財政は労使が負担する保険料と国の補助でまかなわれている。失業者にたいする保険給付は、勤続年数や年齢に応じて決められる支給期間(たとえば40歳まで勤続した労働者の場合は上限30ヵ月)、賃金の約60%相当額の手当が支払われる。ただし92年と93年の制度改定で、支給金額の通減制が導入され、現行では手当支給が始まって9ヵ月後から、支給額が4ヵ月ごとに17%減額される。もう1つの制度は、失業保険の手当受給期間が終了してもなお失業している場合に、最低限の生活を保障するために設けられた諸給付で、社会的最低保障(minima sociaux)と総称される。この中には、25歳以上を対象とする社会復帰最低所得(RMI)、5年以上就労した者を対象とする特別連帯手当(ASS)、成人障害者手当(AAH)などがある。

しかしこれらの諸給付の実態は、いずれも失業者に人間らしい最低生活を保障するにはほど遠い水準である。失業者の37%は所得月額3000フラン未満、25%は3000~4000フラン、16%が4000~5000フランとなっており、全失業者の8割が5000フラン未満の給付しか受けていない。ちなみに法定最低賃金(SMIC)は月額税込み6663.67フランである。また、単身者で月額2429フラン、夫婦で3644フランの社会復帰最低所得(RMI)の受給者が100万人以上にのぼっている。13万5000人の身体障害者が求職者として登録されているが、かれらの平均失業期間は健常者の失業期間の2倍であり、企業での雇用率は義務づけられている6%よりもずっと低いままである。成人障害者手当(AAH)は、法定最低賃金に比べてたえず購買力を失いつづけている。1983年にはSMICの64.4%であったが、現在では51.56

%にすぎない。300万人を超える失業者とその家族が、最低限の生存の権利も保障されず、貧苦のどん底で人間としての尊厳も奪われてきたのである。

(2) たたかいは「総対話運動」の中で準備された

97年11月、CGT全国委員会が前述のように全労働者の要求総結集のための「全国全産業総対話運動」を呼びかけたとき、CGTの全国失業者擁護闘争委員会はこのメッセージを全面的に受けとめ、広範な失業者の間での要求運動結集のために、11月24日から12月5日までの「15日間行動」を設定し、その中で特に12月4日を「雇用と生きるための手段を」要求する集中行動日とすることを決めた。この15日間行動でCGT全国失業者委員会が提起した要求課題は、失業保険給付の改善、そのためのUNEDIC規約の改正、社会的最低保障諸給付の引き上げ、雇用拡大、週35時間労働制の実現などであった。

フランス失業者の嵐のような要求行動が全国的に開始されたのは、12月4日、つまりCGT全国失業者委員会が呼びかけた「15日間行動」の集中行動日からであった。このように、今回の失業者の大闘争は、「左翼」政権の成立という新しい条件のもとでCGTが全労働者の要求と行動の総結集のために展開した、「総対話運動」の一環として準備されていったのである。したがってそれは、決して自然発生的な運動ではなく、その出発点からよく準備され、全国的に調整されたたたかいであったということができよう。

(3) クリスマス手当要求の背景

12月4日に始まったフランス失業者の要求運動が当初前面に掲げた要求は、すべての失業者に「クリスマス手当」3000フランを支給せよという要求であった。この要求は別に新しいものではなかった。「クリスマス手当」と名付ける特別手当の要求は、ここ数年来毎年たたかわれてきたもので、一定の成果もかちとってきており、すでに正当な既得権となっていたのである。

しかし、今回のクリスマス手当要求闘争には、

次のような新しい重大な背景があった。すなわち、97年7月2日のUNEDIC運営理事会において、CGTを除く労組代表と経営者側代表が、失業保険財政の赤字を口実にして社会基金運用額の削減を多数決で決めたことによって、これまで「緊急措置」として支給されていた「クリスマス手当」が、自動的に取り上げられてしまったのである。

このためにCGTは、11月24日から、マルチヌ・オブリ雇用・連帯相とニコル・ノタUNEDIC議長(CFDT書記長)にたいして、失業者のクリスマス手当要求を全国的な問題として取り上げ、各県知事の責任で、ASSEDIC、県当局など関係諸機関と関係者の円卓会議を開き、この要求にこたえられるように、県レベルの基金運用について検討するよう要求した。

こうした中で12月4日から、クリスマス手当支給を求める失業者の大衆的要求行動が、各地のASSEDIC事務所や地方行政当局に向けて展開されていった。その主要な行動形態として全国に広がったのがいわゆる「占拠」行動であるが、それは決して“過激”な一揆的な妄動ではなく、失業者への手当支給に責任と権限を持つ各地のASSEDICなどの諸機関にたいする直接の要請行動であり、そのための連続的な「座り込み」行動をおこなったものである。CGTではこれらの座り込み参加者を「グレヴィスト(ストライキ参加者)」とも呼んだが、フランス労働者のストライキ闘争では工場やオフィスでの座り込みストがごく普通の闘争形態の一つとなっている。工場やオフィスから閉め出され、働く職場を持たない失業者にとって、要求交渉の直接の相手方であるASSEDICの事務所などに座り込むことは、ある意味で唯一可能で効果的な団体行動権の行使であり、正当な運動形態だったのである。失業者の要求運動の周辺で、自動車焼き打ち事件などの妄動も見られたが、これにたいしてCGT失業者委員会は、「われわれは冒険主義者が無原則的に持ち込む挑発的行動に

組みするものではない。そうした行動は失業者の運動とは何の共通点もない」と厳しく批判し警告している。

(4) 運動の持続的高揚と相次ぐ成果

12月4日以来、失業者の要求運動はとどまることなく拡大しつづけ、運動が始まって1週間後には、参加者がマルセイユで1万人余、トゥールーズで1000人、ボルドーで数百人など、真に大衆的な規模の運動となっていくた。各地のCGT失業者委員会と「AC!(失業に反対して共に行動を!)」などの失業者団体は、クリスマス手当を全失業者に支給するために県知事の責任で関係諸機関・諸団体の円卓会議を開けという要求を全国に広げていった。

12月18日、雇用・連帯相の官房長とCGT代表との会談が初めて持たれた。政府がCGTを失業者の労働組合代表として受け入れたのは初めてのことであった。この会談では官房長は具体的回答をしなかったが、翌19日、政府は、特別連帯手当を97年7月以降2%引き上げ、98年7月1日以降さらに1%引き上げることを決定した。この手当は94年7月以来改定されていなかったものである。この引き上げ決定は、まったく不十分なものとはいえ、運動の最初の成果であり、失業者の要求の正当性を裏付けるものであった。

12月24日、クリスマス・イブの日に、CGTの呼びかけで、失業者と現役労働者、退職年金者との全国連帯行動デーが組織された。同じ24日、オブリ雇用・連帯相は各県知事に通達を送り、窮乏状態にある人びとの必要に応える資金を手当てするために、社会扶助を担当する労使運営機関および県当局と話し合うよう求めた。また、社会保険料を40年以上支払っている55歳以上の失業者にたいし、特別連帯手当を1500フラン引き上げる(これにより5000フラン程度の所得が保障される)措置などを決定した。政府通達にもとづいて、各県知事の招集による会議が持たれ、困窮失業者にたいする最初の援助が実施されていった。

特集・雇用・失業問題とその打開への道

しかし、中心要求であるクリスマス手当の全失業者への支給は拒否されたまま、クリスマスが過ぎた。12月29日、CGT執行局とCGT全国失業者委員会の代表団はUNEDIC議長と会談し、たたかう全国の失業者を代表して次のような諸要求を提出した。

—すべての失業者に年末特別手当3000フランの支給。

—UNEDICへの社会的基金の還元。

—すべての失業者がまともな給付を受けられるような失業補償制度の改革。

—ASSEDIC 事務所内での失業者の労働組合権行使を認めること。

そしてCGT代表団は、失業者のこれら諸要求を議題に取り上げてUNEDICの臨時運営理事会を開催するよう求めた。

年明けの1月3日、オブリ雇用・連帯相が記者会見の中で、UNEDICに5億フランの国家補助を提出する考えを明らかにした。これは長期失業者約20万人を対象とする援助措置に充当するものとされた。しかしたたかう失業者側はこれを不満として、UNEDICの臨時運営理事会開催日の1月7日に全国行動デーを組織した。CGT失業者委員会と失業者諸団体の呼びかけにこたえて、首都パリやマルセイユでそれぞれ5000人の失業者のデモがおこなわれたほか、数十の地方都市でもデモや占拠行動が展開された。同日夕、失業者の要求行動に包まれた中で運営理事会を終了したUNEDICは、1200万フランの緊急援助支出をおこなうと発表した。しかし失業者側は、この金額を失業者数300万で頭割りすると1人4フランにしかならないと厳しく批判し、UNEDICの決定はかえって怒りとたたかいの火に油を注ぐ結果となった。

1月9日、ジョスパン首相は記者会見で、国家が10億フランを拠出して「緊急社会基金」を創設し、地方レベルの各種機関からもこの基金に財政支出をしてゆくとの方針を明らかにした。運動の圧力で、1週間のうちに政府の拠出額が

5億フランから10億フランへと2倍に増えたのである。同首相はまた、失業者団体を政府や地方当局の交渉相手として初めて公式に認知した。また、各県レベルで一時的に設けられた緊急援助体制を恒常的体制として定着させることも発表した。

しかし、ジョスパン首相が失業者の生活保障のためのすべての諸給付の一律1500フラン引き上げという要求を拒否したため、CGTと失業者団体は1月13日、全国行動デーを組織し、パリでの4500人のデモ、マルセイユでの6000人デモをはじめ全国いっせいに示威行動が展開された。翌1月14日、国民議会が、特別連帯手当を増額し社会保険料の支払いが40年未満の者にも月額5000フランに達する支給を予定する法律を可決した。

(5) 失業者と現役労働者の合流

1月17日には、CGT失業者委員会、AC! など失業者団体の共同の呼びかけにこたえて、現役労働者をはじめ学生、女性、教員、知識人、高校生など広範な市民が初めて失業者との連帯のデモをおこなった。この日の行動は、特に失業者と現役労働者との合流による新しい強力なたたかいの画期となった。かかげられた要求も、社会的最低保障諸給付の即時大幅引き上げ、失業補償制度の改善など失業者の生活保障要求とともに、雇用創出策の即時実施、労働時間短縮、解雇中止など、失業に反対し雇用を求める全般的な諸要求で、運動の新たな発展を示すものであった。この日、首都パリでの2万人デモをはじめ全国で数多くの集会・デモが展開され、12月初めの闘争開始以来最大規模の示威行動となった。

ジョスパン首相は、この日のデモの直前に、欧州通貨統合後の99年に諸給付を増額することを示唆したが、失業者諸団体は1月18日に共同コミュニケを発表し、同首相にたいして、1月21日に次の諸要求への積極的な回答をおこなうよう求めた。

—社会的最低保障諸給付、特に特別連帯手当 (ASS) と社会復帰最低所得 (RMI) の即時大幅引き上げ

—25歳未満の者にたいするRMI受給の権利の保障

1月21日夜、ジョスパン首相は、失業者のための諸給付を物価スライド方式に改善すること、94年以降増額されなかった特別連帯手当を94年にさかのぼって引き上げをおこなうこと、長期失業者の中で特に困窮している者に特別の措置をとることなどを約束したが、生活保障諸給付の一律1500フラン引き上げの要求は今回も拒否した。失業者団体は直ちに「失望」を表明して闘争の続行を呼びかけた。

1月27日、国民議会が週35時間労働制法案の審議を開始した日に、CGTが呼びかけた全国全産業統一行動デーがたたかわれた。この全国統一行動は、雇用と生きる権利のために失業者と現役労働者の要求と行動を合流させるために呼びかけられたものであった。この日、パリで1万人、マルセイユで1万5000人、ナント5000人、サンナゼール5000人、ボルドー4000人、リヨンで2500人など、各県レベルでのデモンストレーションとともに、軍需産業での1万人の労働者の統一行動、国鉄労働者の全国各地でのストライキと集会等産業別の行動が展開された。公的部門でも民間部門でも労働者は随所で作業を停止し、賃金と社会的諸給付の改善、首切り・人減らしの中止、賃下げなしの週35時間への労働時間短縮と雇用創出などを経営者側に要求した。

2月12・13日の両日、CGT全国失業者委員会主催で失業者全国協議会が開かれた。会議では、失業者運動の持続的でユニークな発展とこれまでの成果、失業者の組織化の前進 (75の県で86の新しい失業者委員会が結成され、2663人がCGTに加盟) などについて確認したうえで、運動のひきつづく発展のために、3月7日を期して、失業者諸団体の共同の呼びかけによる全国行動デーを組織し、全国5カ所 (パリ、マル

セイユ、トゥールーズ、ナンシー、レンヌ) で地域間デモンストレーションを展開することを決めた。

3月7日の当日、パリでは1万5000人、マルセイユでも1万5000人、トゥールーズ1万人、レンヌ5000人、ナンシーで1200人が「働く権利と生きる権利」のためのデモに結集した。パリのデモには、ベルギーの失業者200人をはじめドイツ、オランダ、ルクセンブルグ、イタリアなどからの失業者代表も初めて駆けつけた。またデモには、現役労働者とともにホームレス支援団体、人種差別反対団体、女性団体など多様な市民運動のメンバーも合流した。

(6) たたかいは続く

3月9日、CGT全国失業者委員会は、3月7日の全国行動の成功を確認するとともに、運動の新たな発展のために、働く権利と生きる権利をめざす「雇用のためのトゥール・ド・フランス (フランス一周)」の実施を提唱した。この行動計画は、前述した2月の失業者全国協議会で呼びかけた「雇用のための失業者全国行進」構想を発展させたもので、メーデーの5月1日を期して全国の市町村から出発し、6月6日にパリに到着して集結デモをおこなうことになっている。(ちなみに、トゥール・ド・フランスとは毎年7月おこなわれるフランス一周の自転車競走の名称だが、より古くは職人の全国修業旅行をこう呼んでいた)。3月11・12日開かれたCGT全国委員会でも、この壮大な行動が、フランス全土の地域と職場から失業者と現役労働者の要求と運動の大合流を創り出していくことにより、たたかいの新しい展望を開くものとして位置づけている。

1998年5月1日、メーデーの示威行動の中から、「雇用のためのトゥール・ド・フランス」が開始された。雇用と生きる権利を求めるフランス労働者階級のたたかいは続いている。

(会員・国際労働運動研究者)

国際・国内動向

シンポジウム「グローバリゼーションと労働法」 (CGT ほか主催)に参加して

松尾 邦之

シンポジウム「グローバリゼーションと労働法」は、パリ郊外モントリュイユのCGT本部国際会議場において、フランス労働総同盟 (CGT)、フランス経済社会調査研究所 (ISERES) および「労働者の権利」誌 (Droit Ouvrier) の共催で開かれた。会議は98年2月5日・6日の両日にわたって25カ国 (ヨーロッパ・アフリカ・南北アメリカ・アジアの諸国から) 約300人の労働組合関係者や研究者および弁護士等実務家が参加して精力的に行われた。日本からは全労連から行革・労働法制局長の寺間誠治氏、労働総研会員として松尾の2名が参加し各々発言の機会を得た。以下簡単にシンポジウムの概要を紹介し感想を述べる。

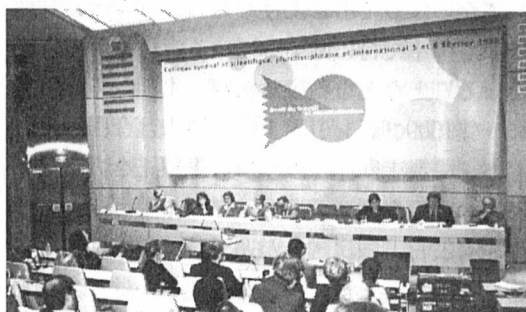
シンポジウムのあらまし

5日の午前中にメイン報告およびゲスト報告があり、昼食休憩をはさんで午後は分科会が開かれ、夕方のカクテルパーティーで初日は終了した。6日は午前以前日の分科会の討議内容の報告と来賓挨拶が行われたのち、午後には全体討議と主催者発言があり討議は終わった。夜には外国からのゲスト達を招待してディナーパーティーが開催された。

1 第1日目

1) 4つのメイン報告

- ① シャンタル・レイ (ISERES所長) 「労働組合運動の挑戦」
- ② ダニエル・ブラン・ブルー (CGTローヌアルプス地方書記長) 「地方からのイニシアティブの成果」
- ③ ジェラルド・ド・ベルニ (経済学者) 「グローバリゼーションと変動のもたらす新しい問題について」



シンポジウム会場

④ アントワーン・ジャモー (法学者) 「グローバリゼーションの試練に立たされる労働者の権利」

レイ氏は、現在の失業問題や児童労働などは労働組合運動にとっても未経験の「新しい世界レベルでの団結の形成」を必要としていることを指摘した。ブルー氏は、中央主導型ではない地方発の労働者・労働組合の枠を超える社会的共同で雇用のための連帯や教育など新しい貧困との闘い (イニシアティブ) の経験を紹介した。ベルニ氏は日本の「住友」を含む多国籍企業の国際移動との闘いにおいて典型的に現れる「柔軟化」や雇用問題へのトランスナショナルな取り組みの重要性を指摘した。またジャモー氏は、グローバリゼーションの志向する「柔軟化」や「規制緩和」と闘うためにCGT等組合は社会における民主主義と最低基準を確保する活動が不可欠であると指摘した。

2) 4つのゲスト報告

- ① エリアン・ボゲール・ポルスキー (ベルギー・法学者) 「EUの法制度——拘束と支援」
- ② 寺間誠治 (日本・全労連) 「労働力のJITシステムの導入をねらう労働法制の改悪」
- ③ アーノルド・デュガス (カナダケベック州・金

属労組委員長)「NAFTAと労働問題」

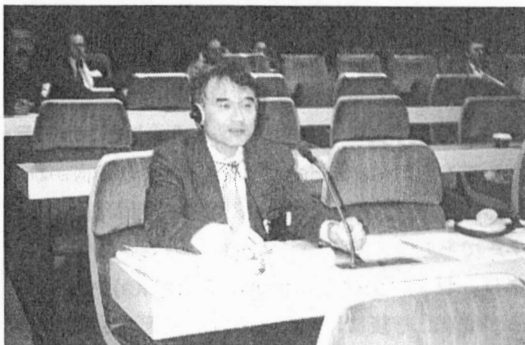
- ④ リチャード・ハイマン (イギリス・労使関係学者)「ヨーロッパにおける労使関係——危機か再構築か」

ボルスキー氏は、EU 域内の資本・物・人の移動の自由化にともなって基本的な社会権の一層不可欠なものとなっており、雇用・差別禁止・企業レベルの交渉など強化されなければならないと指摘した。寺間氏は、日本政府が労働法を改悪して変形労働時間制・裁量労働制そして有期雇用契約を拡大しようとしていること、これにより独占大企業は労働力のジャストインタイムシステムを実現しようとしていることを批判し、全労連をはじめほとんどの労働組合が反対闘争をしていることを紹介した。デュガス氏はNAFTAにおける労使の紛争と交渉・調停のプロセスの問題を紹介した。ハイマン氏は、経済のグローバリゼーションの下で労働組合ばかりでなく国民国家の影響も低下しているにもかかわらず公正な規制力や交渉力が必要とされるというパラドクスを克服するためにトランスナショナルな交渉力(対話)と連帯の形成が重要であると指摘した。(松尾報告は当初ここで行われる予定だったが運営の都合でのびのびとなり、結局2日目の午後に行った。)

3) 6つの分科会

グローバリゼーションに関わる以下の6つのテーマ毎の分科会で報告と討論がなされた。

- ① 多国籍企業と労使関係への影響：下請け・再配置など
② 経済構造改革と雇用の管理：労働者の職業的地位への影響
③ 競争の激化と労使関係の変動



報告する筆者

- ④ 生産の変容、新しい型の産業と自営業：テレワークなど
⑤ 公務における自由化と変動：公務労働者の地位への影響
⑥ 地域統合体と経済的・社会的結合：EU、NAFTA

2 第2日目

- 1) 前日の分科会の報告と討論の紹介、および若干の質疑応答(紙幅の関係で詳細は省略)

2) 来賓挨拶

- ① フランス労働省来賓

フランスは保護主義をとるべきではなくまたパブリックサービスも強い効率的なものでなければならないが、生活条件・水準を護ることは重要でありヨーロッパ基準に合致した水準でなければならない。

- ② ILO来賓

ILOは、社会的対話を重視しつつグローバルな変化に対応した新しい優先事項としての基本的労働条項の実現をめざしていく。

3) 全体討議・主催者発言

世界的な児童労働の問題と取り組み、ネパールの現状と問題(特に児童労働と団交権)、スリランカでの多国籍企業規制の課題と国際連帯のあり方、そしてブラジルそしてチュニジアやチャドの資本進出の現状と労働組合の闘い等々各国参加者の報告があった。

松尾報告「日本におけるグローバリゼーションの影響と労働法の『改革』」は、団結権、雇用政策、労働基準の3分野での労働法の現状と「改正」動向を批判的に紹介し、国際公正基準の達成と闘争経験の交流の必要性を指摘した。

CGTのルイ・ヴァネ書記長(ISERES会長)は、経済のグローバル化のもとで闘い取ってきた労働者の権利が危険にさらされており、国境を超えた団結なしには法と正義のない弱肉強食の世界で生きることが余儀なくされること、国内でもヨーロッパでもそして世界で団結を広げ権利を勝ち取ることが必要であり、そのためにこれからもCGTは闘うと発言した。

最後に、事実が法を前進させるのであり法と正義

国際・国内動向

の実現にこの企画が生かされるであろうとの司会者のまとめ発言がありシンポジウムは終了した。

若干の感想

「グローバリゼーション」とは言っても、シンポジウム全体の問題意識つまり主催者の意識は、明らかに先進国、特にヨーロッパ内のせいぜい北米までの範囲の、そしてとりわけ雇用・失業、労働条件の柔軟化そして平等待遇という現在の問題とそれとの闘いの構築に、置かれていたように感じられた。日本の問題については経済的比重の大きさと全労連との関係を重視して比較的関心は深かったようだ。途上国の問題を含めて真にグローバルな全体構造を

明らかにすることに重点を置くのか、それとも当面の先進国闘争課題への対応を中心とするのか、ねらいをより明確にした方がよかったのかもしれない。ともあれアジアやアフリカの発展途上国からの参加者の発言機会もあり、グローバリゼーションの下での世界的な問題や闘いの状況そして当事者の意識（先進国内部では社会的パートナーとの対話の重視の傾向が見られ、社会的民主主義重視に対して多国籍企業の「横暴」と闘っている途上国の一部の活動家からは違和感が表明された）を直に知ることができたことは、多くの活動家と「顔見知り」になれたことともに私にとっては収穫であった。

（会員・香川大学助教授）

アウグスト・ベーベル『選集』の完結によせて

伊藤 セツ

『選集』の概観と刊行の経過

日本では、ベーベルの『婦人論』(*Die Frau und der Sozialismus*、以下“Die Frau”と略記)の著者として知られるドイツの労働運動の指導者、アウグスト・ベーベル (August Bebel: 1840–1913) は、1860年代始めから約半世紀にわたって3375編の演説・論文・著作を残した。その中から286編と、他に400本の手紙が『選集』全10巻14冊 (August Bebel: *Ausgewählte Reden und Schriften*, Dietz Verlag, Berlin, 1970–1983, K. G. Saur Verlag, München, 1995–1997) に収録され、ドイツ統一の時期を挟む27年の月日を要して1997年に完結した。合計7500頁に及ぶ。

この選集の第1巻 (収録対象時期1863–1878) は1970年に、第2巻全2冊 (同1879–1890) は1978年に、第6巻 (『我が生涯より』^{アウグスト・ベーベル}全3部合本) が1983年に、いずれも旧ドイツ民主共和国 (以下DDRと略記) のマルクス・レーニン主義研究所編で旧東ベルリンのディーツ社から出版された。暫く中断の後、東西ドイツ統一後4年を経て1995年に、ミュンヘン

のザウル社から、継続の第3～5巻 (1890–1899) が故グスタフ・ゼーバー個人名の編で1995年に、第10巻2冊 (“Die Frau” 1879年の初版と1910年の50版) が1996年に、残りの第7巻2冊、第8巻2冊と第9巻 (1899–1913) がアムステルダム国際社会史研究所 (以下IISGと略記) 編で出版された。この間、編修機関や出版社ばかりでなく編集に携わった人々も移り変わっていった。

しかし、全巻を通じて、注・全著作・演説リスト・索引 (DDR時代の巻は写真と年譜も) が付され、ベーベルを知るかかってない手引きとなっている。統一ドイツ以降出された巻の出典や解説は、研究上の「壁」の崩壊を反映して、旧両ドイツ内外のヨーロッパ全域の資料館・研究所に所蔵された遺品や新研究の成果を駆使しているのも注目される。

第1巻の序文はロルフ・ドルーベックとウルスラ・ヘルマン (Ursula Herrmann) によって書かれている。ヘルマンは、このDDR時代の選集刊行のリーダーであった。この時、すでに協力者の一人にアンネリーゼ・ベスケ (Anneliese Beske) の名があるが彼女こそ後に1995からの続巻刊行の中心となっ

た人である。

1995年刊行の第3～5巻を編集した故ゼーバーは、かつての第2巻と第6巻の編者の1人でもあったが1992年に急逝し、これらの巻の序文は、ベスケによって1993年12月に書かれている。続いて1996年、ペーベルの主著“Die Frau”を収録した第10巻の序文と数々の付録や詳細な注もベスケによるものである。この第10巻全2冊の編修の仕方そのものが、ベスケのペーベル研究の造詣の深さと、転換の時代を生きる研究者の思いを読者に伝えている。

このようにヘルマンからベスケへのバトンタッチによって、激動の時代を挟んで、ペーベルの全貌がここに陽の目を見たのである。1970年、第1巻の無署名の序は社会主義への歴史の転換を確信する内容で書き出されていたが、1993年、ベスケは、第3巻への序で、この続巻の出版は「統一ドイツの学術機構への旧東独科学アカデミーの研究・出版企画の統合の成果である」と書いた。

以下、筆者の関心に引きつけ、ペーベルの女性問題関連のもの、特に“Die Frau”関連事項に絞ってこの『選集』を紹介したい。

収録された女性解放論・運動関連のもの

ペーベルは主著“Die Frau”以前にも、女性の政治・教育・学問領域への参加、平等な婚姻について小論を書いていた。1865年にすでに女性解放に関する本を書く必要を感じ、「女性と国家社会」「女性と進歩」「女性の解放と社会主義国家」と題まで考えていたとベスケないう。しかし、女性の問題を実際に取り込んだ論文の最初は、『我らの目的』(1870)である。1875年以降ペーベルは女性選挙権擁護の論陣をはるが、それと時期的に一致して女性問題についての論文を書くようになる。第10巻の補遺に収録されている「女性の現在と未来の地位について」は1878年に発表されているが、これはすでに1875年に書かれていた。また、第1巻収録の「1874年から1876年までのドイツ帝国議会と地方議会の活動と社会民主主義」、「ドイツにおける労働者保護立法のために」(演説1877.4.18)にも、女性労働者問題に言及した箇所がある。

女性選挙権についていえば、第1巻に収録されて

いる1875年5月25日のゴータでのドイツ社会主義労働党結成大会における討論発言「女性と選挙権」は、男女両性の国民に対する選挙権の要求として知られているものである。第3巻の「社会民主主義と普通選挙権、女性選挙権と比例選挙制を特別考慮に入れて」(1895)、第7巻の1900年3月7日の演説「私は女性も議会に同志として座る日が来ることを望む」、1906年9月23日の「女性投票権に関する演説」等いずれも女性選挙権に関するものである。このペーベルの問題意識が「国際女性デー」への関心につながる。

第9巻に、アメリカ社会党提唱の女性デーについて『ニューヨーク・コール』にあてた手紙(1910.2.3)がある(その英訳が同紙2月27日付けに載っているのを私はすでに読んでいた)。1910年のコパンハーゲンでの第2回国際社会主義女性会議へチューリヒから送った手紙(1910.8.27)は、この会議が国際女性デーの決議をしたことを考えあわせると重要な意味を持つ。1911年3月19日、ドイツではじめての国際女性デーの挙行に際しても、クララ・ツェトキンが編集していた同日発行の『平等』誌に「なぜ女性たちは選挙権を要求するか」を寄せている(第8巻2分冊)。1913年1月26日付けのコロンタイへの手紙は、ロシアではじめての女性デー挙行の計画に対して成功を期待するものである(第9巻)。ペーベルが、ツェトキンと並んで、このように女性デーの起源と関わりをもっていた事実を選集は教えてくれる。

さて、“Die Frau”関係であるが、前述のように、ペーベルが1879年にこの本の初版を出してから、批判に反論し、新資料を付け加えて改訂を重ねた。そのさまは、選集に収録された文献からも押しはかれる。第2巻で、「著書『女性と社会主義』でレクラム社に感謝するーザクセン地方議会での演説」(1884)、「回答:著書『女性と社会主義』への攻撃にたいする『ゾツィアルデモクラート』での意見発表」(1889)、第4巻での『『女性と社会主義』に関するカツツェンシュタインの批判的発言への批判』(『ノイエ・ツァイト』1896.12)を始め、第10巻には、『女性と社会主義』第3版への序文(1884)、第9版への序文(1890)、第11版への序文(1891)、第25版への序文(1895)、第34版への序文(1902)、第50版への序文(1909)がすべて収録されている。

国際・国内動向

『選集』中の解題、文献記述、索引、注等によって、“Die Frau”のペーベル生存中の53版とドイツ語以外の言語への翻訳情況(21ヶ国)、演説・著作・手紙の中で“Die Frau”に言及している箇所等の貴重な情報が示される。特に手紙の中に、“Die Frau”に関する依頼、内容批判への反論が盛り込まれている。手紙に特有な、相手にしかわからない略号等が、編者の手で丹念に読み解かれ詳細な注が付されている。手紙は、各資料館に分散された遺品の中から発掘して、未公開のものを活字にして公表したものもあり、研究上利用価値が高い。

私は、第10巻1分冊に寄せたベスケの一大論文ともいべき「編者序文」(1995年6月付けで執筆)と同第2分冊の末尾に付された詳細な注から学ぶところ大であった。ベスケは、これまで見つけだせなかった“Die Frau”の手書きの原稿や、各版本がチューリヒの「スイス社会文書館アウグスト・ペーベル文庫」にあることをはじめ、この書をめぐる人的つながりにもふれている。50版改訂時の協力者リャザノフ(1870-1938)へのペーベルの未公開の手紙が収録されており、それによってペーベルとマックス・ヴェーバーの妻、マリアンネ・ヴェーバー(1870-1954)との母権論をめぐる論争の事実が浮き上がってきた。

ベスケは、1929年に、1879年の初版から50年を記念する“Die Frau”の版に付されたベルンシュタインの序文が「DDRのペーベル研究にあつては完全に無視されていた」と書いている。ベスケは、ペーベルへのフランスユートピアンの影響、ダーウィニズムの影響も指摘する。

解説にあたってベスケは、ペーベルの同時代人(ミ

ンナ・カウアー、リリー・ブラウン、ルイーゼ・ツイーツ)から、シモーヌ・ド・ボーボワールや最近のドイツ史家リチャード・エヴァンスまでペーベルへの批評に目を行き届かせている。しかし、マリア・ミース等日本でも知られている最新のドイツ・フェミニストのペーベル否定には触れてはいない。

ペーベル研究の新たな可能性

女性選挙権の獲得、女性労働問題の解決のために、行動においても執筆においても、人生の相当部分のエネルギーを注いだペーベルは、現代フェミニズムにあつては無視され、“Die Frau”はいわば無意識の焚書にあつている。最近私はヘルマンとベスケと文通しているが、ベスケは、この選集全巻が1997年10月終わりの「フランクフルト書籍メッセ」に展示されたこと、転換期の困難な状況の中でIIGSの援助無しには完結はありえなかったこと、自分たちは最後の数年間無報酬で仕事をしたこと、この仕事はかつての両ドイツの、そして統一ドイツの労働運動史の研究の成果に基づいていること、ペーベルの手紙の中に、東京の「平民新聞」編集部に当てたもの(1907.6.19)がある(第9巻)こと、等々を書いている。

私は今、「ペーベルにおける階級とジェンダー」をテーマにしている。最近の手紙でベスケは新しいペーベルの女性解放論を編集集中であることが判った。ヘルマンは、1997年ペーベル夫妻の書簡集を出した。ペーベル研究の新たな可能性が開けてきている。

(会員・昭和女子大女性文化研究所教授)

イタリアの週35時間労働の法制化

——法案の内容と闘いの現状

宮前 忠夫

本誌前々号で紹介したように、フランス、イタリア両国での週35時間労働「法制化」の闘いが失業克服闘争とならぶ「欧州労資の対決点」として、激しい展開をみせている(No.29、宮前「EU通貨統合と

欧州労働組合運動の課題」参照)。EU(欧州連合)経済・通貨同盟とその通貨ユーロの発足が近づくにつれ、闘いは両国議会内外での論戦を回転軸とした総力戦が展開されている。そして、フランスでは、

5月19日、ついに国民議会が2度目の(最終の)採択をし、週労働35時間法を成立させた。両国の進展状況の対比では、単に時間的に数ヵ月先を行くというだけにとどまらない質的な差もともないつつフランスが先行しているが、ここではとりあえず、これまでに日本であまり紹介されていない、イタリアの週35時間労働「法制化」の法案とそれをめぐる闘いの現状を簡単に報告しておきたい。

イタリアの週35時間労働「法制化」の法案

イタリアでも、フランスと同様に財界が時短そのものに反対しているが、その力点は労働時間短縮そのものよりも、「法制化」による時短——労働時間の法的・一般的規制——の阻止に置かれている。そのイタリアでは3月24日、予定よりも約2ヵ月遅れて、週35時間労働を「法制化」する法案が閣議決定された。法案の内容(全5条のうち第1章・1~4条)は次のとおりである(〔 〕内と<注>は宮前)。

1998年3月24日閣議決定の週労働35時間法案

第1章 労働時間に関する規定

第1条(労働時間)

1. 本章の規定する所により、2001年1月1日以降、従業員15人を超える企業については、通常の労働時間を、労働協約により定められた計算方法にもとづく週35時間とする。その他の企業に関しては、1997年6月24日の法律第196号第13条¹⁾1項1文の規定、および、いかなる場合にも、同じく第1項の2文の規定の適用を確認する。

第2条(割増)

1. 第1条に定める35時間の労働時間を超える労働時間に関しては、労働協約により規定された賃金割増のほかに、第1条に定める通常労働時間を超える時間に対して、および、労働協約上の労働時間を上回る場合はその超過時間に対して、それぞれに、1995年12月28日の法律第549号18項から21項にうたわれた修正をも踏まえつつ、1997年6月24日の法律第196号第13条に定める命令によって〔失業保険の〕保険料割増を定めるものとする。
2. 本条の規定を除き、また、第5条および1997年法律第196号第13条1項1文に定める命令にうたわ

れたものを順守するかぎりにおいて、通常制度および労働時間報酬の規制に関する労働協約の排他的権限は引き続き有効である。

第3条(1997年6月24日の法律第196号第13条「労働時間の短縮および変更への奨励金、パートタイム労働」の修正)

1. 1997年6月24日の法律第196号第13条2項2文および3文を次のように読みかえるものとする。
「これらの措置は、各労働時間区分²⁾への〔奨励金〕補助率の変更の詳細に関して本命令に定める規準および方式にもとづいて適用される。この補助率は垂直パートタイム労働〔＝専らパートで就労〕の場合に関しても、週の平均労働時間が上記各時間区分に含まれる場合には適用される。この措置は、とくに、増員にともなう労働者の無期限採用が予定される場合、生産設備の新設の場合、労働契約のフルタイムからパートタイムへの変更の場合、また、人員過剰の処理過程において、当該協定の新規雇用促進計画への効果を支援するために、全国レベルの比較的に最も代表的な労働組合組織によって調印される労働時間短縮に関する協定の、時宜をえた締結の奨励を優先的目標とする」。同じく1997年法律第196号第13条の2項に定める命令は本法律の発効の日から90日以内に公布される。

第4条(検証)

1. 2000年11月までに、政府は、全国的に最も代表的な労働組合および雇用者の諸組織とともに、本章に定める労働時間短縮奨励措置の効果、および、通常労働時間の——第1条に定める意味での——週35時間、への確定の結果を、各生産部門および地域における経済的・社会的状況に関して、検証する。

第2章 欧州共同体指令93/104の国内法化

第5条(授權)(略)

こうして、35時間法案はやっと提出されるに至ったが、問題点や不明確な点も多い。その最大のものは、①時短にともなう賃下げなしの保障が明記されていない、②労働協約とこの法案(新法)との関係、

国際・国内動向

とくに具体的な週労働時間の計算方法の問題、③97年法律第196号（通称トレウ法）第13条とこの法案（新法）の関係、とくに、従来、全労働者一律だった法定労働時間が企業規模によって、事実上、2つ（15人以下と15人超）になる問題などである。

法案への反応とひきつづく「欧州労資対決」

35時間法案について、政党としては唯一、法制化を推進してきた閣外協力与党・共産主義再建党は、政府との協定事項（協定全文は本誌№29参照）の重要な一環が遅ればせながら実行されたことを歓迎しつつ、法律の早期成立をめざしている。

最大の妨害勢力である財界、とくに工業連盟は、この間、内外のあらゆる可能性を動員して時短「法制化」の阻止に全力を注いできた。国内では財界人、学者・知識人・マスコミなどであり、国外ではドイツのコール首相やヘンケル・BDI（ドイツ産業連盟）会長などからG7、IMF（国際通貨基金）³⁾、EU委までの反対論調を動員した。反対論に共通するのは時短は経済の国際競争力を阻害し、景気と雇用を減速させ、失業を増やすという点であり、工業連盟の攻撃の矛先は共産主義再建党に向けられ、与党勢力の切り崩しが策動されてきた。工業連盟系の経済紙は共産主義再建党の主張を「反愛国」とよび、35時間法案をはじめとする政府との協定事項の実現を「ベルティノッティ・コスト（共産主義再建党が原因で払わなければならない費用）」と攻撃している。工業連盟は労働組合に対しては35時間「法制化」を支持するなら93年7月協定を破棄するとの脅迫を続けている。

工業連盟は現在も週35時間「法制化」を容認する意向は一切みせていない。フォッサ会長は4月21日、工業連盟理事会（今後2年間の行動計画と役員人事を決定）後の記者会見でそうした立場を表明しつつ、「もし、国会が同法を可決したら、われわれは同法廃止の国民投票の計画を実行に移す。われわれは政治的レッテルを追求するのではなく、与党勢力であれ、野党であれ、われわれを支持する者を決して拒まない」とのべた。これは公然とした現与党勢力分断のよびかけであり、フランスのセリエール経営者協会会長が昨年未行った週35時間「法制化」反対の倒閣

煽動とウリ二つである。

労働組合側では、3大労連（CGIL＝労働総同盟、CISL＝労働組合同盟、UIL＝労働連合）傘下の金属労組などは「賃下げなしの時短」の明記を要求して法案修正を求めているが、所得政策と政労使協調を定めた93年7月協定と、それによって確立された政労使協調体制の維持を優先する立場から時短「法制化」に反対してきた3大労連の指導部は、基本的には従来の立場を変えておらず、法案を消極的支持しつつも、労働協約など労使による裁量範囲拡大を内容とする修正案の提出を表明している。コッフェラーティCGIL委員長は工業連盟に対しては、修正案を提出するのが正当な態度であり「国民投票という考えは誤っている」「工業連盟は労働時間短縮そのものに反対なのではないか」と指摘した。

政府側は法制化の方針そのものは譲っていないが、審議段階での譲歩の余地をみせつつ労使代表の妥協を図る方向で動いている。トレウ労働相は工業連盟の対応に対しては、「われわれは法案を提出している。その結果を待つて考えよう」とし、時短にともなう賃金については労働協約に任せると、事実上、賃下げもありうるとの立場を表明している。

こうして、イタリアでの週労働35時間の法制化の闘いは、フランスに劣らない困難と、フランスに勝る複雑さと激しさをもって進行している（5月中旬現在下院労働委員会で審議中）。

4月9日ローマで開催された「欧州、雇用、労働時間」シンポジウム（伊・左翼民主＝Democratici della sinistra, Ds〔左翼民主党＝Partito Democratico della Sinistra, PDSが改名〕、仏・社会党共催）に参加したオーブリ仏労働相は、「各国はそれぞれの考え方で進む」と断った上で、新自由主義は失敗した、「労働コストを引き下げ、弾力性を増大させるだけでは不十分であり、労働者保護の切下げは許されず、政府はマーストリヒト条約基準達成で示したのと同じ決意で雇用問題に取り組まなければならない」と、週35時間への労働時間短縮が雇用創出の一手段であるとの、主張を繰り返し、イタリアでの法制化を激励した。

週労働35時間の法制化の闘いは、ユーロ発足にと

もなう労使関係・労働福祉の確立の闘いと密接不可分なものと、ひきつづき「欧州労資対決」の中心に位置している。

- (注) 1. 労働相の姓をとってトレウ法と通称される法律で、第13条は週労働時間を、従前の1923年の法律が定めた48時間から、40時間に短縮することをうたっている。なお、現在の35時間法案は同法の廃止をうたっており、同法(97年法律第196号第13条)はひきつづき有効性を保つたものである。
2. 97年法律第196号第13条2項2文、3文は週24時間以下、週24時間を超え32時間以下、週32時間を超え36時間以下、週36時間を超え40時間以下に区分している。

3. IMF(国際通貨基金)は4月13日に発表した「世界経済観測」の「欧州・米国関係およびユーロの展望についての観測」の部分で、週35時間の法制化は今日、急ぐべき規制緩和の道に反するとしつつ、「労働時間短縮および最低賃金引上げの立法措置は構造的失業問題を解決するより、むしろ悪化させるだろう」と、イタリアとフランスの措置を断定的に否定評価した。工業連盟は同観測を歓迎。共産主義再建党のベルティノッティ書記長はIMFは「この数年、反福祉的・反労働者の処方箋のメッセンジャーとして突出している」、「反動主義者の巣窟」とでもいうべきものと批判した。労働組合はそろって、「略式判決だ」とIMFに反発した。

(会員・欧日問題研究者)

富山県における産業構造の変化と 経済不況の現状

友 相 彰

富山県の産業構造は時代とともに 大きく変化してきた

富山県は、北アルプスから富山平野を南北に流れる黒部川、庄川、神通川など7大河川の豊富な水を利用した水力発電によって、豊富な電力に恵まれている。そのため、戦前から紡績、化学肥料製造・製薬、鉄鋼、製紙など素材型産業が発展し、日本海側屈指の工業県となった。

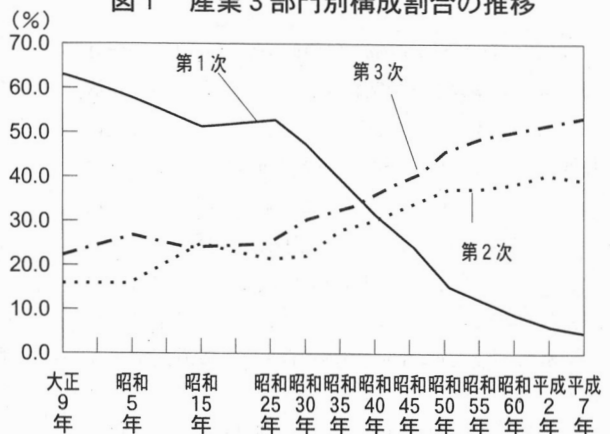
戦後も鉄鋼・化学・アルミ・紙・パルプなどの重化学工業化が急速に進む。しかし、1965年前後の「オイルショック」と70年ごろからの「円高不況」によって基礎素材型産業が大きな打撃を受け、独占大企業が工場を閉鎖・縮小していった。その後、素材型産業に代わり加工組立型産業が中小企業を基盤に大きく伸びていった。その結果、1990年には従業員30人以下の事業所が全事業所の87%をしめるように、中小・下請け企業の構成が大きくなっていった。

また、サービス産業を中心に第3次産業が、産業3部門構成割合で90年が52.5%、95年が54.5%と比重を増してきている。(図1参照)

産業構造別就業者数の変化は、表1のように、

第1次産業は、年々減少を続け、1985年には10%を割り、95年には5.6%まで落ち込んだ。第2次産業は、1950年以降緩やかに上昇を続けていたが90年の40.8%が95年には39.8%と上昇が止まった。また、商業部門でも、規制緩和による大型店の地方への進出・価格破壊・元旦営業や営業時間延長、農畜産物・水産物の輸入拡大などは、商工業者の経営危機、地域経済の破壊と産業の空洞化をいっそう深刻にしている。民営事業所統計調査によれば民営事業者数は、

図1 産業3部門別構成割合の推移



資料：総務庁「国勢調査」

国際・国内動向

表1 産業部門別就業者数

	1975年	1985年	1990年	1995年
1次産業	88,779	52,775	39,215	34,734
2次産業	211,487	230,354	242,293	244,989
3次産業	260,134	296,794	311,872	335,098

資料：国勢調査

表2 民営事業所数

	事業所数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上
1991年	67,249	45,085	11,241	6,099	1,946	2,878
1996年	65,987	45,369	11,688	6,667	2,088	3,175
増 加	△1,262	△2,716	447	568	142	297
増加率	△ 1.9	△ 6.0	3.9	9.3	7.3	10.3

資料：富山県企画統計課「事業所統計調査」

表3 県内企業の海外事業所数・現地従業員数

調査時点	1987年10月	1990年12月	1993年1月	1995年1月	1997年9月
企業数	26	40	43	54	57
事業所数	107	141	156	180	178
現地従業員			18,525	28,558	24,356

資料：(財)とやま国際センター「富山県企業の海外事業所調査」

表2のように、1991年と96年の比較では、民営事業所は1262事業所（－1.9%）が減少し、2年連続減となった。特に従事者4人以下の事業所は5年間（91年～96年）で2716軒の減となるなど深刻な状況になっている。

県内企業の海外工場進出と 産業の空洞化現象

「上海合併工場が稼働。光通信分野を強化。96年4月からフル生産」（太平洋ランダム）、「将来の海外展開に備え、中国で工場建設」（黒田化学）「縫製品の海外生産拡充。タイに拠点新設を検討」（ゴールドウイン）「生産ライン一部台湾に。競争力アップ狙う」（北陸電気工場）、「YKK、上海工場を増設。ファスナー需要に対応」、「中国工場が本格稼働。携帯電話部品など生産」（リッチェル）。これは、95年11月の地元紙にのった県内企業の海外展開の報道記事の見出しである。

県内企業の海外進出の状況は、表3のように、1987年には26の企業が107事業所を構えていたが、その後

どんどん拡大し、95年には54の企業、世界50ヵ国、180事業所、現地従業員2万8558と急速に増え、特に中国への進出が目立った。（ただ、97年調査では、アジア経済の混迷の影響を受け、95年に比べ事業所数、現地採用従業員数とも減りは始めている）

このように、海外では雇用を拡大しておきながら、国内では製造業を中心に大量のリストラ人減らし「合理化」を強行した。県内に本社、支社、主力工場を持つビクトリーマップ県内版（県労連作成）に登場する55社だけでも、95年8,162・96年20,091人（全国で・会社四季報）も従業員を削減し、深刻な雇用不安をつくり出している。産業の空洞化が県内産業や労働者の雇用・失業問題に大きな影響を与えは始めている。

長期不況は県内産業に 深刻な影響を与えている

“中小企業経営危機突破・緊急集会”と大きな囲み見出しに続き、「力を合わせて不況を乗り越えよう！」と訴え、「最近の景気の動向は、極端な消費の冷え込み・規制緩和・金融ビッグバン等により、先行きの見えない大変厳しい状況が続いております。希望に満ちた21世紀を迎えるためには、今、正に正念場を迎えており、頑張りどころであります。……元氣な高岡をつくるため市内産業界の各分野の声を聞き、総力を結集して行動をおこす機会にしたいと考えます。」これは県内2番目の都市、高岡市の高岡商工会議所が3月24日の「中小企業経営危機突破・緊急集会」の開催を知らせるチラシである。

この集会には、会員企業から200人が集まり、地場産業であるアルミ加工や銅器、漆器などの製造業や建設、小売業から現況や行政などに対する強い要望が出された。

また、「平成13年4月までに人員を15%削減」（北陸銀行）、「今年末までに500人削減」（三協アルミ）、「平成12年3月末までにグループ全体で300人削減」（ゴールドウイン）、「5年間で800人の人員削減」（佐藤工業）、「希望退職400人募集、来年末に全社従業員4,150人体制へ」（新日経）—今年に入ってから各社が発表したリストラ策（新聞報道）である。

バブルの後遺症を引きずっている北陸銀行、佐藤

工業は論外にしても三協ア

ルミ、新日経は「ビル・住宅着工の鈍化がビル用、住宅用建材の生産を大幅に落としている」、ゴールドウィンも「スキー用品の不振のほかスポーツウェアの販売不振」と今日の長期不況、

個人消費の低迷が業績不振の大きな原因である。

97年度の企業倒産は表4で明らかなように、負債総額が606億7700万円と戦後最悪を記録し、件数は145件と戦後3番目、94年から3年連続で100件を突破し、高水準で推移しているが、その主要な原因も販売不振などの不況型倒産である。

このように、富山県内の産業界は「倒産や廃業が相次ぎ、かつてない危機に直面している」(中小企業経営危機突破・緊急集会での商工会議所幹部発言)と深刻な状況にある。

総務庁の「家計調査」によれば、97年の実質消費支出は5年連続のマイナスを記録し、昨年12月は前年同月比でマイナス5%と23年ぶりの大幅減となり、消費支出の落ち込みに輪をかけているのが雇用不安である。完全失業者数は7年連続して増大し、完全失業率も史上最悪を記録している。民間調査機関の調査でも、東証上場企業従業員数が97年度上半期で12万人が減少、企業の7割、業種でも30業種中28業種で従業員が減少している。一方で、パート労働者や派遣労働者など低賃金・無権利の不安定雇用労働者が増大し、結果として雇用労働者の実収入を引き下げている。

今日の不況の原因が、橋本内閣が強行した消費税増税、特別減税打ち切り、医療改悪による9兆円にものぼる国民負担増にあったことは明白である。従って庶民のふところを温め、落ち込んだ個人消費を盛り上げるためにも、消費税率を元の3%に戻し、特別減税を恒久減税として復活させて大幅な庶民減税を実施させる必要がある。また、健保本人2割負担を元

表4 企業倒産(負債額1千万円以上)

(単位:件、百万円)

	総 数		建 設 業		製 造 業		卸・小売業		そ の 他	
	件数	負債額	件数	負債額	件数	負債額	件数	負債額	件数	負債額
1994年	121	15,776	34	5,912	17	2,278	43	5,026	27	2,560
1995年	107	28,324	16	2,084	29	12,664	46	12,370	16	1,206
1996年	103	39,730	18	12,259	28	7,892	40	16,261	17	3,318
1997年	145	60,677	38	—	33	—	57	—	17	—

資料:帝国データバンク富山支店

の1割負担に戻すなど医療保険制度を改悪前の状態に戻すと同時に「財政構造改革法に基づく医療の連続改悪、年金改悪を中止させることも必要である。

しかし、何といたっても景気回復の決定打は人口の過半数以上を占める雇用労働者の大幅賃上げである。財界の賃金抑制策、リストラ「合理化」攻撃が消費を冷え込ませ、国内市場を狭め、過度の輸出依存に走らせるという日本経済の歪みを生んできている。

しかし、日経連は「賃上げの余地はない」と主張し、大企業各社も「従来以上に厳しい局面」と賃上げ抑制に必死である。大企業はこの不況下でもボロ儲けを続けている。全労連が毎年発表している 検証・大企業の内部留保(98年版)では大企業(437社)の内部留保は97年3月決算で96兆5536億円もため込んでいることを明らかにしている。これは、そこで働く労働者に326万2342人全てに3万5千円の賃上げ(ボーナス6か月を含む18ヵ月分で試算)をしたとしても内部留保の取崩率はたったの2.1%にすぎない。県内関連(県内に本社・支社、主力工場をもつ企業)55社でも内部留保の総額は6兆4491億円、そこに働く労働者約26万7千人に3万5千円の賃上げをしても取崩率は2.6%である。ちなみに大企業が下請け単価の引き上げなど日本の全労働者(5322万人)に3万5千円の賃上げをしてもその取崩しは34.7%で、もしこれが実現すれば20兆円以上が消費に回り、生産を誘発する波及効果は31兆円以上にもなる。

表5 産業3部門別就業者数

	就 業 者 数				就 業 者 の 割 合			
	1975年	1985年	1990年	1995年	1975年	1985年	1990年	1995年
1次産業	88,779	52,775	39,215	34,734	15.8	9.1	6.6	5.6
2次産業	211,487	230,354	242,293	244,989	37.7	39.7	40.8	39.8
3次産業	260,134	296,436	311,872	335,098	46.4	51.1	52.5	54.5

資料:総務庁「国勢調査」

国際・国内動向

これほど確かな景気回復策は他には無い。

しかし、大企業は膨大な内部留保を吐き出そうとせず、労働者には賃金抑制やリストラ「合理化」を強要している。こうした大企業の身勝手な攻撃は、今日の不況をより深刻化させるだけである。

「総対話と共同」を拡げて

県労連は98春闘で、昨年末に引き続き大企業宣伝行動（第2弾）にとりくみ、「大幅賃上げでくらしの改善を！」「労働法制の全面改悪許すな」のチラシ約1万枚を県内の大企業など33カ所の門前で出勤する労働者に配付し、共に春闘を闘おうと呼びかけた。人員削減を行おうとしている三協アルミでは、新湊、福光、本社工場の三箇所を実施。景気の回復がなければサッシの需要は伸びず、「不況打開、景気回復のためには大幅賃上げが決め手」の宣伝は正にタイムリーな宣伝として、連合加盟労組の組合員から歓迎された。

また、県経営者協会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会などと懇談し、不況打開、悪政阻止、中小・地場産業・商店街の経営安定を求める要請を行ったが、それぞれの幹部役員はこぞって、県労連の要請内容については、「不況だからこそ賃金の引き

上げを」と言う部分は同意出来ないが、消費税の引き下げや、大型店の規制をはじめ「ほとんど合意出来る内容だ」と意見が一致した。

昨年末の県都富山市の市長選挙では、県労連も加わった、「市民が主人公の富山市政をつくる会」が擁立した候補者が、現職で日本共産党以外の自民・社民など「オール与党」をバックに4選をめざす候補者を相手に、43%の得票率の支持をうけ、あと一歩まで迫るという新しい情勢が開かれた。国政や、地方政治の悪政に対する国民の怒りは頂点に達している。総対話と共同の拡大がかつてなく拡がる情勢にあり、大いに奮闘していきたい。

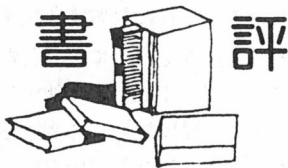
（富山県労連事務局長）



読者のひろば

「労働総研クォーターリー」（98年春季号）の特集「アメリカ資本主義をどう見るか」は読み応えがありました。特に、秋元樹氏の「アメリカ労働運動の流れの中のUPSストライキ」、大塚秀之氏の「不安階級と雇用不安パラダイム」は十分吟味された優れた研究です。本来の労働運動が社会正義への大道を示すべきときに、見事な切り口でアメリカ資本主義と労働者階級・労働運動の側面を照射されており、認識を新たにしました次第です。

（会員：宮崎産業経営大学助教授 足立辰雄）



加藤佑治・内山昂監修
労働運動総合研究所編

『規制緩和と雇用・失業問題』

関 恒義

規制緩和は現在の独占資本の基本戦略である。本書は、この戦略を、5年間の共同研究により労働者・国民の立場から検討し、国民本位の経済発展の方向を提示する時宜にかなった著作である。

欧米では、石油危機を契機とする70年代の世界同時不況に対応して規制緩和が推進され、すでに「労働者・国民の側からの一定の反撃が始まるつつある」が、日本では、80年代の臨調「行革」を経過して、90年代に規制緩和が本格化し、そこには日本独自の性格もある。本書の検討では双方を対比して進められている。以下では、本書の構成に即して基本的な論点を要約しておこう。

まず「はじめに」で、本書の狙いを示し、日本政府が推進する6大改革の主軸となる規制緩和は、独占資本に「自由に活動できる場」を保証する路線であり、「失業者の創出＝国家・産業のスリム化にこそ」、この路線の「神髄がある」という。この神髄は、本書刊行後も失業者が増加し続けていることからみても明らかである。ついで本書の導入部となる序章（加藤佑治）では、資本主義諸国の規制緩和は、「これまで労働者の勝ち得てきた労働保護的諸達成のみならず、資本間にとっても必要とされてきたさまざまなルールを独占的大資本の立場から取り払い、その有利な方向に事態を切り開こうとするものであった」とし、規制緩和論者の「学問的退廃・惨状」や税金に依存して利益をうる「腐朽的」体質を指摘したあと、情報産業主軸の新産業創出の「産業構造の変革」が、「労働者・国民を犠牲にし、政府・大資本の利益にのみ奉仕する」ことを明らかにするとともに、「民主的ルールを守らせることによって、まともな経済発展の道を切り開かなければならない」という。こうして本論で、規制緩和路線の性格が具体

的・全面的に解明される。

第1章（藤田実）では、規制緩和の背景に、「旧ソ連・東欧崩壊後の世界資本主義の『再統合』を企図したアメリカによる日本への圧力」と、日本経済に対する「閉塞感」、とくに90年代不況からの脱出路を求めようとする「危機感」とがあるが、日本の不況は構造不況の性格をもち、構造的要因として輸出主導型蓄積があり、とくに「80年代の過剰なME設備投資と日本の情報化投資の性格」が問題であるという。過剰蓄積容認の「規制緩和は独占資本の強化につながる」わけで、これでは構造不況は深刻化せざるをえない。

第2章（史岡朋道）では、とくに95年の日経連『新時代の「日本の経営」』において、労働者を長期蓄積能力活用型、高度専門能力活用型、雇用柔軟型に分け、正規雇用と非正規雇用とに区別したことから、規制緩和が重大化し、パート、派遣、請負契約といった非正規雇用が雇用不安と失業の広がりをもたらすとともに、労使関係の形骸化・個別化が「労働基準の形骸化」となり、アジアなどを含む国際労働基準への「悪影響が懸念される」という。

第3章（長井偉訓、桜井絹江、中山徹、藤田実）では、85年の労働者派遣法の制定から、96年の派遣法の見直しへ、さらに97年のILOにおける「民間職業紹介所に関する条約」の採択による有料職業紹介事業の原則自由化へ、と進展する規制緩和により、労働条件悪化の、とくに「労働基本権の行使を著しく制限された派遣労働者の拡大」の実状が、実態調査「規制緩和下における都市銀行労働者」を含めて、具体的に明らかにされる。実態調査では、「住専問題責任は、母体行、住専会社、大蔵省にある」とする癒着体制の実体も明らかにされる。

書 評

第4章(桜井絹江)では、女子保護規定の歴史的過程を追跡しながら、日本での85年の均等法制定による女子保護規定の緩和、さらに97年の均等法改訂による保護規定の撤廃とともに、非雇用型的女子労働者が増加し、看護婦の最長拘束17.5時間労働を始め、女性総合職・専門職の深夜業が全面的に解禁される実状を明らかにし、男女共通の時間外労働・深夜業の規制による雇用の安定を提案している。もとより、子供を生む女性の保護と、子供を一人前に養育するための保護とが必要なのであり、これが無視されるところに、少子化と少年犯罪という現在の貧困化が進行することを強調しておきたい。

第5章(仲野組子、松丸和夫、伍賀一道)では欧米の規制緩和と政策を問題にしている。アメリカでは、80年代に新自由主義政策のもとに、日経連が採用する雇用の3分類をすでに推進しているが、この「社会保障と労働関係諸制度の解体」に対抗して、民主主義の経済学が提起されていることが示され、ドイツでは、有期雇用の採用により、「共同決定」による労働市場政策が「切り崩され始めている」ことが紹介されている。民営化の先進国であるイギリスでは、「最低賃金制の廃止」がうちだされたが、労働党政権の成立により、公約の最賃制導入や雇用保護規定を明示するEU社会憲章の署名が問題になっている。

第6章(藤田実)では、規制緩和による経済構造改革が雇用増をもたらすとする政財界代表の「規制緩和・雇用創出論」にたいして、適格な批判的検討を行なっている。情報産業主軸の改革は相対的な雇用減少による利潤創出(相対的剰余価値の生産)に利点があるわけで、「排出」産業よりも「創出」産業が雇用増をもたらすとする保障は存在しない。とくに公共投資頼みの「島田氏のシュミレーションはあまりにも楽観的である」という。むしろ必要なのは、過労死をもたらす長時間残業や女性差別などをひき起こす雇用形態差別の禁止という「規制強化なのである」。

終章(内山昂)では、規制緩和・撤廃は、橋本政権による1府12省の再編における「労働省」の解体へ行きつくことになるが、この労働行政の変質過程から生まれる「雇用福祉省」は、労働行政と福祉行政の双方を弱体化させ、国民には、「搾取と収奪の強

化」をもたらし、「平和憲法の改悪による対米従属の強化」と、政治反動による強権的行政を押しつけることになるという。これに対処する民主的労働力政策確立のために、日本が97年に批准した国際人権規約に依拠して、全国一律最賃制と独・仏なみの週35時間労働を軸とする雇用規制法の制定と独占資本の活動の規制および生活保障と雇用保障をかかげている。

日本の政財界代表の基本的な狙いは、95年に発足したWTO=世界貿易機関を契機とする「大競争」時代に対応して、独占資本を国際独占資本として強化することにある。そのために、規制緩和路線を軸とする国民犠牲の国づくりのもとに、対米従属の日米同盟を強化しながら、独占資本の対外進出むけの国際戦略を推進する。労働運動は、国際独占資本の民主的規制を軸とする「国際的連帯を強化したたたかいを」推進しなければならない。すでに「ヨーロッパの労働者・労働組合は国際連帯を呼びかけている」から、「国際独占資本とたたかう」ことは可能である。

この国際連帯のたたかいにとって、とくに重要なことは、労働運動が基軸となって、各地域の産業を住民と共同して擁護し、発展させることである。この地域産業の発展が、資本主義諸国の高失業率を開くために、また開発途上諸国の貧困を解決するために、なによりも日本の構造不況打開のために、不可欠であることを強調しておきたい。こうして、人類の「展望はより明らかなものとして開けてくるであろう」。

(新日本出版社・1997年11月刊・2400円)

(一橋大学名誉教授)



日本弁護士連合会・ 両性の平等に関する委員会編

『国際化時代の女性の人権 —両性の平等と自立』

芹澤 壽良

日本弁護士連合会・両性の平等に関する委員会は、日本国憲法施行50周年の1997年3月15日に、同委員会設置20周年記念シンポジウムを開催し、そこへ「両性の平等と自立—女性の人権の確立をめざして」という基調報告書を提出した。評者は、労働組合運動や労働者教育運動における女性問題、とりわけ女性の人権問題の教育・学習は、その現状から、もっと系統的に強められ、深められなければならないという思いを抱いていたため、これを一読したとき、基調報告書が出来るだけ早く単行本にまとめられ、広く普及、活用されることを期待したのであった。

本書は、基調報告書のタイトルを『国際化時代の女性の人権—両性の平等と自立』と改め、内容を若干整理し、グラフや表を加え、さらに、既に日本弁護士連合会の意見として公表されているものと、両性の平等に関する委員会の研究や提言にとどまっているものも関係箇所に挿入させてまとめており、以下の構成となっている。

はじめに

第1章 労働

- 1 働く女性をめぐる法改正の基本的視点
- 2 均等法の抜本改正 3 労働基準法の改正
- 4 雇用形態による差別 5 家庭責任を有する労働者に対する施策

第2章 家族・性と生殖に関する権利

- 1 民法改正 2 養育費支払い確保 3 性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

第3章 女性に対する暴力の撤廃

- 1 日弁連における女性に対する暴力撤廃の取り組み 2 女性に対する暴力撤廃のための現

在までの日弁連の提言 3 わが国の女性に対する暴力の実情 4 行動綱領における女性に対する暴力撤廃への取り組みとわが国の施策

- 5 女性に対する暴力の撤廃への提言

第4章 税制・年金・福祉

- 1 はじめに 2 税制 3 年金 4 児童福祉

第5章 教育

- 1 はじめに 2 男女共学 3 ジェンダー・フリー教育（性別にとらわれない教育）

第6章 政策決定への参画

- 1 基本的視点 2 各分野の現状 3 女性の参画の阻害要因 4 参画推進の提言

年表

近代市民社会は、今日まで18世紀後半からの市民の解放運動、19世紀後半から本格的に展開された労働者解放運動、そして20世紀の最初の四半期にはじまる男女平等の実現をめざす女性解放運動という3つの巨大な社会的解放運動を発展させてきたが、とくに、女性解放運動は、第2次世界大戦後に国際連合が女性の地位向上・男女平等の実現を国際政治の重要な共通課題としたグローバルな戦略の展開のなかで、1979年の「女子にたいするあらゆる形態の差別撤廃条約」をはじめ、「女性の権利は基本的人権」とする人類史上かつてない歴史的な諸成果をかちとり、21世紀の闘いに向けての確たる足場を構築することに成功したといっても過言ではないであろう。

日本の戦後の男女平等運動も、憲法施行半世紀、曲折を経ながら、とくに1975年の「国際婦人年」を契機とする国際的な運動との連帯のなかで着実な前進をはじめ、今日では大きな影響力をもつ社会運動に成長し、多くの女性たちのさまざまな要求と運動の支えとなっている。

本書は、残念ながら、このような歴史的な流れについては、既知のこととしてしか、ほとんど記述されていないが、西暦2000年に向けた女性の地位向上のための国際的なガイドライン—女子差別撤廃条約や行動綱領の視点から、各章の分野について「日本における男女の平等と自立の現状、到達点、問題点や展望など」を明らかにしており、雇用や家族の分

書 評

野でも、政策決定への参画においても、男女平等を実現するための法制化はいまだに不十分であり、社会制度や社会的慣行、慣習においても依然として性差別は残り、男女の固定的な役割分担意識も根強く存在して、女性の経済的、精神的に自立した生活はまだまだ困難である。また、女性に対する暴力が女性の人権侵害であり、性にに基づく差別であるとの認識は乏しい、というのが総括的な現状評価である。

評者は、10年ほど地方自治体の女性行政に関する審議会のメンバーの一人として「女性行動計画」などの立案、決定やその推進に参画し、また長年、労働組合運動や労働者教育運動に関わってきたが、そのなかで痛感してきたことは、とくに労働組合運動において女性問題の学習、教育の今日的重要性がなかなか認識されず、社会教育や女性団体のそれと比べても大きく立ち後れているということであった。全く欠落させているところも少なくない。鉄鋼労連が1996年11月に実施した第4回『総合意識調査』の「現在、日本が直面している諸問題の中でもっとも優先して解決すべき問題」についての設問（18項目中4つ以内選択）に、「男女平等の推進」は僅か2.0%、最下位であった。因みに、最高は「高齢社会の到来

に対応する諸問題の解決」（59.0%）である。

女性問題の学習、教育が女性の組合員や労働者を対象とする場合も「女性労働」中心のテーマに偏りがちになっていないかという印象が強いが、本書は職場の「労働」を筆頭に取り上げながらも、「21世紀に向けて、男女がともに人間らしく生きることのできる社会の実現」を期待して、広範囲な社会生活における女性の人権状況を検討し、そのための解決すべき課題を提言しているのである。時間外労働等の「男女共通規制」を単なるスローガンの要求ではなく、揺るぎない確固とした要求とするためにも、女性の人権状況全体の正確な認識が不可欠であろう。

本書の現状分析や問題点、展望と提言等、個々の問題については、もちろん異論はあろう。女性問題の理論や政策については、いろいろの異論があるのが現状であり、異なる見解は学習、教育と討論を重ねて一致した認識を獲得していくことが必要であり、そのような努力が男女平等運動の主体的な力量の強化に繋がるのではないか。本書が多くのの人々に読まれ、活用されることを期待したい。

（明石書店・1997年12月刊・2000円）

（会員・高知短期大学名誉教授）

一度っきりの人生だから、あなたらしく、僕らしく！

自分
らしさの

中田進著

[46判] 本体1,500円(税別)
〒310

発見

「どんな仕事につくだろう」「どんな人と結婚するだろう」
未来が大きく広がる青春。そんな可能性の前で、
「自分らしく生きていない。
自分らしく生きられない」現代の若者たち。
高校生から仕事をもつ青年までの現在を徹底取材し、
いじめ、進路、友だち、恋愛と結婚を語り、
青年は何ができるのかを問いかける。
“自分づくり”をともに考える書。



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 新日本出版社 ☎03(3423)8402(営)



建設政策研究所・中小商工業研究所共編

『建設産業の現在』

建設政策研究所と中小商工業研究所の編者による「建設産業の現在」が刊行され、大変好評である。日本の建設産業が、ゼネコン型公共事業を中心に進められ、重層下請構造のもとで重大な問題をつくり出してきた。今日の政治・経済危機のもとで、建設産業のあり方を問い直し、地域に根ざす建設産業をめざすことがつよく求められている。そのために、本書は良き指針となるものである。

本書は、第1部で建設産別の労働組合と業者組織の運動の経験・教訓がまとめられている。建設産業構造の変化のもとで職人、一人親方、親方が団結し、消費者相手の同業組合的な協定賃金の運動から、資本の攻勢と市場競争の激化に対応した対資本を明確にした新たな運動の課題が取り上げられている。

建設業退職金共済制度(建退共)など制度要求や共通の課題で産別的な運動が広がり、重層下請け構造のもとで現場労働者の要求とたたかひの経験。ゼネコン労働者のリストラ合理化に対して、ゼネコン労働者の「連絡会」が結成され、連帯と共通の課題での交流・活動。生活関連公共事業推進連絡会議(生公連)などに官民の建設・建設関連の労働組合が参加した共同の運動、中小建設業者の共同事業の前進などが紹介されている。

第2部、第3部では、建設産業の構造変化について分析。とくにバブル崩壊以降のゼネコン機能の大きな変化。中小建設業者の経営構造、日建連ビジョンなどに詳しくふれている。

また、81年の第二臨調答申以降、土地・住宅政策に重点をおいた都市計画や建設規制の緩和、国有地等の規制緩和による都市開発、規制緩和による宅地開発。バブル期の地下暴騰・乱開発・地域破壊の問題へ。そして95年には大手ゼネコンの利益を中心と

した建設産業の構造転換の推進をめざす「大綱」など、政府・行政・大手ゼネコンの21世紀戦略を鮮明にしている。

第4部では21世紀への建設産業の本来のあり方についてアプローチし、とくに、公共投資のムダづかい問題や生活密着の公共投資の重要性などを解明し、提起している。

第5部では、公共事業の民主的転換、中小建設業の振興や、地域住宅産業政策、建設労働者の労働条件改善・向上などについて、提言を行っている。ぜひ、多くの方々のご購読をおすすめしたい。

(東信堂・1997年8月刊・2500円)

(丸山富治・建設一般書記次長)

保団連編

『今後の「医療改革」に立ち向かうために ドイツの教訓—資料編—』

この資料集は、全国保険医団体連合会(保団連)が97年3月に実施したドイツの歯科医療視察で入手した文書資料・情報を整理し、必要とおもわれる文書資料を翻訳したものであり、A4・164ページに及ぶものである。その構成は、図表でみるドイツ医療の基礎データ、ドイツ連邦歯科医師会議所の提案、地域疾病金庫の見解と政策、ドイツ労働組合同盟の見解と政策、医療・社会保障関係トップが語る最新情報などとなっている。

この資料集の特徴の1つは、この視察がドイツの「医療改革」の実相を通じて、日本の「医療改革」の行方を予見し、阻止運動の発展に寄与することを目的に行われたものであり(「視察のポイント」から)、その目的にそってドイツの「医療改革」の動きと実態、ドイツ労働組合同盟はじめ主な組織の「医療改革」への対応を直接入手した文書資料を翻訳し(各団体が直接入手した文書資料もしばしば翻訳されることがなく埋もれたままにおかれることが多い)、同時にドイツ連邦保健省、ドイツ労働組合同盟、歯科医師団体など医療・社会保障にかかわる組織のトップとのインタビューを取りまとめ、図表も多く取り入れながらドイツの「医療改革」と諸組織のそれへの対応を明らかにすべく工夫がなされていることで

新刊紹介

ある。

医科医療についてはこれまでも海外の資料・情報は比較的多く紹介・提供されてきているが、歯科医療については乏しいのが実情である。この資料集のもう1つの特徴は、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、歯科学士を中心にした歯科医療視察にもとづくものであり、ドイツの歯科医療の実情にかかわる豊富な資料・情報が提供されていることである。そ

の意味で貴重な資料集といえる。

そして、この資料集の最後に掲載されているドイツで長年開業されている日本人歯科医師との懇談の内容には、ドイツの歯科医師の仕事と家庭生活の具体的なすがたが示されており、大変興味深いものとなっている。

(保団連・1997年10月刊・2000円)

(宇和川邁・労働総研事務局長)

前号(No.30)の訂正

英文目次

- 大塚秀之論文『『不安階級』と『雇用不安パラダイム』』の英文タイトルを、The “Anxious Class” and “Job Insecurity Paradigm” に訂正します。
- 研究所事務所の電話番号
Phone : 03-3940-0523に訂正します。

以上、筆者ならびに読者の皆さんにご迷惑をおかけしましたこととお詫びします。

次号No.32 (1998年秋季号) の主な内容 (予定)

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ・アメリカ労働運動をどう見るか | 戸塚 秀夫 |
| (特集) 頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民 | |
| ・最近の年少者犯罪と日本の労働者・国民 | 大串 隆吉 |
| ・年少者犯罪と「家庭責任」 | 山内 尚俊 |
| ・年少者犯罪と教育現場の闘い | 現場からのレポート |
| (国際・国内動向) | |
| ・イタリアの政治と労働運動 | 高木 督夫 |
| ・イギリスにおける最低生活保障について | 唐鎌 直義 |
| ・大阪・守口市における街づくりと労働運動 | 守口市職労 |
| (書評) | |
| ・牧野富夫監修・労働総研編「『日本的経営』の変遷と労資関係」 | 金田 豊 |
| ・加瀬和俊著「戦前日本の失業対策」 | 大須 真治 |

(題はそれぞれ仮題・内容は変更することがあります)

発行予定日 1998年9月15日

編集後記

* 4月の完全失業率が4%を越え4.1%になった。日本総合研究所は6月1日、「完全失業率は2005年に9%超まで上昇する恐れがある」とするレポートを発表している。

これらの事実・現象が、日本資本主義、国民・労働者の生活、労働運動等に与える影響はさきめて大きなものがある。従って、本号は、「雇用・失業問題とその打開への道」を中心課題として編集された。

* 巻頭論文は、「90年代半ば以降ヨーロッパで労働運動の新しい高揚の波が現われていることは事実」としつつ「この波がストレートに強まり、広まるかのように評価するわけにいかない」との認識にたっている。それは、単一通貨「ユーロ」の発足に伴う加盟国の経済政策の結果必然化された失業者が11.0%（1800万人）に達し、その矛盾が拡大していることをデータに基づき明らかにし、労働運動に対する国民世論の支持が広がりを示していることが運動高揚の条件となっていることを明らかにし、日本における運動に示唆を与えている。特集4本の論文と合わせて検証いただければ幸いである。日本における労働運動にとって今日、雇用・失業が重要な課題となっている時でもあり、お役に立てればと思う。

(T. U.)

季刊 労働総研クォーターリー No31 (1998年夏季号)
1998年7月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

インターネットホームページ

<http://www.ijjnet.or.jp/c-pro/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒価 1部 1,250円 (郵送料180円)

年間購読料 5,000円 (郵送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

振替 00140-5-191839

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.31 Summer Issue

Contents

New Developments of Labor Movements in Europe

Hidefumi Ichinose

Special Article : Employment and Unemployment --A Way out of the Problem

- * Problem of Employment and Unemployment : On Featuring this Issue Yoshihisa Tokita
- * Amid the Widespread, Prolonged Unemployment -- Living Conditions of the
Jobless, Present Situation and Tasks of Employment and Job Security Kazuyuki Kusajima
- * Struggle against the Destruction of Local Economy and Employment
caused by "Financial Big Ban" Hisashi Ohki
- * Aggravated Unemployment vs. Growing Struggle against it in France Yoshio Komori

Information at Home and Abroad

- * Participating in the Symposium : "Globalization and Labor Laws" Kuniyuki Matsuo
- * To the Completion of Selected Works of August Bebel Setsu Ito
- * Italy's Move toward the Legislation of 35 Working Hours a Week
-- Substance of the Bill and Present Situation of the Struggle Tadao Miyamae
- * Change in the Industrial Structure and Realities of Economic Slump
in Toyama Prefecture Akira Tomosugi

Book Review :

- * "*Deregulation and Employment / Unemployment*," Tsuneyoshi Seki
supervised by Yuji Kato and Takashi Uchiyama, edited by Rodo-Soken
- * "*Women's Human Rights in the Era of Internationalization -- Equality and
Independence of Both Sexes*," edited by the Japan Federation of Bar
Associations Committee on Equality between Both Sexes Hisayoshi Serizawa

Introduction of New Publications :

- * "*Construction Industry Today*," co-edited by Research Institute of Construction
Policy and Research Institute of Small Commerce and Industry, Zenshouren Tomiji Maruyama
- * "*Data Book : To Confront the Future 'Medical Reform' -- Lessons of Germany*,"
edited by the Japanese Medical & Dental Practitioners for the Improvement
of Medical Care Tsutomu Uwagawa

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo31 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)